

(表紙)

追 録	吉 貴 公
舊 記	繼 豐 公
雜 錄	宗 信 公
卷七十六	享保十八年

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十八年〕 正月七日

忠音判

〔在口裏〕(屬津總豐) 松平大隅守殿

〔在右裏〕(宋) 酒井讚岐守 忠音

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十八年〕 正月七日

直判

〔在右裏〕(宋) 松平大隅守殿

〔在右裏〕(宋) 黒田豊前守 直判

吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十八年〕 正月十一日

松平伊豆守 信祝判

酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

〔在右裏〕(屬津吉貴) 松平上總入道

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之外、遂披露（朱力半）外處一段之御仕合（朱力半）、恐々謹言、

享保十八年 正月十一日 黒田豊前守 直判

松平上總入道

472 継豊公御譜中

正文在文庫

吉書

一 神社佛閣修造興行事、

一 可專勸農事、

一 可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

享保十八年正月十一日 繼豊判

473 継豊公御譜中

正文在文庫

御賀之爲御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露（朱力半）外處一段之御

仕合（朱力半）、恐々謹言、

「享保十八年」 正月廿一日 忠音判

〔朱〕 松平大隅守殿 忠音

〔朱〕 酒井讚岐守

474 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをくく何もくくよろしく申上りへくり、めてたく  
かしく、

十二月十八日付にて御ふみ下されり、

公方様〔吉書〕〔家重〕〔邦水親王王女〕 大納言様 御簾中様ますく御機けんよく御座

なされ、御めてたくおほしめしり由、然者霜月十五日

竹姫君様御着帯の御祝儀として

公方様より上使外山にて、御同氏大隅守様へ御懇之上

意にて御着御拜領被成、御てまへ様にも忝覺しめしり由、

右之たん

御簾中様へ仰上られたきとの御事、御ふみのとをりよろ

しくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

享保十八年 〆

まつ平 御返事

上總入道様 外山

吉貴公御譜中

正文在文庫

御ふみのやう披露いたしまいらせりへハ、御満足さ  
御ねん入まいらせられり御事ニおほしめしり、なを  
いくひさしく萬々年も御めてたさのミといわる入ま  
いらせり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めて  
たくかしく、

十二月十八日の御ふミ下されり、まつく

(家直室、近衛氏)

一位様御機嫌よくならせられり、御心易思しめし被成り  
へくり、さやうに御座り得ハ、霜月十五日

竹姫君様御着帯の御祝義

公方様より外山上使にて御懇の 上意、大隅守様へ御看

御拜領被成、上總入道様にもかたしけなく思召被成り由、

御禮仰上られ、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十八年

松平

上總入道様にて  
御返事

人々御中

秀小路

さくららる

山科

八嶋

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もくよろしく申上りへくり、めてたく  
かしく、

十二月十八日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様 御簾中様ますく御機けんよく御座

なされ、御めて度覺し召り由、しかれば霜月十五日 益(鳥)

之助様御はかまめし被成りニ付

公方様 大納言様より上使として外山にて御懇の 上意

にて、御同氏大隅守様 益之助様へ御看御拜領被成、か

たしけなく覺しめしりよし、御禮仰上られり御ふミのと

をり、よろしくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十八年

まつ平

上總入道様

人々

豊岡

外山

八嶋

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く何もよろしく申上りへくり、めてたくかしく、

十二月十八日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様 御簾中様ますく御機嫌よく御座なされ、御めてたく覺しめしゆよし、しかれハ先月十五日益之助様御はかま召初に付

公方様 大納言様より上使外山にて御ねんころの上意のおもむき、御同氏大すミの守様 益之助様へ御さかな御はい領なされ、有かたく覺しめしゆ由、それニ付御簾中様へ御禮おほせ上られよろしく申上りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年

まつ平

上總入道様

御返事

豊岡

外山

八しま

吉貴公御譜中

正文在文庫

ひろういたし参らせりへハ御満そくに思しめしり、なをいく久しく萬く年めてたさのミまいらせられ、外半といわる入まいらせり、何もよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

十二月十八日の御ふミ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられりま、御心安思召被成りへくり、さやうに御座り得ハ、霜月十五日ますの助さま御はかまき御いわる被成り時分ハ

上總入道様 おくさま 大隅守様 益之介さまへ御もく録通参らせられりへハ、かたしけなく思召被成りよし、御禮仰上られ御ふミのやう、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年

松平

上總入道様

御返事

秀小路

櫻井

山科

479 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく 上總入道様にも御ふしの御事ニ御座なされ、めて度おほしめしり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

御ふみ被下り、先く

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたくおほしめし被成り由、扱は此たひ益之助さま御はかま着御いわる被成

朱カキ  
享保十八年

外ニ付御ふみのやう、此御目録之通御あけなされひろう  
致し参らせりへハ、かすく御満足ニおほしめしり、誠  
にいくひさしく益之助さま御せい人被成り様こといわる  
入らせられり、めてたくかし、

朱カキ  
享保十八年

あ

松平

秀小路

御返事  
上總入道様ニて

櫻井

人々御中

山科

480  
吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく幾久しく萬々年も相かわらすと御めてたさ

よろしく申せとの御事ニ御座り、めてたくかし、

御ふみ被下ひろう致まいらせり、まつく

一位様御機けんよくならせられ、めて度思しめし被成り

よし、なを餘寒の御さハリもあらせられりハすりま、

御心安思しめし被成りへくり、扱ハ十一月廿二日

一位様より奥さまへかんに御たつねまし遊ハし、御目録

の通まいらせられりへは、御禮御申あけ被成、御満足ニ

おほしめしり、めてたくかし、

481  
吉貴公御譜中

正文在文庫

朱カキ  
享保十八年

松平

ひでの小路

御返事  
上總入道さま

櫻井

人々御中

山科

あ

此よしよろしく申せとの御事ニ御座り、返く春な  
からいまた餘寒もつよく御さりま、なを御さハリ

もあらせられりハぬやうにとおほしめしり、宜申せ

との御事ニ御さり、めてたくかし、

年始の御祝義何方もおなし御事ニて、いわる入らせられ

り、まつく

總州様御機嫌よく春を御むかへあそハし、御にきく鋪

御祝ひ共の御事、かすく御めてたく思しめしり、此御

地ニても御揃あそハし御機嫌よく被爲入、春を御むかへ

あそハし、御にきくしく御いわるあそハしり、扱ハ此

御もく録のことく、年始の御ふミ進しられりニ付、わざ

と御祝ひあそハしりて進しられり御事ニ御座り、誠に

く久しく相かわらすとの御事まで思しめしり、めてた

くかしく、

朱カキ  
享保十八年  
正月廿一日

ひししま(龜房)	とみ
隼人さま	岡た
嶋津(久重)	つほね
登さま	藤え
人々	

482  
全上

返くくいよく御機嫌よくいらせられ外や、きかせられ度おほしめし外、何もよろしく申せとの御事：御さ外、めてかしく、

年明まいらせ外へ共、いまた餘寒もつよく御座外へ共、まつく

總州様御機嫌よく被爲入、何の御さハリもあらせられす外や、きかせられたくおほしめし外、

此御地にて御揃あそハし御機嫌よく被爲入り御事ニ御さ外、餘寒の御左右被爲聞たさ仰被進外、此よしよろしく申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年  
正月廿一日  
より

483

ひししま	とみ
隼人さま	岡田
嶋津	つほね
登さま	藤え
人々	

吉貴公御譜中  
正文在文庫

此よしよろしく御禮御申上られ外へく外、返くくはるなからいまた餘寒もつよく御さ外ま、なを御さハリもあらせられ外ハぬやうにとおほしめし外、めてたくかしく、

此春の御祝義と御座外て御文のやう忝思しめし外、仰被進ことく、つきせぬはるの御ことふき、おなし御事：いわる入らせられ外、

總州様初させられ御機嫌よく被爲入、年頭の御しうき御にきくしく御いわるあそハし外御事きかせられ、かすく御めて度思しめし外、こゝ御ほともかハらせられ外御事御さあそはし外ハす

御前様初させられ  
大守様 御ふた所様 益之助様も御機嫌よく、年始の御

繼豊公御譜中

正文在文庫

寫

谷山之内

宇宿村

- 一 谷山に御光儀之節、爲諸入目谷山諸名高割合出錢之事、
- 一 上使御巡見之節、御假屋并諸普請加勢夫之事、
- 一 谷山御假屋并地頭假屋普請加勢夫之事、
- 一 同所指杉之事、
- 一 同所諏方社入目出錢之事、
- 一 取納究付出錢并筆紙墨代之事、

祝義御にきくしく御いわるあそハしり、扱ハ御祝義と御座りて御もく録のことく被進、かすくめて度かたしけなくおほしめしり、まことにいく萬く年も相かからすといわる入らせられり、めてたくかしく、

朱力キ

享保十八年 二月三日

より

ひし嶋

隼人さま

嶋津 登さま

御返事

とみ

岡田

つほね

藤え

右福昌寺領分宇宿村者、從

元久公敷通之以御文書、萬雜公事諸役御免之處、依混雜前住師山訴之趣有之、右六ヶ條前々之通相違有間鋪者也、仍如件、

享保十八年二月三日

種子嶋強正

久基判

樺山主計

久初判

嶋津

空 久豪判

嶋津中務

久貫判

嶋津大藏

久春判

同年四月ニハ久納トアリ

福昌寺實禪和尚

繼豊公御譜中

正文在文庫

歳暮之 御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被差出り、以上、

(朱) 「享保十八年」

二月廿日

松平伊豆守 (信 憑)

松平大隅守殿

正文在文庫

芳牒欣讀、今度相國 宣下之事畏悦之至り、因茲如目錄被投與、丁寧之嘉容令満足り也、

(案) 「享保十八年」

三月五日

薩摩中將とのへ

(近衛家久  
花押 No.2)

明十五日例月之御禮無之り間、不及登 城候、以上、

(案) 「享保十八年」

三月十四日

松平伊豆守

酒井讚岐守

松平左近將監

松平大隅守殿

返くこゝ御ほとこてもかハラせられり御事御さあ

そハしりハす、御揃あそハし御機嫌よくいらせられ

り、何もよろしく申せとの御事ニ御さり、めてかし

く、

此度姫君様御めてたさこ付、御ていねいさまに仰被進、

鳴津登御使ニ進しられ、くわしく仰被進忝思しめしり、  
その御地にて

總州様初させられ御機嫌よく被爲入り御事きかせられ、  
御めて度御うれしくおほしめしり、ことに御もく録のこ  
とく御多葉粉しなく進しられ、かたしけなくおほしめ  
しり、御心さしさまのほと御慰ニあそハしり、一入忝思  
しめしり、此よし宜御禮御申上被成りやうニ申せとの御  
事ニ御さり、めてたくかし、

享保十八年 三月十六日

ひし嶋

隼人さま

人々

とみ

岡た

つほね

藤え

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月十日

公方様東叡山、御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣及 上聞り、恐く謹言、



朱力キ  
享保十八年 三月十八日

松平上總入道

松平左近將監  
乘邑判

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく、何もよろしく申上りへくり、めてたくかし

二月十一日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様 御簾中様ますく御機けんよく御座なされ、御めてたく覺しめしり由、しかれ八年頭の御祝義として、正月七日御召仕高津御あけなされり處、御めみゑ仰付られ、その上御雜煮・御吸物・御料理下されり御事、めうかの至り有かたくおほしめしりよし、右の御禮御簾中様へ仰上られたきとの御事、御ふみのとをりよろしくひろう致まいらせり、めてたくかし、

朱力キ  
享保十八年

まつ平  
上總入道様 御返事  
人々

豊岡  
外山  
八嶋

6

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく、何もよろしく申上りへくり、めてたくかし

二月十一日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様 御簾中様ますく御機けんよく御座なされ、御めてたく覺しめしり由、しかれ八年頭の御祝儀として、正月七日御召仕高津御あけ被成り處、御めみゑ仰付られりて、そのうへ御雜煮・御吸物・御料理下されり御事、めうかの至り有かたくおほしめしりよし、右の御禮 大納言様へ仰上られたきとの御事、御ふみのとをりよろしく披露致まいらせり、めてたくかし、

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく、今ほととくと御肥立被成りまゝ、御心安思召御さ被成りへくり、めてたくかし、

まつ平  
上總入道様 御返事  
人々

豊岡  
外山  
八嶋

二月廿八日付にて御文下されり、

(橋宗尹) 小五郎様御痘瘡あそはしり處に、御やうたい御かろく御

座被成り段御聞被成、めてたく覺召り由、御文の様すな

ハチ

大納言様へも 御簾中様へも申上まいらせり、何も御念

入らせられり御事ニ存まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ 享保十八年

豊岡

上總入道様

御返事

人々御中

外山

や嶋

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くいよく御機嫌よくいらせられり御事くわし

くきかせられり、御めて度御嬉しく思しめしり、何

もよろしく御申上成られりへくり、めてかしく、

三月廿六日嶋津大藏(久善)のほりりニ付、御言傳あそはし被進、

かたしけなくおほしめしり、時分から世も御あたゝかに

なりまいらせり、まつく

總州様御機嫌よく被爲入り御事くハしくきかせられ、御

めて度かしく思しめしり、此御地にても御揃あそはし御

機嫌よく被爲入り御事ニ御さり、

姫君様御臨月ニ付、別ゐ御細やかなる御事つて、かたし

けなくおほしめしり、なをおし付御たん生の御左右御め

て度仰被進られりへくり、此よしよろしく御申上被成ら

れりへくり、めてたくかしく、

朱カキ 享保十八年 四月二日

ひし嶋

隼人さま

人々

とみ

岡た

つほね

藤え

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

朱カキ 享保十八年

四月三日

酒井讚岐守

忠音判

松平上總入道

享保十八年四月十三日執政格松平右京大夫輝貞爲<sub>二</sub>上

使<sub>一</sub>、含<sub>三</sub>恩命來<sub>芝</sub>邸<sub>一</sub>、賜<sub>三</sub>歸國之告於繼豐<sub>一</sub>、拜<sub>三</sub>戴

縮緬三十卷・白銀百枚<sub>一</sub>、

大納言家重公上使黒田豐前守直邦<sub>若</sub>來<sub>芝</sub>邸<sub>一</sub>傳<sub>三</sub>尊命<sub>一</sub>、

賜<sub>三</sub>卷物<sub>一</sub>、即日繼豐候<sub>于</sub>執政之館<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>禮謝<sub>之</sub>、同十

五日登<sub>レ</sub>營於<sub>三</sub>黒書院<sub>一</sub>拜<sub>三</sub>謁<sub>一</sub>

吉宗公

家重公

奉<sub>レ</sub>謝<sub>三</sub>賜<sub>レ</sub>告之辱<sub>一</sub>、井伊因幡守直定奏<sub>三</sub>達<sub>之</sub>、執政酒井

讚岐守忠音亦候<sub>于</sub>御前<sub>一</sub>、執<sub>三</sub>奏繼豐之謝言<sub>一</sub>、茲日家

臣島津大藏久純從<sub>三</sub>先蹤<sub>一</sub>附<sub>三</sub>從繼豐<sub>一</sub>登<sub>レ</sub>營、獻<sub>三</sub>規品<sub>一</sub>

拜<sub>三</sub>

台顏<sub>一</sub>、於是繼豐退<sub>レ</sub>營直登<sub>三</sub>西城<sub>一</sub>、就<sub>三</sub>土井甲斐守

利治<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>申<sub>三</sub>謝<sub>之</sub>、五月十六日首途、同二十三日發<sub>三</sub>芝

邸<sub>一</sub>、國老伊集院藏人久矩・平岡内匠之品、側用人町田八

左衛門俊昌、近習役<sub>二</sub>階堂八太夫行孝・木村四郎左衛門

時中等從<sub>レ</sub>駕矣、歷<sub>三</sub>東海之驛路<sub>一</sub>、六月七日到<sub>三</sub>伏見<sub>一</sub>、同

九日下<sub>三</sub>河流<sub>一</sub>入<sub>三</sub>大坂旅亭<sub>一</sub>、同十二日發<sub>レ</sub>行駕<sub>下</sub>舟於難波

津著<sub>三</sub>尼崎<sub>一</sub>、止<sub>三</sub>宿西之宮<sub>一</sub>、經<sub>三</sub>中山道<sub>一</sub>、同二十八日

自<sub>三</sub>下之關<sub>一</sub>駕<sub>レ</sub>舟到<sub>三</sub>大里<sub>一</sub>、取<sub>三</sub>陸於西海<sub>一</sub>七月十一日著<sub>二</sub>

鷹城<sub>一</sub>、即日使<sub>三</sub>家臣禰寝内記清方<sub>一</sub>爲<sub>三</sub>謝恩使<sub>之</sub>江都上、

清方登<sub>三</sub>府城<sub>一</sub>含<sub>三</sub>繼豐之言<sub>一</sub>發<sub>三</sub>薩府<sub>一</sub>、取<sub>三</sub>路於九州東海<sub>一</sub>

八月十三日到<sub>三</sub>東武芝邸<sub>一</sub>、同二十八日登<sub>レ</sub>營捧<sub>三</sub>繼豐獻

物芭蕉布二十端・三種<sub>二</sub>荷<sub>一</sub>獻<sub>三</sub>上<sub>之</sub>、於<sub>三</sub>白書院<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>

謁

吉宗公<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>謝<sub>下</sub>賜<sub>レ</sub>告歸<sub>レ</sub>國之恩篤<sub>上</sub>、本多伯耆守正矩奏<sub>三</sub>

達<sub>之</sub>、躬自亦獻<sub>三</sub>上御太刀一腰・御馬代白銀一枚・紗綾

二卷<sub>一</sub>、再奉<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>

台顏<sub>一</sub>、本多正矩復奏<sub>三</sub>達<sub>之</sub>、乃退去、直登<sub>三</sub>西城<sub>一</sub>、

捧<sub>三</sub>繼豐之獻物三種<sub>一</sub>二荷<sub>一</sub>、獻<sub>三</sub>上<sub>之</sub>勤<sub>一</sub>使職、捧<sub>レ</sub>躬自之

獻物御太刀一腰・御馬代白銀一枚、就<sub>三</sub>秋元但馬守喬房<sub>一</sub>

獻<sub>三</sub>納<sub>之</sub>、同年九月三日清方登<sub>レ</sub>營、執政松平伊豆守信

祝手自授<sub>下</sub>所賜<sub>三</sub>繼豐之奉書<sub>一</sub>、乃恩<sub>レ</sub>賜紗綾二卷於清

方<sub>一</sub>、退而候<sub>三</sub>執政<sub>一</sub>、副執政各第<sub>三</sub>奉<sub>レ</sub>謝<sub>之</sub>、清方任滿、同

月二十六日發<sub>三</sub>東武芝邸<sub>一</sub>赴<sub>レ</sub>國、取<sub>三</sub>路於東海九州<sub>一</sub>、十

一月三日歸<sub>三</sub>薩府<sub>一</sub>、翌四日登<sub>レ</sub>城復命、

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くいよく御機嫌よくいらせられりや、なをき  
かせられたくおほしめしり、何もよろしく御申上成  
られりへくり、めてかしく、

御悦之爲仰被進り、次第ニ夏めきまいらせり、まつく  
總州様御機嫌よく被爲入りや、被爲聞度おほしめしり、  
此御地にても御揃あそハし御機嫌よくいらせられ  
(雜書)  
大守様此度御ほつそくニ付

公方様より御いとまの 上使、御拜領ものもあそハし  
大納言様よりも上使御いたゝきあそハしりて、かすく  
御めて度おほしめしり、まことにいく萬く年も御機嫌  
よく御繁昌の御事にて、御のほりくたりあそハしりやう  
にといわぬ入らせられり、右之御悦仰被進たさ、此よし  
よろしく御申上成られりへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年 四月十六日

ひし嶋  
隼人さま  
人々

とみ  
岡田  
つほね

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御ふみの通何もよろしく申あけりへくり、  
めてたくかしく、  
三月十一日付にて御ふミ下されり、まつく  
公方様 大納言様

御簾中様御機嫌よくならせられり御事、御めて度覺しめ  
しり由、しかれば

小五郎様御瘡癒御快然あそハされ、御酒湯までもめさせ  
られり、いよく御機嫌よく御座被成り御事、御めて度  
覺しめしり由、御ふみの通

大納言様へもよろしく申あけまいらせり、めてたくかし  
く、

朱カキ  
享保十八年

まつ平  
上總入道様  
御返事  
豊岡  
外山  
八嶋

誠ニく幾久しく萬く年もと祝入られり、なを  
く御とをくの所御悦仰あけられ、御満足さ何も

よく申せとの御事御さり、御手まへ様も御ふしの御事、めて度思しめしり、めてかしく、

三月十八日の御文被下、まつく

一位様御機嫌よく成らせられり御事、御めてたく思しめし参らせられりよし、さてハ今度

(金御久)  
關白様相國

宣下御拜賀まで、しゆひよく相濟り御事

一位様いかほと御満足ニおほしめしり、右之御祝義仰あけられ、御目錄の通

一位様へ進上あそハし、ひろういたしまいらせりへハ、かすくめて度御満足ニ思しめしり、めてかしく、

朱カキ  
享保十八年

まつたいら  
かつさ入道さまにて  
人々御中  
秀小路  
櫻井

山科

吉貴公御譜中  
正文在文庫

なをく御悦おほせあけられ、御満足さ何もくよ  
く申せとの御事御さり、かしく、

三月廿一日の御文被下り、まつく此度京都にて

東宮様御元服あそハされり御事、御めてたく思しめし被成りよし

一位様にもいかほと御めて度御満足の御事御さり、右之御めてたさ仰上られ御ふみのやう、御目錄の通

一位様へ御進上被成、かすく御満足ニおほしめしり、

誠ニ幾久しく萬く年も御機けんよく御はんしやう被遊、御めてたさのミと祝入られり御事御さり、めてかしく、

朱カキ  
享保十八年

まつ平  
かつさ入道さまにて  
人々御中  
秀小路  
さくらゐ

山科

重年公  
女子  
女子  
李久峯  
女子

菊姫 松平修理大夫重政夫人

享保十八年癸丑五月朔日誕生於武州芝 守殿、  
母前大樹綱吉公養女

竹姫君、

501 吉貴公御譜中

正文在文庫

返くくいよく御機嫌よくいらせられ御事くハし  
くきかせられ、御めて度御嬉しくおほしめしり、何  
もよろしく御申上被成まいらせられけり、めて  
かしく、

此たひ嶋津李(久意)のほりニ付、御言傳仰被進忝思しめしり、  
時分柄次第ニ夏めきらしく、まつくその御地にて  
總州様御機嫌よく被爲入、何の御障りもあらせられ御  
事きかせられ、かすく御めて度おほしめしり、こゝ御  
ほとこてもかハラせられ御事御座不被成、高名輪にて  
御前様御機嫌よくいらせられけり、

大守様はしめさせられ御機嫌よく、益之助様も御さ  
えくしく御成人被成、 姫君様もすい分何の御さハ  
りもあらせられず、おし付御安産の御左右めて度仰進し  
られまいらせられけり、此よしよろしく御申上被成

まいらせられけり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年 五月二日

お

比志嶋

隼人さま

人、

とみ

岡田

つほね

藤え

502

吉貴公御譜中

正文在文庫

誠に幾久しく萬く年も御めてたさのミ參らせられ  
けり様こといわる思しめし、何もよく申せとの御事ニ  
御さけり、めてたくかしく、  
一位様より申せとの御事ニ御さけり、まつく  
一位様御機嫌よくならせられけり、御心易思し召被成けり  
けり、

竹姫君様御機嫌よく、御姫さまもかはらせられ御事  
も御座被成りて、今日は御七夜之御祝義御いわるとも  
の御事、敷くめてたく思召けり、  
上總入道様も賑々御悦被成り半と思召けり、扱は此御目  
録之通御いわる遊し御事までニ

上總入道様へまいらせられり、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十八年

b

松平

上總入道様

秀小路

人々御中

櫻井

山科

此書五月七日ナルヘシ

503 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲松平左近將監

可述外也、

(朱)  
「享保十八年」

五月十一日

吉宗公  
墨印

薩摩

中將殿

504 全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

(朱)  
「享保十八年」

五月十一日

黒田豊前守  
直判

松平大隅守殿

505 吉貴公御譜中

享保十八年癸丑正月十三日吉貴使<sub>一</sub>島津登久置<sub>一</sub>若年寄發<sub>二</sub>

麿府<sub>二</sub>到<sub>一</sub>江都<sub>上</sub>、留<sub>二</sub>滯芝邸<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>竹姫君産月漸近有<sub>二</sub>其

要務<sub>一</sub>也、至<sub>二</sub>五月朔日竹姫君慶<sub>二</sub>誕女子<sub>一</sub>所於朝、仍吉貴表<sub>二</sub>

七夜之賀儀<sub>一</sub>、獻<sub>二</sub>一種一荷于<sub>一</sub>

吉宗公<sub>一</sub>、一種一荷

于家重公<sub>上</sub>、久置使<sub>二</sub>節之<sub>一</sub>、同月十三日久置登<sub>レ</sub>營、於<sub>二</sub>檜

間<sub>一</sub>執政松平伊豆守信祝自附<sub>レ</sub>與賜<sub>二</sub>吉貴<sub>一</sub>之奉書於久置<sub>上</sub>、

時賜<sub>二</sub>紗綾三卷於久置<sub>一</sub>、松平備中守正貞<sub>衆</sub>執<sub>二</sub>達之<sub>一</sub>、

乃奉<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>謝之<sub>一</sub>退去矣、厥后久置發<sub>二</sub>芝邸<sub>一</sub>還<sub>二</sub>薩府<sub>一</sub>復命、

506 正文在文庫

竹姫君様御安産、御七夜之爲御祝儀、以嶋津登目錄之通

被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
享保十八年

五月十三日

松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守

忠音判

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

507 全上

竹姫君様御安産、御七夜之爲御祝儀、以嶋津登目錄之通被獻之、遂披露外處一段之御仕合、恐々謹言、

朱力キ 享保十八年 五月十三日

黒田豊前守 直判

松平上總入道

508 吉貴公御譜中

正文在文庫

御ふみ下され、

鷹司少將様薨去被遊

一位様御殘多思召外御事ニ御さ、御機嫌ニ御障もあらせられ外ハす、御心易思召被成外へく、御機けん御伺仰上られ御ふみのやう、披露致しまいらせ外へハ御満足におほしめし、なにもよく申せとの御事ニ御さ、かし、

朱力キ 享保十八年

秀小路

松平

上總入道様ニテ

人々御中

櫻井

509 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得其意、然者三月廿五日御曲輪之内雖火事出来、御城別條無之段被承之、恐悦旨尤、紙面之趣各申談及上聞、恐々謹言、

朱力キ 享保十八年 六月三日

松平上總入道

酒井讚岐守

忠音判

510 全上

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得其意、然者三月廿五日御曲輪内雖火事出来、御城別條無之段被承、恐悦旨尤、紙面之趣及言上、恐々謹言、

朱力キ 享保十八年 六月三日

黒田豊前守 直判

山科



松平上總入道

511

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上まいらせりへくけ、めて  
たくかしく、

四月廿七日の御日付の御文相とゞき、拜見致しまいらせ  
り、まつく

公方様

大納言様 御簾中様ますく御機嫌よく成らせられ御め  
て度さ、さやう御座りへへ、三月廿五日の夜御曲輪之内  
火事御座り得共、

御城ハ別條御座なく御めて度思召り由、御ふみの様  
御簾中様へ申上り様ことの御事、宜しく申上まいらせり  
へくけ、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十八年

松平

上總入道様

御返事

人々御中

外山

やしま

あ

512

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之り、益御安全之御儀り  
間可御心易り、隨り簾節一箱被獻之り、各申談遂披露り  
處一段之御仕合り、恐く謹言、

朱力キ  
享保十八年

六月十二日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

513

全上

御札令披見り、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之り、益御勇健御儀り間  
可御心易り、隨り簾節一箱被獻之り、遂披露り處一段之  
御仕合り、恐く謹言、

朱力キ  
享保十八年

六月十二日

黒田豊前守

直判

松平上總入道

514

継豊公御譜中

正文在文庫

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節  
 公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺外、益御安全御儀  
 外間可御心易外、隨而琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・  
 赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外之處  
 一段之御仕合外、恐く謹言、

〔巻〕  
 「享保十八年」  
 六月十二日  
 松平大隅守殿

黒田豊前守  
 直判

全上

御札令披見外、就酷暑之節  
 公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺外、益御安全之御  
 儀外間可御心易外、隨而琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・  
 赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、各申談遂披露  
 外之處一段之御仕合外、恐く謹言、

〔巻〕  
 「享保十八年」  
 六月十二日  
 松平左近將監  
 乘邑判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中  
正文在文庫

返く何もよろしく申上まいらせ外、めてたくかし

祝入せられ御満そくニ思しめし外、なをく  
 上總入道様にも御替りあそハし外御事御座被成外ハ  
 て、めて度思しめし外、なにもよく御心へ申せとの  
 事ニ御座外、めてかしく、  
 御ふミ下され外、土用ひとしほ暑さニ御座外へ共、まつ  
 一位様御機嫌よくならせられ外、土用之御障もあらせら  
 れ外ハす、御膳も御むらなく御手つかせられ外、御心易  
 思召參らせ外へく外、土用御機嫌御うかゝひと御座  
 外て

一位様へ御もく録之通御あけ被成、披露いたしまいらせ  
 外へハ、誠ニ幾ひさしく相かハらすと、めてたくかしく、

〔朱カキ〕  
 享保十八年

まつ平  
 上總入道様にて  
 御返事  
 秀小路  
 さくらい  
 人々御中  
 山科

く、

五月十五日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、

御簾中様も御機嫌能御座なされり、しかれば此度上使

を以、御同姓大隅守様は御國もとへの御いとま仰出され、

白かね・御まきもの御はい領なされ、そのうへ

御目見仰上られ御ねんころの御詫、殊ニ御馬御拜領なされ、且又

れ、且又

大納言様よりも上使を以御まきもの御はい領なされ、そのうへ

のうへ

御目見仰上られりて、重々有かたく覺しめしり由、右之

御禮

御簾中様へ仰上られ御ふミの様、よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ

享保十八年

まつたいら

上總入道様

人々

御返事

豊岡

外山

やしま

正文在文庫

なをく何もよろしく申あけりへくり、めてたくか

しく、

五月十五日付にて御ふミ下されり、まつく

公方様

大納言様 御簾中様御機嫌よくならせられり御事、御めて

度覺しめさせられり由、しかれハ此度

上使にて御同姓大隅守様御國もとへの御暇仰出され、白

銀・御巻物御はいりやう被成、そのうへ御前へめさせられ御懇の 御詫、ことに御馬御はいりやう被成

大納言様より□欠上使、御巻物御はいりやう被成 御めミ

へ仰上られり御事、數々難有思しめしり由、右の御禮

大納言様へ仰上られ御ふミのやう、何もよろしく申あけ

まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ

享保十八年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

外山

八嶋

正文在文庫

上總入道様にも有かたく思しめし被爲り由、右之御禮仰上られ御ふみのやう、披露いたしまいらせりへハ御満そくと思しめしり、なをくにも御念入られり御事ニ思しめしり、此よしく御心得申せとの御事ニ御座り、めてかしく、

五月十五日の御ふみ下されり、まつく一様御機嫌よくならせられりま、御心易思召参らせられへくり、

公方様

大納言様 御簾中様御機嫌よくならせられ御めてたさ、しかれハ此度 上使を以、御同姓大隅守様御國もとへの御暇 仰出され、白銀・御巻物御はい領被成、其うへ御懇の 御誼、ことに御馬御拜領被成、大納言様よりも上使を以御巻物御拜領、御めミへ仰上られ、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年

まつ平

上總入道様にて  
人、御中

秀小路  
さくらゐ  
山 科

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くこのほかの御あつさにて御座りへ共、弥御障りも御さあそはし御事きかせられり、めてたく思しめしり、何もよろしく申せとの御事ニ御さり、別る五月十三日大守様御國もとへの御いとま

公方様方上使にて御はいりやう被爲申あそハし、十五日ニ御しゆひよく御禮仰上られ、御馬御はいりやう被成

大納言様方も 上使、御巻物御はいりやう被成り御事、 總州様も御悦あそハしりよしにて、御祝の御文仰被進、かたしけなく思しめしり、なをいく久しくまんく年御のほりくたりあそハしりやうにといわる入らせられり、右之御返事も御一所ニ仰被進、よろしく御申上被成まいらせられりへくり、めてかしく、

土用中御左右被爲聞との御事にて御文のやう忝思召り、仰被進りことく、このほか御あつさにて御座りへ共、總州様弥御機嫌よく被爲入り御事、御めてたく思召り、大守様も御機嫌よく、御あつさの御障りもあらせられ

す、御道中あそハしり、御めてたく思しめしり、此御地

にても御揃あそハし御機嫌よくいらせられり御事ニ御さ

り、扱ハ土用の御左右被爲聞との御事にて、御もく録の

ことく進しられ、かすく御めてたくかたしけなく思し

めしり、いく久しく萬々年もといわぬ入らせられり、

此よし宜申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

<sup>朱カキ</sup>享保十八年 六月十八日

ひし嶋

隼人さま

御返事

とみ

岡田

つほね

藤え

521 吉貴公御譜中

竹姫君五月朔日安産、同月七日使下

吉宗公上使執政酒井讚岐守忠音、

家重公上使執政黒田豊前守直邦一各到芝邸上、被賀安産

七夜、到繼豊・益之助・於菊・吉貴及夫人而賜數品

<sup>二種一荷自</sup>吉宗公、一種、<sup>一荷自</sup>家重公、賜諸吉貴、是故六月十一日吉貴呈書牘於

兩御所之執政ニ奉申謝之一、各投奉書一見于左方、

522 正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又

去月朔日 竹姫君様御安産之段目出度被存由得其意り、

依之被差越使者候、紙面之趣各申談及 上聞り、恐く謹

言、

<sup>朱カキ</sup>享保十八年 六月廿八日

松平上總入道

松平左近將監

乘呂判

523

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將

亦先月朔日

竹姫君様被遊御安産、目出度被存由得其意り、依之被差

越使者り、紙面之趣及言上候、恐く謹言、

<sup>朱カキ</sup>享保十八年 六月廿八日 黒田豊前守 直判

松平上總入道

524 繼豊公御譜中

正文在壽國寺

覺  
(續世圖書)

一 信證院様御肖像 但御僧形厨子入一躰

一同御位牌 厨子入 面

右被賀 信證院様今年七十齡算、自御肖像・御位牌被安置於貴寺之條、弥可被祈御遐齡延年者也、仍る副狀如件、

享保十八年丑六月廿八日

(寺社奉行)  
顯姓長左衛門  
久周判

(同)  
鳴津内藏  
久敦判

壽國寺

525 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく其御程にてもさそ御悦思召外ハんと、かす

く御めてたく存まいらせ外、めてたくかしく、

五月十六日付にて御文下され外、

公方様

大納言様

御簾中様いよく御機嫌よく成らせられ外御事、御めてたく思召外よし、扱は今月朔日の夜

526 吉貴公御譜中

正文在文庫

御満足におほしめし外、なにもよくく申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

六月二日の御ふみ下され外、まつく

一位様御機嫌よく成らせられ外、御心易思召被成外へく外、さやうニ御座外得ハ、さきのころ御尋まし被遊外御事までニ、御目錄之通御手まへ様へ參らせられ外ハ、數くかたしけなくおほしめし被成外よし、御禮仰上られ御ふみのやう、披露致しまいらせ外得ハ、めてたくかしく、

竹姫君様御安産あそはされ、御めてたき御事ニ思召外よし、御おもて方も仰上られ外へとも、なを又仰上られ外御ふみの様、よろしく披露いたしまいらせ外へく外、めてたくかしく、

宋カキ  
享保十八年

松平 豊岡  
上總入道様 外山  
御返事 人々御中 やしま

朱力平  
享保十八年

松平

上總入道様  
御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

山科

6

527

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段  
之御仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十八年」  
七月六日

松平伊豆守

信祝判

酒井讚岐守

忠音判

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

528

全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段  
之御仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十八年」  
七月六日

黒田豊前守

直判

529

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者  
竹姫君様御安産、爲御七夜之御祝儀、從

公方様 大納言様以 上使、同氏大隅守・益之助・菊・

其方并妻以拜領物被 仰付、從

御女中様方 右衛門督殿 小五郎殿及御祝儀拜受之、難  
(田安宗武) (橋宗尹)

有由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力平  
享保十八年  
七月十九日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

530

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者  
竹姫君様御安産、爲御七夜之御祝儀、從

公方様 大納言様以 上使、同氏大隅守・益之助・菊・

其方并妻以拜領物被 仰付、從 御女中様方 右衛門督

殿 小五郎殿及御祝儀拜受之、難有由得其意外、紙面之趣及言上外、恐く謹言、

朱カキ 享保十八年 七月十九日

黒田豊前守 直判

松平上總入道

531 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者

竹姫君様御安座、爲御七夜之御祝儀、嶋津登被差上外處、(久禮)

巻物頂戴之、難有由得其意外、紙面之趣各一覽之事外、

恐く謹言、

朱カキ 享保十八年 七月廿二日

松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

532 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者

竹姫君様御安座、爲御七夜之御祝儀、嶋津登被差上外處、

巻物頂戴之、難有由得其意外、紙面趣令承知外、恐く謹

言、

朱カキ 享保十八年 七月廿二日

黒田豊前守 直判

松平上總入道

533 全上

なをく御おもて方よりも仰上られ外へ共、なを又御ふみのやう宜しく申上まいらせ外へく、めてたくかしく、

六月十一日付にて御ふみ下され外、まつく

公方様

大納言様 御簾中様ますく御機嫌よく御座成らせられ

外御事御めてたさ、左様に御座外へハ、

竹姫君様御安座、先月七日御七夜の御祝義として

上使酒井讃岐守、

大納言様方黒田豊前守にて、御同氏大隅守様 益之助様

菊姫御方 上總様 御ふた方様へも御拜領物御座外事、

御女中様かた 右衛門督様 小五郎様よりも御使にて、

御祝儀まいらせられ外御事、かすく忝思召外よしにて、

御禮仰上られ外御ふみの様、よろしくひろういたしまいらせ外、めてたくかしく、



朱カキ  
享保十八年

松平

上總入道様

御返事

人々御中

やしま

豊岡

外山

右

534

全上

御拜領被成、上總介様にも難有思しめし被成りよし、  
御禮仰上られ御ふみのやう、披露いたしまいらせり  
へハ、數々めて度御満そくニ思召り、なをいく久  
しく萬々年もいわる入らせられ、なにもよく申せ  
との御事ニ御さり、めてたくかしく、

六月十一日の御ふみ被下、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思召被成り由、  
さやうニ御座り得ハ

竹姫君様御安産被遊、御七夜之御しう義御祝御座り時分  
ハ

公方様より酒井讚岐守、

大納言様より黒田豊前守上使にて、大隅守様 益之助さ

ま 菊姫さま 上總介様 奥さまへ御拜領物被成、  
(家重志)  
御簾中様

(八重姫、水戸吉手室)  
養仙院様

右衛門督様

小五郎様も御使にて段々御しう義物、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

山科

右

535

全上

御満足ニ思しめしり、なを幾久しく萬々年御めて  
たさのミまいらせられり半といわる思しめしり、な  
にもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

六月十一日之御ふみ下されり、まつく

一位様御機嫌よく成らせられり御事、御めて度思召被成  
りよし、さやうニ御座り得ハ

竹姫君様御安さん、御七夜之御いわる相濟参らせり御し

う義、大隅守様 益之介さま 菊姫さま 上總介様 お

くさまへ御目録之通まいらせられりへハ、御禮仰上られ  
御ふみのやう、披露いたしまいらせりへハ、御念入参ら  
せられり御事、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年

松平

御返事  
上總入道様  
人々御中

秀小路

櫻井

山科

全上

なを幾久しく御はんしやうの御事にて、御めてたさ  
のミ参らせられ半といわる入らせられ、なにもよ  
く申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

六月十一日之御ふみ下され外、まつく

一位様御機嫌よくならせられ外、御心易思召被成外へく  
外、さやうニ御座外得ハ

竹姫君様御安さん、御七夜御いわる相濟まいらせ外御し  
う義、御手まへさまへも御目録の通参らせられ外へハ、  
かたしけなく思召させられ外由、御禮仰上られ御ふみの  
やう、披露いたしまいらせ外へハ、御念入まいらせられ  
外御事、御満足ニ思しめし外、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年

秀小路

537

松平

御返事  
かつさ入道様  
人々御中

櫻井

山科

吉貴公御譜中

正文在文庫

思しめし被成外よし、御禮仰あけられ御ふみのやう、  
披ろういたしまいらせ外へハ、めてたく御満そくニ  
思召外、なをいく久しく萬々年もといわる思しめ  
し外、なにもよく申せとの御事ニ御さ外、めてたく  
かしく、

六月十八日之御ふみ下され外、まつく

公方様

大納言様御機嫌よく成らせられ

一位様ニも御機嫌よくならせられ外、御心易思召被成外  
へく外、さやうニ御さ外へハ

竹姫君様御安座、御七夜御いわるの節ハ

公方様

大納言様より上使にて御祝義御拜領なされ、右御禮大隅  
守様御登 城被成外處、御前にて御懇の

上意、御手つから御のし御頂戴被成外段御承知被成、

御手前さまも有かたく、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十八年

6

松平 御返事  
上總入道様  
人々御中  
秀小路  
櫻井  
山科

538

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く上總入道様も替らせられ御事も御ハしまし  
しハす外よし、めて度御満足ニ外、何もよく申せ  
とて外、かしく、

七月十一日の御文被下、まつく

一位様御機嫌よく成らせられ、御めてたく思しめしま  
らせられ外よし、然者六月十二日土用御尋あそハし御  
事まで:

一位様より御目録の通御奥かたへ参らせられ御事御聞  
被成、

上總入道さまもかたしけなくおほしめしまいらせられ  
外よし、御禮と御座りて御ふみのやう、ひろういたしま  
いらせ外得ハ、御念いらせられ御事外、御満足ニ思し

めし外、かしく、

朱力キ  
享保十八年

6

まつたいら  
かつさ入道様にて  
人々御中 御返事  
秀小路  
さくらい  
山科

539

継豊公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、  
(卷)  
「享保十八年」八月三日  
松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守  
忠音判  
松平左近將監  
乘呂判

松平大隅守殿

540

全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十八年〕  
八月三日  
黒田豊前守  
直判

松平大隅守殿

541 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間

可御心易外、随ち干鯨殘魚一箱被獻之外、各申談遂披露

外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十八年〕  
八月六日  
松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

542 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御勇健御儀外間

可御心易候、随ち干鯨殘魚一箱被獻之外、遂披露外處一

段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十八年〕  
八月六日  
黒田豊前守  
直判

松平大隅守殿

543 全上  
御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者

御簾中様被遊 御着帶候之段被承之、目出度被存由得其

意外、紙面趣各申談及 上間候、恐々謹言、

〔享保十八年〕  
八月七日  
松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

544 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者

御簾中様被遊 御着帶外之段被承之、目出度被存由得其

意外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

〔享保十八年〕  
八月七日  
黒田豊前守  
直判

松平大隅守殿

545 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sup>レ</sup>、然者御簾中様被遊 御着帶候之段被承之、目出度被存由得其意<sup>レ</sup>、紙面之趣各申談及 上聞候、恐<sup>レ</sup>謹言、

<sup>朱カキ</sup>享保十八年 八月十三日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

546 全上

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sup>レ</sup>、然者御簾中様被遊 御着帶<sup>レ</sup>段被承之、目出度被存由得其意<sup>レ</sup>、紙面之趣及言上<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

<sup>朱カキ</sup>享保十八年 八月十三日 黒田豊前守 直判

松平上總入道

547 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sup>レ</sup>、將又今度御暇、白銀・卷物頂戴之、其上御馬被下之、從

大納言様拜領物有之、重疊難有由得其意<sup>レ</sup>、國許到着付<sup>レ</sup>而爲御禮、以禰寝内記如目錄被獻之<sup>レ</sup>、紙面之趣令承知<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

九月朔日 松平右京大夫 輝貞判

松平大隅守殿

548 全上

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sup>レ</sup>、將又今度御暇、白銀・卷物頂戴之、其上御馬被下之、從大納言様拜領物有之、重疊難有由得其意<sup>レ</sup>、國許到着付<sup>レ</sup>而爲御禮、以禰寝内記如目錄被獻之<sup>レ</sup>、右之趣遂披露候處 御前<sup>レ</sup>被召出之、入念<sup>レ</sup>段御喜色之御事<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

<sup>朱</sup>「享保十八年」 九月三日 松平伊豆守 信祝判

酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將亦今度御暇、白銀・巻物頂戴之、其上御馬被下之、從

大納言様拜領物有之、重疊難有由得其意外、國許到着付

為爲御禮、以禰殿内記如目錄被獻之外、右之趣遂披露外處御前に被召出之、入念外段御喜色之御事外、恐々謹言、

(朱) 「享保十八年」

九月三日

黒田豊前守

直判

松平大隅守殿

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又參勤時分之儀以使者被相伺之外、及 上聞候之處、來

年四月中可致參府由被 仰出外條、可被存其趣外、恐々

謹言、

(朱)

「享保十八年」

九月三日

松平伊豆守

信祝判

酒井讚岐守

忠音判

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

亦參勤時分之儀以使者被相伺外、紙面之趣令承知外、恐

々謹言、

(朱)

「享保十八年」

九月三日

黒田豊前守

直判

松平大隅守殿

全上

正文在龍洞院

寺地八百五拾五坪

(西唐黒部)

右高原神徳院脇坊常教院癡寺先年御再興、龍洞院と被相

改、礪御屋鋪内被建置外處、御隠居御方御看經所被

仰付被引直外付、爲寺地被下之者也、仍如件、

(彈子處)

彈正

享保十八年九月三日

久基判

(伊集院)

藏人

久矩判

(權山) 主計 久初判

(屬建) 中務 久貫判

龍洞院

553 慈豊公御譜中  
正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又參勤時分之儀以使者被相伺之外、紙面之趣令承知外、

恐々謹言、

(朱) 「享保十八年」  
九月四日

松平大隅守殿

松平右京大夫  
輝貞判

554 全上

爲重陽之祝儀、小袖一重到來欣覺候、委曲酒井讚岐守可

述外也、

(朱) 「享保十八年」  
九月七日

吉宗公  
翠印

薩摩

中將殿

555 全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外  
處一段之御仕合候、恐々謹言、

(朱) 「享保十八年」  
九月七日 黒田豊前守 直判

松平大隅守殿

556 吉貴公御譜中  
正文在文庫

返々何もよろしく申上まいらせ外、めてたくかし

く、

九月七日付にて御ふみ下され外、

公方様

大納言様 御簾中様御機嫌よく御座なされ、御めて度覺  
しめし外よし、しかれハ今度

御簾中様御着帯の御祝義として、高津御使に御あけ被成  
外へは、御祝義御巻ものはい領仰付られ外て、數々かた  
しけなく覺しめし外よし

御簾中様へ御禮仰上られ外御ふみのやう、よろしく申上

られ外、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十八年

右

まつ平

上總入道様

御返事

豊岡

外山

人々申給へ

やしま

557

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くおりく御めて度御心よき御左右仰進しられ  
外へく外、よろしく申せとの御事御さ外、めてかし  
く、

時分柄ことのほかひえくしくなりまいらせ外へ共、ま  
つく

總州様

大守様御機嫌よく被爲入外や、きかせられ度思しめし外、  
此御地ニても御揃あそハし御機嫌よくいらせられ

益之助様御うちつゝき段く御心よく、御しよくのかさ  
もましまいらせ外、御ミやくもよく御さ外よし、牛齋申

上られ外御悦ニ思しめし外、御心やすく思召めさせら  
れ外御申上被成外へく外、くハしき御やうたい家老中

558

継豊公御譜中

正文在琉球國司

右申上外ハんと思しめし外、もはや御きつかいなる御事  
あらせられめしくと、いかほとなく御悦ニ思しめし外、  
めてたくかしく、

朱カキ

享保十八年

九月廿五日

右

ひししま

隼人さま

嶋

登津

さま

とみ  
岡た  
藤え

爲年頭之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之通贈給之、入念外之  
段令祝着外、猶期後喜之時外、恐惶不宣、

(朱)

「享保十八年」

九月廿八日 中將繼豊御判

謹上 中山王

559

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く時分柄ひへまいらせ外まゝ、なを御さハリも  
あらせられ外ハぬやうにとおほしめし外、何もよろ



しく御申上被成りへく、かし、

寒中なからことのほか御ひえしく御座りへ共、

總州様御機嫌よく被爲入、寒氣の御障りもあらせられず

りや、被爲聞たく思しめし、こゝ御ほとこても

御前様も御機嫌よく被爲入

大守様も寒氣の御あたりもあらせられず、御きけん御

心よく被爲入、

姫君様 御子様方も御機嫌よく御さあそはし、扱ハ

此御もく録のことく、寒中の御左右きかせられり御事迄

ニ進しられり、此よしよろしく御申上被成まいらせられ

りへく、めてたくかし、

朱力キ

享保十八年

十一月三日

カ

ひし嶋

隼人さま

とみ

嶋津

登さま

岡た

人々

藤え

560

吉貴公御譜中

正文在文庫

よろしき様ニ申せとの御事ニ御座り、なをくめて

たくかし、

一位様より申せとの御事御座り、まつゝ時分からこと

のほかひえまいらせり得とも、

一位様御機嫌よくならせられりま、めてたくおほしめ

し被成りへく、

御手まへ様御かはり被成り御事も御さなされりハす

哉、きかせられ度思しめし、扱ハこの度

姫君様御下向ニ付、ひとハ

一位様へ御しうき御しん上被成御満そくに思しめし、

この御目録の通、右之御しうきまでに御手まへ様へ参ら

せられり、誠ニ幾久しく萬々年もと御めてたさ、めてか

しく、

朱力キ

享保十八年

カ

松平

秀小路

上總之介様

櫻井

人々御中

山科

561

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之り、益御安全之御儀

間可御心易ハ、隨テ小熬海鼠一箱被獻セ之ハ、各申談遂披露ハ處一段之御仕合ハ、恐ク謹言、

〔享保十八年〕 十一月五日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

562 全上

御札令披見ハ、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之ハ、益御勇健御儀ハ間可御心易ハ、隨テ小熬海鼠一箱被獻セ之ハ、遂披露ハ之處一段之御仕合ハ、恐ク謹言、

〔享保十八年〕 十一月五日 黒田豊前守 直判

松平大隅守殿

563 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見ハ、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤ハ、將亦爲重陽御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意ハ、紙面之趣各申談及 上聞候、恐ク謹言、

〔享保十八年〕 十一月七日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

564 全上

御札令披見ハ、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤ハ、然者爲重陽之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意ハ、紙面之趣及言上ハ、恐ク謹言、

〔享保十八年〕 十一月七日 黒田豊前守 直判

松平大隅守殿

565

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見ハ、

御簾中様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意ハ、依之公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺之ハ、被爲替御儀無之ハ間可御心易ハ、紙面之趣各申談及 上聞ハ、恐ク謹言、

〔享保十八年〕 十一月廿二日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

566

全上

御札令披見外、

御簾中様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意外、依之  
公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺外、被爲替御儀無  
之外間可御心易外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ  
享保十八年 十一月廿二日

黒田豊前守  
直判

松平上總入道

567

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

御簾中様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意外、依之  
公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺之外、被爲替御儀  
無之外間可御心易外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々  
謹言、

(朱)  
「享保十八年」 十一月廿二日

松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

568

全上

御札令披見外、

御簾中様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意外、依之  
公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺外、被爲替御儀無  
之外間可御心易外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十八年」 十一月廿二日

黒田豊前守  
直判

松平大隅守殿

569

継豊公御譜中

正文在文庫

今度

(家儀等)  
證明院様御中陰御法事御執行付而、以使者御香奠被獻之  
外、於東叡山奉納之事外、右之趣及言上外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十八年」 十一月廿九日  
黒田豊前守  
直判

松平大隅守殿

570

吉貴公御譜中

正文在文庫

十月廿五日付にて御ふみ下されり、

證明院様御事御不豫御養生御叶ひ不被遊、十月三日御逝去遊はしり御事御驚入被成り由、御悔御申上被成、御機けん御伺被成り御文の様、披露致しまいらせり、かしく、

朱力キ  
享保十八年

松平

上總入道様

人々御中

豊岡

外山

やしま

571

全上

御ふみ下されり、おほせ上られり通

御簾中様御養生御叶被遊りハて、十月三日ニ御逝去被遊、一位様にも御残り多思召させられり御事ニ御さり、御機嫌ニ御障もあらせられりハすり、御心易思召被成りへく、これより御機嫌御伺仰上られり御ふみのやう、披露いたしまいらせりへハ、御念入参らせられり御事外、なにもよく申せとの御事ニ御さり、かしく、

朱力キ  
享保十八年

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

山科

方

572

継豊公御譜中

正文在文庫

御簾中様御不豫御養生無御叶御逝去、絶言語り、依之示誨之趣入御念儀存り、恐々謹言、

(朱)  
「享保十八年」

十二月二日

紀伊中納言

宗直判

松平大隅守殿

573

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、隨り蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、各申談遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

(朱)  
「享保十八年」

十二月十二日

松平左近將監

乘昌判

松平大隅守殿

574

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、隨り蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、遂披露り處一段之御仕

合外、恐く謹言、

(巻)

「享保十八年」十二月十二日

黒田豊前守

直判

松平大隅守殿

575

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをくく 本マ、(條ニカ) 御ねん入らせられ御ふみのやう、か

たしけなく思しめし外、重陽の御しうき

公方様も相かハらす

大守様も御はいりやうあそハし御事、御悦おほ

せ進しられ外、御ねん入らせられ御事ニ思召外、

なをいく久しくとの御事御さ外、何もよろしく申せ

との御事ニ御さ外、めてかしく、

歳暮の御祝義と御座りて、御文のやう忝思召外、まつ

くその御地にて

總州様初させられ御揃あそはし御機嫌よく、年のくれ御

にきく鋪御いわるあそはし御事、かすく御めてた

く思しめし外、こゝ御ほとこても

御前様初させられ御機嫌よく、年の暮御うれしく御

いわるあそハし外、暮のめてたさ仰被進、めてたくかた

しけなく思しめし外、此よろしく御申上被成外へく  
外、めてたくかしく、

朱カキ 享保十八年

十二月十六日

外

ひししま

隼人さま

とみ

鳴津

登さま

岡た

御返事

藤え

576

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全之御儀外

間可御心易外、隨而鯛一箱被獻之候、各申談遂披露外處

一段之御仕合外、恐く謹言、

朱カキ

享保十八年

十二月十八日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

577

全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御勇健御事外間

可御心易候、隨而鯛一箱被獻之外、遂披露外處一段之御

仕合ひ、恐おそく謹言、

朱力キ  
享保十八年 十二月十八日

黒田豊前守  
直判

松平上總入道

578 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見ひ、就寒中

公方様 大納言様御機嫌以使者被相同ひ之ひ、益御安全之御儀ひ間可御心易ひ、隨ひ琉球紬十端并鯉節一箱被獻之ひ、各申談遂披露ひ處一段之御仕合ひ、恐おそく謹言、

朱  
「享保十八年」 十二月十八日

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

579 全上

御札令披見ひ、就寒中

公方様 大納言様御機嫌以使者被相同ひ、益御勇健御儀ひ間可御心易ひ、隨ひ琉球紬十端并鯉節一箱被獻之ひ、遂披露ひ處一段之御仕合ひ、恐おそく謹言、

朱  
「享保十八年」 十二月十八日

黒田豊前守  
直判

松平大隅守殿

580 吉貴公御譜中

正文在文庫

なぞく上總入道様寒氣の御障も御座被成ひハテ、めて度思しめしひ、なにもよく申せとの御事ニ御さひ、めてたくかしく、

十一月十五日の御ふみ下されひ、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、寒氣御障あらせられひハテ、御臍も御心さまよく召上られひ、御心易思召被成ひへくひ、寒中御機けん御うかひひ仰上られ御ふみのやう、此御目錄之通御あけ被成、則披露致参らせひ得ハ御満足ニおほしめしひ、誠に幾久しくあひかハらす御機嫌御伺仰上られひ様ニ祝入思しめしひ、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十八年

6

松たいら  
御返事

上總入道様

人々御中

秀小路  
櫻井  
山科

581 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、十月十四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

朱カキ  
享保十八年 十二月廿一日 松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

582 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、十月十四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱  
「享保十八年」 十二月廿一日 松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

583 全上

一筆令啓達外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座候之間可御心安

外、將又御鷹之鶴拜領外條、以宿次差越之外、恐々謹言、

朱  
「享保十八年」 十二月廿四日 松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守

忠音判

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

584 全上

寫正文在家老座

此狀箱并鶴壹、從江戸至薩摩國鹿兒嶋、松平大隅守所

相届、返札可來外間、於江戸月番之老中急度可持參者

也、

朱  
「享保十八年」 丑十二月廿四日 (松平乘邑)  
左近印

右宿中

585 全上

正文在文庫

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來欣覺候、委曲松平伊豆守可

述<sub>レ</sub>也、

(采) 享保十八年 十二月廿七日



薩摩

中將殿

586 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲歲暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(采) 「享保十八年」 十二月廿七日

黒田豊前守

直判

松平大隅守殿

587 吉貴公御譜中

正文在文庫

返<sub>レ</sub>くことのほか寒しもつよく御さ<sub>レ</sub>りま<sub>レ</sub>、なを御

さ<sub>レ</sub>はりも御さなされす<sub>レ</sub>やうにと思しめし<sub>レ</sub>、何も

よろしく申せとの御事ニ御さ<sub>レ</sub>り、かしく、

寒中の御左右被爲聞との御事にて、御文のやう仰被進<sub>レ</sub>り

ことく、ことのほかの寒しにて御座<sub>レ</sub>りへ共、まつ<sub>レ</sub>くそ

こ御ほと

總州様御機嫌よく被爲入、

大守様にも弥御機嫌よく被爲入御事きかせられ、かす

く御めて度おほしめし<sub>レ</sub>り、こ御ほと御揃あそはし御

機嫌よくいらせられ、益之助様にも寒氣も御障りもあら

せられず、すい分御機嫌よく被爲入り、さては寒中の御

左右きかせられ、御もく録の通進しられ、かすくめて

度忝思しめし<sub>レ</sub>り、まことにいく久しく萬<sub>レ</sub>年もといわ

る入らせられ<sub>レ</sub>、此よしよろしく申せとの御事ニ御さ<sub>レ</sub>り、

めてたくかしく、

(采) 享保十八年 十二月廿七日

方

ひししま

とみ

隼人さま

鳴津

岡た

登さま

御返事

藤え

588 (采) 「雜抄中」

高持成願御格式之事

一始<sub>レ</sub>高持成高上り願出<sub>レ</sub>り節ハ、其身に相糺<sub>レ</sub>り上、其者

之支配頭に相糺、支有無可申出<sub>レ</sub>り、尤勤方有之、高奉

行爲存程之人者支配頭に申出不及<sub>レ</sub>り旨、享保十八年丑

十二月被相定<sub>レ</sub>り事、



(表紙)

吉 貴 公  
繼 豐 公  
宗 信 公  
自正月 至六月  
享保十九年  
十七八年混同

追 舊 記 雜 錄  
卷七十七

589 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之候、遂披露之處一段之御仕合外、恐々謹言、

(巻)  
「享保十九年」正月七日

酒井讚岐守

忠音判

(爲津繼豊)  
松平大隅守殿

590 全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(巻)

「享保十九年」正月七日  
松平大隅守殿

黒田豊前守  
直判

591 繼豊公御譜中

正文在文庫

吉書

一神社佛閣修造興行事、  
一可專勤農事、  
一可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

享保十九年正月十一日 繼豊御判

592 吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力平  
「享保十九年」正月十五日

松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守  
忠音判

(島津吉實)  
松平上總入道

松平左近將監  
乘邑判

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

<sup>朱力年</sup>享保十九年  
正月十五日

黒田豊前守  
直判

松平上總入道

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意外、然者舊冬御曲輪之内雖火事出來外、

御城内別條無之段被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及

上聞候、恐々謹言、

<sup>朱力年</sup>享保十九年  
正月十五日

酒井讚岐守  
忠音判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意外、然者去十一月朔日御曲輪内雖火事出來外、

御城内別條無之段被承、恐悦旨尤外、紙面趣及言上外、

恐々謹言、

<sup>朱力年</sup>享保十九年  
正月十五日

黒田豊前守  
直判

松平上總入道

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十九年」  
正月十五日

松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守  
忠音判

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔朱〕享保十九年〕正月十五日

黒田豊前守 直判

松平大隅守殿

598

全上

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意、然者舊冬御曲輪之内雖火事出來、

御城内別條無之段被承之、恐悦旨尤、紙面之趣各申談及

上聞、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔朱〕享保十九年〕正月十五日

酒井讚岐守 忠音判

松平大隅守殿

599

全上

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意、然者去十一月朔日御曲輪内雖火事出來、

御城内別條無之段被承、恐悦旨尤、紙面之趣及言上、

恐<sub>レ</sub>謹言、

〔朱〕享保十九年〕正月十五日

黒田豊前守 直判

松平大隅守殿

600

繼豊公御譜中

去載十二月二十四日、自

大樹吉宗公尊鷹取<sub>(所)</sub>之鶴一隻、副<sub>レ</sub>執政宿次奉書及松

平左近將監乘呂驛路之證印上、於<sub>二</sub>乘邑第一<sub>一</sub>、授<sub>二</sub>與家臣土

岐半助賀通<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>於繼豊<sub>一</sub>、即日使<sub>二</sub>家臣弟子丸喜兵衛弘通

馬、川崎源右衛門良記<sub>(新)</sub>、其外歩士輕卒等警<sub>二</sub>衛<sub>一</sub>之、發<sub>二</sub>

江邪芝邸<sub>一</sub>、日夜相繼經<sub>二</sub>歷東海・山陽・西海之三驛<sub>一</sub>、今

茲享保十九年正月二十一日達<sub>二</sub>魔城<sub>一</sub>、繼豊敬<sub>レ</sub>戴<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、即

日齋<sub>レ</sub>繼豊之報翰及所<sub>二</sub>附與<sub>一</sub>之證印上、而使<sub>二</sub>家臣野村權右

衛門盛章<sub>(新)</sub>・二階堂與右衛門伴行<sub>(上)</sub>同赴<sub>二</sub>東邪<sub>一</sub>矣、島津又

次郎久甫<sub>(部)</sub>願<sub>レ</sub>豫奉<sub>二</sub>恩資謝使之命<sub>一</sub>、茲日合<sub>二</sub>繼豊之謝言<sub>一</sub>、

發<sub>二</sub>薩府之<sub>一</sub>江邪、弘通・良記等經<sub>二</sub>西海・山陽・東海之

三驛<sub>一</sub>、先<sub>二</sub>於久甫二月十六日著<sub>二</sub>江邪<sub>一</sub>、直候<sub>二</sub>執政用番

松平伊豆守信祝之第一<sub>一</sub>、呈<sub>二</sub>上繼豊之報翰<sub>一</sub>、且復<sub>二</sub>上乘邑

驛路之證印<sub>一</sub>矣、久甫・清香亦取<sub>二</sub>驛路於西海<sub>一</sub>、同月朔日

到<sub>二</sub>豊前小倉<sub>一</sub>、乃駕<sub>レ</sub>船著<sub>二</sub>播州室港<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>是取<sub>二</sub>陸於山

陽、同月十二日到大坂、翌十四日派川流到伏見、同日發行歷東海之驛路、同月二十四日著江都芝邸、同月二十七日久甫・清香候執政及副執政之第一、捧皇吉貴・繼豐之書牘勤使節、三月二十八日久甫因執政之奉書登營、捧繼豐之獻物二種雙樽、於白書院拜謁

吉宗公

家重公勤謝使、井上河内守正如奏達之、久甫亦獻上御太刀一腰・御馬代白銀一枚・紗綾二卷于

吉宗公、御太刀一腰・御馬代白銀一枚于

家重公、再拜謁

兩公、松平備中守正貞奏達之、退而候執政及副執政之第一、進呈御太刀一腰・御馬代白銀一枚奉申謝之、清香亦候松平信祝・黒田直邦之第一、各附與所授吉貴之奉書上、清香使職既畢、而三月十六日發芝邸、同月二十三日到薩府登大藏館復命、四月朔日久甫登營、於檜間執政乘邑出席而賜所授繼豐之奉書上、乃於同席久甫拜賜紗綾三卷、西尾隱岐守忠直執達之、同日於黒田直邦之宅附與所授繼豐之奉書上、乃退出候執政各位之第一奉禮謝之、久甫使節事畢、而同月二

601

繼豐公御譜中

正文在壽國寺

覺

日發芝邸取驛路於東海、先是繼豐爲述職發國東行、今日止宿戶塚驛、故久甫候于旅亭捧執政所授與之奉書復命、同月十五日到伏見、同月十九日到大坂、同月晦日開帆難波港、五月十八日著京泊、六月二日歸著薩府一矣、

一御領國に黄奘宗御取立可被仰付と

(續黃聞卷)

大玄院様思召爲被遊御座御事ニ付、信證院様より

(吉貴)

入道様ニ被仰進譯有之、右通 大玄院様思召之筋表外

故、入道様御隠居之御事ニ被遊御座外得共、黄奘宗 御取立之 御名代ニ被遊御成、大乘院末寺之廢寺

を壽國寺と改名ニ御再興被仰付外、右次第之儀ニ外

故、信證院様御私高之内四百石被出置外内、貳百石

壽國寺寺高被仰付、今貳百石老寺社方に被出置、年々之所務寺社方に致支配、壽國寺爲續料被成下外、

一入道様御名代ニ黄奘寺御再興之御事ニ外故、新田高八拾石 御隠居御方より御寄附被仰付置、追而地方相

究り節壽國寺寺高に被仰付、

右之通被仰付り間可被奉承知り、御家老衆より之判物并名寄帳素、追可被相渡旨被仰渡り間此段申渡

り、以上、

寺社奉行

〔享保十九年〕<sup>(朱)</sup> 寅ノ正月廿七日 顯姪長左衛門<sup>(久恩)</sup>

壽國寺

602

吉貴公御譜中

正文在文庫

數く御満そくさ誠ニ御念入らせられり御事ニ思しめしり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

十二月六日の御ふみ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よく成らせられ、

一位様<sup>(家集、天英院)</sup>御機嫌よくならせられ、御心易思しめし被成り

く、扱は十一月朔日の夜御曲輪之内出火の處、御城

内ニ別條なき段御聞被成、めてたく思しめし被成りよし、

右之段仰上られ御ふみのやう披露致まいらせりへハ、め

てたくかしく、

享保十九年<sup>(朱)</sup>

松たいら

上總入道様

人々御中

山科

櫻井

秀小路

603

吉貴公御譜中

正文在文庫

披露いたしまいらせりへは、御念入られり御事と數く御満そくニ思しめしり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

十二月十五日の御ふみ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられり、御めてたく思召被成り

よし、さては

姫君様御下向の御祝義

一位様

姫君様へ仰上られりニ付、十一月十一日高津御上被成り

處、御りやうり被下、御しうき御目錄の通拜領もの仰付

られりへハ、上總入道様にも有かたく思しめし被成りよし、御禮おほせ上られ御ふみのやう、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

松平

上總入道様

御返事  
にて  
人々御中

秀小路

櫻井

山科

方

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申あげまいらせりへくり、め  
てたくかしく、

十二月十八日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様益御機嫌よく成らせられ、御めてたく覺召り由、  
しかれば十一月十五日益之助様御快氣御悅御座りニ付、

(宗信)

公方様より益之助様御祝儀御はい領あそハし、誠に以御  
懇の御事にかたく覺召り由、右之御禮

大納言様へ仰上られたく覺召り由、御ふミの趣よろしく  
申あげまいらせりへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

豊をか

方

605  
吉貴公御譜中

正文在文庫

御ふミのやう披露いたし参らせり得ハ、かすく御  
満足さめて度思しめしり、なにもよくく申せとの  
御事ニ御さり、めてたくかしく、

十二月十八日の御ふミ被下、まつく

公方様御機嫌よくならせられ

大納言様

一位様も御機嫌よくならせられり御事、御めてたく思  
召被成りよし、さやうニ御さりへハ、十一月十五日益之  
助さま御快氣の御いわる被成りニ付、

公方様より御目錄之通御拜領被成り御事、上總入道様  
にも有かたく思しめし被成りよし、御禮仰上られ、めて  
たくかしく、

朱カキ  
享保十九年

松平

上總入道様

人々御中  
御返事

外山

や嶋

秀小路

方

松たいら

上總入道様御返事にて

人々御中

櫻井  
山科

吉貴公御譜中

正文在文庫

益之助さまこそすきくと御快氣被成、めて度思召  
り、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくか  
しく、

十二月廿一日の御ふミ下され、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思召被成りよ  
し、さやうニ御さけへハ、ますの助さま御快氣被成り  
付御祝遊し、御もく録之通參らせられへハ

上總入道様こもかたしけなく思しめし被成りよし、御禮  
仰上られ御ふみのやう披露致參らせり得ハ、御念入られ  
り御事ニ御満足ニ思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

松たいら

上總入道様御返事

人々御中

秀小路  
櫻井  
山科

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上りへくり、かしく、

十二月廿八日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御め  
て度おほしめしり由、しかれば十一月廿七日

(縁御女)  
菊姫様御箸初之時分

上使外山にて 御同氏大隅守様 菊姫様へ御もく録之通  
御はいりやう被成り御事御承知被成、かたしけなく覺し  
めしり由、右之御禮

大納言様へ仰上られたきとの御事、御ふミのとをりよろ  
しく披露致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

まつ平

上總入道様

人々

豊岡  
外山  
八嶋

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御ふミの通よろしく申あけりへくり、めて

たくかしく、

十二月廿八日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よくならせられり御事、御め

て度覺しめしり由、しかれば十一月廿七日

菊姫様御はし初ニ付 上使外山にて 御同氏大隅守様并

菊姫様御もく録の通御はいりやうなされり御事、忝覺し

めしり由、右の御禮仰上られ御ふミの様、何もよろしく

申上りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

外山

八嶋

〆

609

全上

誠に幾久しく御めて度御事のミと祝入らせられり、

なぞくにも御念入参らせられり御事ニ思しめし

り、 上總入道様にも御替り遊しり事御座あそハシ

りハす、めて度思しめしり、なにもよく御心得申せ

との御事ニ御さり、めてたくかしく、

十二月廿八日之御ふミ下され、披露致まいらせり、まっ

く

一位様御機嫌よくならせられり、御こゝろ易思召参らせ

られへくり、さてハ

姫君様御下向の御祝義、御懇の 御意にて御目録之通参

せられりへハ、かたしけなく思しめし被成りよし、御禮

と御座りて御ふミのやう、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

まつ平

上總入道様

御返事  
人、御中

秀小路

櫻井

山科

〆

610

吉貴公御譜中

正文在文庫

正月廿七日ニハ

姫君様御年禮の御登城あそハしりて、右之御悦<sup>シレス</sup>進

しられ、かたしけなく思しめしり、扱ハ此はこの内

美しからずりへ共、御登城の時分

公方様<sup>〆</sup>進しられりにて御さり得共、相かハらす

御事にて、進しられり御事ニ御座り、返くいよ

くよろしく申せとの御事ニ御さり、御久々にて御



本丸へいらせられり、御たいめんあそハしり、御に  
きくしく御いわるあそハしり、御悦ニおほしめし  
り、めてかしく、

御悦と御座りて御ふみのやう、まつくその御地にて

總州様初させられ御機嫌よく被爲入り御事、御めて度思  
しめしり、こゝ御ほとこても御揃あそハし御機嫌よく被  
爲入り、仰被進ことく、冬十一月十五日ニハ益之助様  
御き嫌御本服、御床上の御いわるもあそハしりて、

總州様初させられ御悦ニ思しめしり御事、こゝ御ほと  
なた様もいかほとかく御悦ニおほしめしり、それニ付  
御いわるあそハしりて、御もく録のことく進しられ、か  
すくめて度かたしけなく思しめしり、誠にいく久しく  
萬く年もといわる入らせられり、よろしく御禮申上成  
られり、菊姫様御色直しの御いわるも御にきくしく  
御祝ひあそハし、その時分ハ

公方様

大納言様々大守様 菊姫様へ御はいりやうものあそハし  
り、御悦も仰被進、まことに御ねん入らせられり御事ニ  
思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ

享保十九年 二月二日

カ

ひししま  
嶋 隼人さま  
登津 さま  
とみ  
岡た  
藤え

611 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然者  
菊箸初之節、其方并菊御目錄之通拜領之、重疊難有由得  
其意り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保十九年」

二月四日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

612

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然者  
菊箸初之節、其方并菊御目錄之通拜領之、重疊難有由得  
其意り、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

〔朱〕

「享保十九年」

二月四日

黒田豊前守

直判

松平大隅守殿

按スルニ享保十八年五月一日菊姫君生、母竹姫君也、審初云、考二供ス

613 繼豐公御譜中

享保十九年二月五日繼豐發三鷹城二東行、家老伊集院藏人久矩・平岡内匠之品、側用人町田八左衛門俊昌、近習役二階堂八太夫行孝・寺山源右衛門用長・島津内記久映等附二從駕二矣、經二歷九州之驛路一、同月二十日到三豐之大里一、乃駕二船三月朔日著二播州坂越港一、同二日取三陸於山陽道一、同六日入三大阪旅亭一、留滯三日、同十一日出三旅亭一、派三流翌十二日入三伏見旅亭一、留滯二日、同十五日發三行經三過東海之驛路一、同二十三日途中遇三雨、河流水増大井川之渡口止三行旅一、故二日止三宿遠州掛川驛一也、同二十六日渡三井川一、四月四日著三東都芝邸一矣、於是同六日 上使松平右京大夫輝貞來三芝邸二勞之、同十五日繼豐因三執政之奉書一登レ營、於三黒書院二拜三謁大樹吉宗公  
大納言家重公、獻三上御太刀一腰・御馬代白銀五十枚・縮緬二十卷三奉レ禮三謝之、退而登三西城一、就三増山河内守正任一獻三納規品三奉レ禮三謝之、且所附從之國老伊集院

久矩・平岡之品奉レ拜三謁

兩公一、獻三上規品三奉レ拜三謝之、是因三先規一也、

614 全御譜中

正文在文庫

御札令披見外、如承改年之慶賀珍重外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、年始之御規式可相濟と目出度被存由得其意外、隨ち御樽肴被獻之外、各申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(奉) 「享保十九年」 二月六日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

615 全上

御札令披見外、如承改年之慶賀珍重外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、年始御規式可相濟と目出度被存由得其意外、隨ち御樽肴被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(奉) 「享保十九年」 二月六日 黒田豊前守 直判

松平大隅守殿

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又爲歲暮之御祝儀、時服并御着拜領之、難有由得其意外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(卷)「享保十九年」

二月廿三日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、然

老爲歲暮之御祝儀、時服并御着拜領之、難有由得其意外、

紙面之趣及言上外、恐々謹言、

(卷)「享保十九年」

二月廿三日

黒田豊前守

直判

松平大隅守殿

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又同氏大隅守儀以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其

意外、依之爲御禮被差越使者外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

(朱力)「享保十九年」

二月廿八日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又同氏大隅守以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意

外、依之爲御禮被差越使者外、紙面之趣及言上外、恐々

謹言、

(朱力)「享保十九年」

二月廿八日

黒田豊前守

直判

松平上總入道

正文在文庫

621

なをく御表方御禮仰上られりへとも、なを又をほせ上られりよし、何もくよろしく申上りへくり、かしく、

正月廿一日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御めて度覺しめしり由、しかれハ此度宿次之御奉書を以、御鷹の鷲御同氏大隅守様御拜領被成りて、かたしけなく覺しめしりとの御事、御禮として御使御差上被成り付、右之段

大納言様へ仰上られたきとの御事、御ふミのとをり何もよろしくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

まつ平

上總介様

御返事

人々

豊岡

外山

八嶋

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く何もよろしく申上りへくり、めてたくかしく、

二月十三日付にて御ふミ下されり、

622

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めて度覺しめしり由、しかれは年頭の御祝義として、御召使佐かわ正月七日御差上被成り所ニ御目見仰付られ、そのうへ御祝御料理下されりて、かたしけなく覺しめしりよし、右の御禮

大納言様へ仰上られり御ふミのやうよろしく申上りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

まつ平

上總入道様

御返事

人々申給へ

豊岡

外山

八嶋

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月十日

公方様東叡山 御靈屋 御参詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐く謹言、

(巻)

「享保十九年」

三月十三日

松平左近將監

乗邑判

松平大隅守殿

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿九日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔奉〕  
〔享保十六年〕三月十六日

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月十日

公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

〔奉〕  
〔享保十九年〕三月廿一日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

〔奉〕  
〔雜抄中〕

高持成願御格式之事

一 外城衆中文武之藝能ヲ以鹿兒嶋士ニ被仰付者者、依

願外城養子被仰付者と者譯及相替外付、向後右躰之

者高上諸事鹿兒嶋代々士格可被仰付外、座付士及同斷、

一 外城衆中家職之藝能ヲ以鹿兒嶋士ニ被仰付者高上り

之儀、諸事外城養子之格式可爲同斷外、乍然月次 御

目見仕外程之御役相勤外敷、又者中通ニ及被仰付外程

之者ハ、百斛成御免可被成外、座付士及同斷、

一 病氣有之爲養生座敷内取柁召置外者、持高之内拜借銀

返弁方相渡外敷、又者相拂外節者、無據親類兩人之證

文ニ御法之通證據人相立、高直願申出外ハ、御免可

・被成外事、

一 鹿兒嶋士并外城衆中高上り御格式段々被定立外得共、

小普請ニ被召入外者、又者幼少病氣ニ御奉公難勤躰

之者、外城共向後高上り之願申出外共、只今迄所持外

高方上ニ少々ニ及増高御免被成間敷外、勿論初の高

持之願申出外亦も御免有之間敷外、身弱キ迄ニ當時

御奉公者不相勤外得共、相應之御奉公被仰付外得者相

勤善之者も可有之外、左様成者ハ定病人と者其譯及相

替外間、高上御免可被成外、其意を以高直之しらへ可

仕外、田舎入御暇申出外者、又者御暇内之者ニ者高上

り御免被成間敷外事、

但 或老躰或身弱有之、御番難勤代番差立外者、又ハ  
嫡子何そ御奉公相勤外者ニ之高上御免可被成外、

一 鹿兒嶋士借銀返弁方ニ知行高請取、又買取外者共高直  
之儀申出外節、高主拜借取込之銀米於有之者、高相直  
間敷外、然共返上方之引當相成外程之殘高、又者居屋  
敷致所持外者ハ、高奉行しらへ申遣外上高直可申渡外、  
引當致置外高屋敷相拂外節者、高請取外者外返上方引  
請外ハ、其旨前以支配頭ニ相付申出、差圖之上可相  
拂外、

一 高直御格式致相應高可相直等之諸士ニある者、内々ニある  
借銀返弁方ニ高請取置、又者爲利拂所務請取外へ者、  
其旨雙方外高奉行に申出置外上、所務請取可申外事、  
但 高直不相濟等外者ハ、借銀弁方又者利拂の方たひ  
共、内々ニある所務請取外儀不能成外、尤高上り御  
免無之筈之者、内々ニある高相求置所務請取外儀、  
曾る仕間敷外、

一 御役人小役人明細帳ニ載外程之者、高直之願申出外節  
者、其段雙方支配頭に可申出、或無據子細有之高直差  
支外者ハ、是又支有之高不相直外故、所務迄を請取外

又者相渡、右同斷支配頭に可申出外、銘々首尾申出外

時、高奉行に高直之願又ハ差支外譯可申出皆可申渡外  
條、其趣高奉行承届、高直之儀者御法之通相しらへ申  
出、高直相濟外節、明細帳仕付之首尾當人支配頭に申  
出、且又支有之高之儀者其段承届外上、是又書付を以  
當人支配頭に可申出外、右書付を以明細帳之仕付可有  
之外、尤右式高直之支有之、所務迄を請取外段者於高  
奉行所帳面記置、紛敷無之様可致置外事、

一 無役之者高相求外節、無據譯有之高直申出外儀難成者  
者、其子細ヲ高奉行に申出外上ニある所務受取可申外事、  
但 内々ニある高相求、別人名付之高所務仕外儀、堅令

禁止外事、

一 外城衆中高直之儀地頭に相付申出、地頭外高奉行に可  
相達外、其節高奉行外諸事高直之格式を以相しらへ、  
被定置外高頭内ニある外ハ、高直相究、高奉行外直ニ地  
頭に可相達外、百石五拾石之節ニ及外高上之節者、地  
頭外月番御用人に申出、差圖之上高直之儀者高奉行に  
可申出外、

但 取込拜借有之外者高直之儀者、鹿兒嶋士高直之格  
式可爲同斷、且又取込拜借引當致置外高相拂外節

者、高受取り者も返上方引請りハ、其趣を以地頭に相付申出、地頭も月番御用人に申出、御免之上可相拂り、

一外城衆中付衆中ハ高直、何ぞ差障儀及無之筈の間、願出り者有之ハ、高直可申渡り、右之譯御規帳ニ表可記置り、尤付衆中其所ヲ逃、外之外城に參、持高相直り儀者其所衆中高相減事の間、得御差圖りハ、何分ニ表御吟味次第可被仰付旨、享保十九寅三月被相定外事、

626 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意り、依之爲御禮以嶋津(久重)又次郎御樽肴被獻之り、遂披露り處 御前に被召出之、入念り段御喜色之御事り、恐々謹言、

〔享保十九年〕 四月朔日

松平伊豆守 信祝判  
酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

627 全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意り、依之爲御禮以嶋津又次郎目錄之通被獻之り、紙面之趣令承知候、恐々謹言、

〔享保十九年〕 四月朔日 松平右京大夫 輝貞判

松平大隅守殿

628 全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意り、依之爲御禮以嶋津又次郎御樽肴被獻之り、遂披露り處 御前に被召出、入念り段御喜色之御事り、恐々謹言、

〔享保十九年〕 四月朔日 黒田豊前守 直判

629

松平大隅守殿

繼豊公御譜中

正文在壽國寺

知行目錄

高貳百石

薩州谷山上福元村之内

薩州伊集院土橋村之内

薩州東郷山田村之内

薩州大村上手村之内

隅州曾木里村之内

隅州財部南俣村之内

日州飯野今西村之内

但名寄帳在別冊

右御領國に

綱貴公黄檗宗門御取建之御志を被續

信證院様より

吉貴公に被仰進譯有之、雖爲

御隱居爲御名代、了性寺末寺改地藏院之廢號、令改宗御

再興之故、今般 信證院様御私高之内、右之通爲寺領被

寄附之條、全可有務也、仍如件、

享保十九年寅四月四日

種 彈正

久基判

樺 主計

久初判

嶋津中務

久貫判

壽國寺

630

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿九日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悅旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力<sup>キ</sup> 享保十九年

四月十一日

酒井讚岐守

忠音判

松平上總入道

631

繼豊公御譜中

正文在文庫

明十五日五半時登



城參勤之御禮可被申上<sup>レ</sup>、以上、

四月十四日

松平伊豆守

酒井讚岐守

松平左近將監

松平大隅守殿

632

全上

家來二人

御目見被 仰付<sup>レ</sup>間、召連可被罷出<sup>レ</sup>、

633

吉貴公御譜中

正文在文庫

返<sup>レ</sup>々<sup>レ</sup>なをめてたくかしく、

御悦之爲仰被進<sup>レ</sup>、まつ<sup>レ</sup>々<sup>レ</sup>その御地にて

總州様初させられ御機嫌よく被爲入<sup>レ</sup>御事、御めて度思

しめし<sup>レ</sup>、こ<sup>レ</sup>御ほとこてもかハラせられ<sup>レ</sup>御事御座不

被成、高名輪にて

御前様にも御さハリなく被爲入

大守様

姫君様 御子様方も御機嫌よくいらせられ<sup>レ</sup>、

大守様も十五日ニハ御參府の御禮御登 城あそハし<sup>レ</sup>

て、御めて度御悦ニ思しめし<sup>レ</sup>、いく久しく萬<sup>レ</sup>年も

相かハラす御登りくたりあそはし<sup>レ</sup>やうにと、いわる入

らせられ<sup>レ</sup>、此よし宜御申上<sup>レ</sup>へく<sup>レ</sup>、めてたくかしく、

享保十九年 四月十六日

ひししま

とみ

嶋津

岡た

登さま

藤え

634

吉貴公御譜中

正文在文庫

まことにいく久しく萬<sup>レ</sup>年も御繁昌あそハし、相

かハラす御のほりくたりあそハし<sup>レ</sup>やうにといわる

入らせられ<sup>レ</sup>、返<sup>レ</sup>々<sup>レ</sup>こ<sup>レ</sup>御ほと

御前様も御きけんよく

姫君様 御子様方も御き嫌よくいらせられ<sup>レ</sup>、な

にもよろしく申せとの御事にて御さ<sup>レ</sup>、なをまた

大守様御着あそハし、御くハしき御左右きかせられ

外、御言傳あそハし進しられ<sup>レ</sup>、かたしけなくおほ

しめし<sup>レ</sup>、何もよろしく申上まいらせられ<sup>レ</sup>、かし

く、

御悦之爲申せとの御事にて御さひ、まつくその御地にて 總州様御機嫌よく被爲入御事、御めて度思しめしひ、大守様も御道中御機嫌よく、當月十五日に御するく、と御着あそはしひ、御揃あそはし御機嫌よく御たいめんあそはしひ、御子様方も御久くにて御たいめんあそはし、御にきくしく御いわるあそはし、御めて度御悦に思しめしひ、右之御悦此よし宜御申上成へくひ、めてたくかしく、

<sup>朱カキ</sup>

享保十九年

四月十七日

お

嶋津

登 さま

人々

とみ

岡た

藤え

635

継豊公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之ひ、遂披露候處一段之御仕合ひ、恐く謹言、

<sup>(朱)</sup>

「享保十九年」

四月廿五日

忠音判

636

<sup>(朱)</sup>「在口裏」

松平大隅守殿

忠音

酒井讚岐守

全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之ひ、遂披露候處一段之御仕合ひ、恐く謹言、

<sup>(朱)</sup>「享保十九年」

四月廿五日

直判

<sup>(朱)</sup>

「在口裏」

松平大隅守殿

直邦

黒田豊前守

637

継豊公御譜中

正文在文庫

竹姫君様御安産之爲祝儀、振廻來月六日何及可相越、

<sup>(朱)</sup>「享保十九年」

四月廿六日

<sup>(朱)</sup>

「在口裏」  
松平大隅守に

638

継豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來欣覺候、委曲松平左近將監可述外也、

〔享保十九年〕五月二日



薩摩

中將殿

639 全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十九年〕五月二日

五月二日

黒田豊前守

直判

松平大隅守殿

640 継豊公御請中

同年五月六日繼豊賀<sub>去歲</sub>竹姫君之安産<sub>彌生</sub>、招<sub>三</sub>請執政副執政及諸有司于芝之第<sub>一</sub>、執政松平左近將監乘邑・酒井讚岐守忠音、副執政太田備中守資晴其外諸有司至設<sub>二</sub>宴奏<sub>三</sub>嬪子、竹姫君遺<sub>之</sub>之檜重一組<sub>一</sub>、吉貴在<sub>レ</sub>國預命遺<sub>二</sub>檜重一組<sub>一</sub>、而饗<sub>三</sub>應<sub>之</sub>、燕畢各退出矣、此日繼豊因<sub>二</sub>老女<sub>一</sub>獻<sub>二</sub>檜重一組<sub>一</sub>・鮮鯛一折于

吉宗公、同品于

家重公、同品于 一位君、翌七日招<sub>三</sub>親戚知己<sub>二</sub>設<sub>レ</sub>燕同<sub>二</sub>

前日<sub>一</sub>、同十五日十六日竹姫君亦招<sub>三</sub>老女各于<sub>二</sub>守殿<sub>一</sub>、

而設<sub>二</sub>慶宴<sub>一</sub>、繼豊以下老女來<sub>二</sub>守殿<sub>一</sub>之故<sub>上</sub>、獻<sub>二</sub>十五檜重

一組于

吉宗公、同品于

家重公、同品于 一位君也、

641 継豊公御請中

正文在文庫

御馬<sub>二</sub>疋被獻<sub>一</sub>之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十九年〕五月十一日

五月十一日

信祝判

〔在口裏〕

松平大隅守殿

信祝

松平伊豆守

642 全上

御馬一疋被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保十九年」五月十一日 直判

〔在口裏〕  
松平大隅守殿 直邦

黒田豊前守

643 吉貴公御譜中

正文在文庫

返く、いく久しく御めてたき御事のミといわぬ入ら  
せられ、何もよろしく御申上りへくり、かしく、  
時分柄次第にあつさになりまいらせりへ共、まつく  
總州様初させられ御機嫌よく被爲入御事、かすく御め  
て度思しめしり、こゝ御ほとこても

御前様御機嫌よく被爲入、

大守様はしめさせられ御揃あそハし御機嫌よく被爲入、  
益之助様 菊姫様も御機嫌よく御成人あそハし、五月朔  
日ニハ 菊姫様御宮参あそハしり、御にきくしく御い  
わるあそはしりて御悦ニ思しめしり、此よしよろしく申  
せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

朱カキ

享保十九年 五月十六日

お

644

吉貴公御譜中

正文在文庫

ひしま とみ  
隼人さま 岡た  
嶋 登さま 藤え  
津 さま 人、

返く、ことのほか暑さもつよく御さりまゝ、なを御  
さハリもあらせられすりやうにと思しめしり、なに  
もよろしく申せとの御事御さり、かしく、

土用中なかく、ことのほか御あつさにて御座りへ共、ま  
つく

總州様初られ御機嫌よく被爲入りや、きかせられ度思召  
り、こゝもと

御前様御機嫌よく被爲入

大守様

姫君様 御子様方御揃あそハし御機嫌よくいらせられり  
御事ニ御さり、扱ハ此御はこの内、越後ちみ美しから  
すりへ共、いつもの通進しられり御事ニ御さり、此よし  
よろしく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

朱カキ

享保十九年 六月二日

お

吉貴公御譜中

ひししま  
隼人さま  
嶋津  
登さま  
人々  
とみ  
岡た  
藤え

嚮<sub>レ</sub>是吉貴留<sub>ニ</sub>在國<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>療<sub>ニ</sub>浴温湯之地<sub>一</sub>、舊痼未<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>瘳、  
通歲見<sub>レ</sub>訟<sub>ニ</sub>參府之期<sub>一</sub>、仍自<sub>ニ</sub>今歲<sub>一</sub>已往要<sub>ニ</sub>長緩<sub>一</sub>參府之  
期<sub>一</sub>是願也、故以<sub>ニ</sub>吉貴深慮之旨趣<sub>一</sub>命<sub>ニ</sub>老臣<sub>一</sub>、見<sub>レ</sub>告<sub>ニ</sub>諭  
繼豐之聽<sub>一</sub>時號繼豐、享保十八年癸丑五月二十三日繼豐發<sub>ニ</sub>  
江都芝邸<sub>一</sub>、同年七月十一日歸<sub>ニ</sub>城于薩府<sub>一</sub>矣、酒井讚岐守  
忠音者固因<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>戚屬之緒<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>執政之職<sub>一</sub>、繼豐潛緘<sub>ニ</sub>  
七月二十五日手書之簡牘<sub>一</sub>、訟<sub>ニ</sub>嚴父吉貴多歲劬<sub>一</sub>勞老疾、  
且頃來行步日衰乘輿乘船亦數憂<sub>レ</sub>之、殊年及<sub>ニ</sub>耳順<sub>一</sub>而温湯  
之療養亦不<sub>レ</sub>快<sub>ニ</sub>心意<sub>一</sub>、悉書<sub>ニ</sub>載此事實<sub>一</sub>深窺<sub>ニ</sub>問忠音之奧  
意<sub>一</sub>、乃附<sub>レ</sub>价而遣<sub>ニ</sub>于江都<sub>一</sub>、八月十九日達<sub>ニ</sub>忠音之第<sub>一</sub>、  
同月二十四日貽<sub>ニ</sub>報章<sub>一</sub>、乃達<sub>ニ</sub>于薩府<sub>一</sub>、繼豐<sub>ニ</sub>吉貴共閱<sub>レ</sub>  
之矣、同十九年甲寅正月二十六日繼豐爲<sub>ニ</sub>祖錢<sub>一</sub>見<sub>レ</sub>詣<sub>ニ</sub>于  
大磯館<sub>一</sub>、時亦以<sub>ニ</sub>吉貴深慮之命<sub>一</sub>、使<sub>ニ</sub>家老比志島隼人範  
房<sub>一</sub>申<sub>レ</sub>達繼豐<sub>ニ</sub>親應<sub>レ</sub>之、二月五日繼豐爲<sub>ニ</sub>述職<sub>一</sub>發<sub>ニ</sub>薩城<sub>一</sub>、  
四月四日著<sub>ニ</sub>于江都芝邸<sub>一</sub>、同月七日繼豐直到<sub>ニ</sub>忠音之第<sub>一</sub>、

潛使<sub>ニ</sub>口演達<sub>一</sub>吉貴之老疾難<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>參府<sub>一</sub>之旨趣上、忠音曰、

以下去歲所<sub>レ</sub>賜手書之旨趣上、同僚之執政亦示<sub>ニ</sub>諭<sub>一</sub>之、故上

書而早應<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>訟<sub>ニ</sub>參府遲延之事<sub>一</sub>、接待懇篤也、以故家老

島津大藏久純・島津木工久豪・伊集院藏人久矩・平岡内

匠之品含<sub>ニ</sub>繼豐之命<sub>一</sub>、密獻<sub>ニ</sub>下士<sub>一</sub>與祐飯高孫太夫胤壽<sub>去方會</sub>

議之品旅舍<sub>一</sub>、胤壽時有<sub>ニ</sub>隱秘之語<sub>一</sub>、而考<sub>ニ</sub>正證書之稿<sub>一</sub>、

同月九日達<sub>ニ</sub>訟書於忠音<sub>一</sub>、即日吉貴參府之期全<sub>ニ</sub>問<sub>一</sub>タテ三

歲<sub>一</sub>、而可<sub>レ</sub>訟<sub>ニ</sub>窺之<sub>一</sub>、至<sub>ニ</sub>繼豐<sub>一</sub>蒙<sub>ニ</sub>

合許<sub>一</sub>、以來參府之訟宜<sub>レ</sub>傲<sub>レ</sub>之也、是故久矩・之品奉<sub>ニ</sub>繼

豐之命<sub>一</sub>、急速<sub>ニ</sub>傳<sub>ニ</sub>前條之事實<sub>一</sub>、飛<sub>ニ</sub>脚力<sub>一</sub>達<sub>ニ</sub>大磯館<sub>一</sub>、吉

貴聞達歡<sub>ニ</sub>欣之<sub>一</sub>、則呈<sub>ニ</sub>上簡牘於執政各位<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之、各

賜<sub>ニ</sub>奉書<sub>一</sub>矣、今也譜中記<sub>ニ</sub>大較<sub>一</sub>、委見<sub>ニ</sub>左條<sub>一</sub>自享保十七年至十九年總集年月

回來爲第一、覽帶于此

吉貴公御譜中在十九年甲寅中

扣正文在右筆所

(の1) 入道様御參府御延引御斷書被差出<sub>レ</sub>儀、當年歟、又老來年

太守様江戸御立前被差出<sub>レ</sub>方<sub>ニ</sub>及<sub>レ</sub>可有之哉、何分<sub>ニ</sub>及<sub>レ</sub>思召

寄被仰聞度旨、去御方様<sub>ニ</sub>子八月朔日内匠小屋<sub>一</sub>に御出

會之節御尋申上<sub>レ</sub>處、當年又老來丑年

太守様江戸御立前右御願書被差出ニ及不申、重カ

太守様御參府御時節之儀被相伺り、一二ヶ月表過り

入道様御參府御斷之儀此前之通被仰上り方宜候、夫より

内ニ右御願書被差出者及不申外間、左様相心得可罷居旨、

藏人・内匠ニ被仰聞外事、

朱カキ  
享保十七年 子八月

右之通致承知り付、御國元方御參府御斷之御書被差出

節首尾可被致旨、大藏殿・左殿に次渡置外事、

(02)

右付り 入道様思召之旨、内匠・藏人に比志嶋隼人殿・

島津登より申聞、

太守様達 貴聞、思召次第之儀外段兩所より丑七月廿三

日致承知り趣

入道様御病身ニハ 御參府之儀者何様被 思召上り

表、難被遊御様躰被成御座り、先頃より時々

太守様御參府御時節御伺被遊り以後

入道様御參府御延引之儀、同様之儀をも格式之様近年御

願被遊事、先年御入興之御

入道様御參府御延引之儀をも御願被成り、少く御願書御

文章相替たると乍申、同じ事ニ詮も無之儀、當分之御

病身、其上御年表被及六拾歳御事外ハ、右御願可相調

儀ニハ、同じ事をも時々御文言及不相替被仰上り儀、詮

表無之儀外付、一向

入道様御參府御延引之儀、以後不被仰上、御國御際居

る不及沙汰筋ニ被仰上置筋及可有之哉と被 思召り、酒

井讚岐守様御役ニ此御方御由緒も被遊御座事外得者

太守様思召を以、讚岐守様御内意之上、何分ニ及相究

趣被聞召、御落着之筋及可有之儀ニ 入道様ニ表被 思

召り、右 思召之譯

太守様被聞召、何分ニ表思召次第御了簡被遊度儀と

入道様被 思召り、只今より江戸に被仰越りハ、當年中

ニ表相知可申儀ニハ、右趣 太守様に私共より可達 御

聽旨致承知り、以上、

(朱)  
「享保十八年 丑」 七月

(平岡之邑)  
内匠  
(伊集院久矩)  
藏人

右之趣 太守様達 貴聞り處、御筆之御書を以、讚岐

守様に 御内意可被仰進由ニハ、御案紙を以 入道様

被入御内見り得者段々 思召寄有之、左之通御文言相

究御筆ニ被遊、七月廿八日御使急ニ被仰付被差越り、

一筆致啓達外、未殘暑外、弥御堅固珍重之御事存外、拙者無恙致在國外、然者同氏上總入道事、御存之通多年病氣付の參府難叶、時々御斷申上緩々致養生外得共、今以同篇の、近年者歩行表不自由罷成、其上乘與乘船等々難成外故、私居所に及總之道程ながら難相越、温泉入湯之養生及罷成外、病氣付の者頃日以外髪薄罷成、髻及不掛躰成行外付、去年右之趣を以奉願剃髮仕外、此節致歸國對面仕外處、氣分勝不申、最早及六拾歳外得者猶々老病之罷成、何程心懸外の及參勤難叶御座外、少々快及罷成外ハ、參府仕、奉伺御機嫌外様可奉願外、尤當年之儀及右之御届申上筈の罷居外へ共、不相替儀を度々申上外儀別の氣之毒存外間、此節者御届申上外儀差扣、來年參府以後申上外筋之及可仕哉、乍然其通の者如何ニ被思召外ハ、乍不相替儀又々御届申上外様可仕外、右兩條何れ之筋之可仕哉、乍御内々ケ様之儀申進外事慮之及存外得共、老身之難儀何共難黙止、御由緒之一筋及御座外故、私存念之程を不殘申進外條、誠之御内々之思召寄之趣被仰聞被下度奉頼外、恐惶謹言、

(宋)

「社」

七月廿五日

## 酒井讚岐守様

人々

(04)

太守様來年 御參勤御時分御伺之御使札被差越外付の者別紙ニ委細申達外、然者  
入道様御參府被遊外儀難成段及、いつもの通少々跡立候の被仰上る可有御座外、就夫被思召上外者、多年之御病身之御參府難成外處、不相替いつも同前之趣を度々被相同外儀如何ニ被思召上外、  
入道様之及御氣之毒被 思召外御様子ニ御見及被遊外付、何とそ時々之御届ニ不及様ニ被成様者有之間敷候哉  
と 御賢慮之旨趣

入道様之及御内々被仰談外處、其通有之外得者御幸ニ被思召上外との御事之、此節  
太守様御筆之御書を以、酒井讚岐守様に御内々被仰進趣有之外、讚岐守様御役ニ付る者御遠慮之及被思召外得共、御由緒之一筋及御座外故、 太守様御存念之程を御内々被仰進外由、段々被 仰越外、右御書之御日付者今月廿五日ニ被遊外、此御用ニ付る御使及急之被差越外、致到着外者常式之日積ニ無構、太底日數廿日ニ及外ハ、早々讚岐守様に御留守居を以可被差出外、左外右之御

返書相渡りハ、式日之御使三道中急ニ被申付可被差越  
り、御役人ハ御内用付る之御書之儀ニハ、若飛脚など  
て被差越り儀若被致無用り、此方より若御書之儀若御  
用箱之入付ニ及不致、御使之人ハ直ニ相渡、自身持参仕  
り様ニ申付り、此段も爲御心得申達り、且亦

入道様御参府難被遊儀付る、自然讚岐守様より御尋被遊  
儀共りハ、跡々御斷被仰上り趣を以、一通り之御答可  
被申上り、於其許何角と及吟味、事長被申上り様ニ若曾  
り不入事被 思召り、爲其跡々御斷被仰上り御書寫等差  
越申り、右段々各々可申越旨御意り條、此段申達り、可  
被奉得其意り、以上、

伊 太守様 御参勤御時分御伺付る之御書若今月廿一日  
之御日付にてり、是若御使札御勤る片途四十四日ほ  
との考を以被差越り、此節 思召之譯付る讚岐守様  
ハ之 御書之儀若、御飛札殊更いそぎにて被差越り  
故、御日付致前後りへ共不苦敷との御事り、此段も  
爲御心得申達り、以上、

(朱)

「一十八年也」

「丑」

七月廿八日

内匠

藏人

(05)

島津大藏殿  
島津全殿

(朱) 「此御問合書藏人殿御自筆」

右御使八月十八日江戸に参着、翌十九日讚岐守様に御留  
守居を以被差出り處、同廿四日御返札出りニ付る、式日  
之御使を被寄、急ニ被差越り由、左之通返答書到來、  
御返札被差越り付、御返札并問合書迄書載り、

太守様來年 御参勤御時分御伺之御使札被差越り付、  
日數相考御使者を以差出可申り、左り

入道様御参府難被遊段々此節早晚之後立る被仰上りて  
可有之由被申越、右之段若元御發駕前藏人殿より被  
申聞置り、右ニ付此節又々申談り處、御在府内去方ハ  
藏人殿より御内談及有之、御斷之御書案文等被取置、  
達 貴聞被置、御書其許より御認被差越答り哉、右之  
譯委細次渡り若不承り、

太守様御参勤御時分御伺以後、右御斷被仰上答り段迄  
を被申聞置り、自然未御案文等不被取置り若、早々飛  
脚便を以委細被申越りハ、去御方ハ御内談申、其元  
ハ申越、問ニ達不申積りハ、此方ニ御判紙を以御書



相認差出外様首尾可致外、跡々之例見合外處

太守様御參勤御時分御伺之御書者、七月廿一日之御日

附ニ九月四日被差出、

入道様御出府御斷之御書者、九月廿八日之御日付ニ

十一月七日ニ被差出外通書留ニ相見得外故、此節及右

之考を以首尾可仕と存罷在外、

一入道様御病身ニ付 太守様被思召上外者、多年御病身

ニ由 御參府難被遊外處、不相替同前之趣度々被相同

外儀如何被 思召上外、 入道様ニ及御氣之毒ニ被

思召上外御様子ニ御見及被遊外付、何とそ時々之御届

不及様被成様者有之間敷哉と御賢慮之旨趣有之、

入道様に御内々被仰談外處、其通有之候得者御幸ニ被

思召上外との御事外故、此度 太守様御筆之御書を以、

酒井讃岐守様に御内々被仰進外趣有之、 讃岐守様御

役ニ付る者御遠慮ニも被 思召外得共、御由緒之筋及

御座外故、

太守様御存念之程御内々被仰進外由被仰越御事外、右

御書御日附七月廿五日被遊外、此御用付御使急ニ由被

差越致着外ハ、常式之日積ニ無構、日數廿日ニ及候

者早く御留居本マを以可差上由、左外御返事被遣外ハ、

式日之御使急ニ申渡可差上外、御役人様に御内用付る

之御書之儀外間、飛脚杯ニ由差越外儀者無用可致外、

其御方よりも右御書御用箱ニ入付無之、御使之者に直

ニ被相渡、自身持參仕外様被申渡外由、

一右御使左近允甚左衛門・堀八郎次今月十八日致着、右

御書我々直ニ差出外付、翌十九日讃岐守様御用人に

取合、差上外様御留守居に申合、御書致持參外處、御

用人出合御書請取、追御返答可被致由申外通申出外、

右ニ付る者

入道様御參府難被遊儀付、讃岐守様御本マ被成儀共外

ハ、跡々御斷被仰上外趣にて、一通之御答可申上外、

何角と及吟味外事長申上外様ニ曾外仕間敷旨 御意

外由、委曲承知仕奉畏外、御請之儀者宜様御申上可被

下外、爲心得跡々御斷被仰上外御書・御口上書案文等

寫被差越受取置外、

一入道様御參府御斷之儀ニ付、讃岐守様より此節何様成

儀及御尋無御座外、此以後御尋之儀及外ハ、被申越通

ニ由御答可申上外、

一太守様此節御參勤御時分御伺之御書者七月廿一日之御

日附、御使札之御勤外故、片道四十日ほととの考ニ由被

御札致拜見外、弥御息災珍重之御事外、然者御同姓上總

差越外、讚岐守様之御書者御飛札之御考外得者、御日附前後いたしゆるも不苦由、是又委細致承知外、一入道様御参府御断ニ付る之御書并御口上書寫九通、以後之見合可罷成と此方に留置外、

一昨廿四日讚岐守様御屋鋪土足使之者、何之譯なしニ御文箱致持参外付、先頃之御返事にて御座外哉と彼方御用人迄此方御留居方爲致問合外處、成程先日之御返事ニ由申來外付、來月初之式日御使を寄外る、三道中急ニ申渡、右御文箱者御用箱ニ入付不致、御使之者箕田十兵衛・和田四郎左衛門ニ自身致持参、各に直ニ差出外様申含差越外、且又益之助様御機嫌御順快之儀 御守殿より御文ニ被仰進外付、右御使今日差立申外、爲御返答如斯御座外、以上、

〔十八年也〕

〔朱〕

八月廿六日

島津（久喜）全

島津（久純）大藏

〔朱〕  
「此御返答書本殿御自筆」

伊集院藏人殿

平岡内匠殿

(07)

一筆致啓違外、弥御堅固珍重之御事外、然者同姓上總入道多年病氣付る参府難叶、時々御断申上養生仕外得共今

入道殿多年病氣付る参府難叶、時々断御申聞外、緩々被遂養生外得共今以同篇ニ、近年者步行及不自由ニ乘興乗船等及難成外、就夫少く御快及相成外者参府有之、御機嫌被伺外様御願可被有之由、尤當年之儀及右之際有之筈外得共、不相替儀度々被申越外儀別る氣之毒ニ被存外間、此節者被差扣、來年貴様参府以後御申聞外筋ニ及可有之哉、彼是委細内意御申聞外御紙面之趣逐一致承知外、各に及申談外處、當年参府断之儀ニ者不及外、來年御自分参府以後御申聞外様ニと存外、恐惶謹言、

〔朱〕

八月廿四日

酒井讚岐守

忠音判

松平大隅守様

右付る九月廿一日御日附之御書を以御禮被仰進外、最前讚岐守様之御書之儀者御内意被仰進事外故、御書之儀及

太守様御筆を以被遊被遣外得共、於江戸讚岐守様御同席に及被仰談外由ニ、以佗筆之御返札御到來付、もはや不及御筆ニ御書調被仰付外、

以同篇ニ有、近年老歩行及不自由有之、乘輿乘船等及難成、依之當年之儀及右御斷可申上、不相替儀を度、申上候事氣之毒存、此節老差扣、私參府以後相伺、筋ニ及可仕哉之旨、御内、得御意候趣被聞届、御同席ニ及被仰談、當年參府御斷之儀ニ老不及、來年私參府以後申上、様可仕旨御紙面致承知、誠以御懇篤之至忝存、最前ニ及得御意、様、多年之病氣殊更老身罷成、何角心遣仕、處、委曲被仰下致安堵、爲御禮如斯御座外、恐惶謹言、

(朱)

「丑」九月廿一日

酒井讚岐守様

人、

(08) 太守様御參勤御時分御伺之御使札、先例之通七月廿一日

之御日付ニ有被差越、

入道様御參府御斷之儀付、

太守様思召有之、讚岐守様ニ御筆之御書を以御内談被仰進、旨、段々申越、趣有之、各より委細之御返答、

且又讚岐守様より之御返書出付、今月初日式之御使先月廿六日ニ被寄、三道中急ニ御文箱老御使兼田十兵

衛・和田四郎左衛門自身持參、我々相渡、様ニ申含被差越、由、御紙面逐一得其意、十兵衛・四郎左衛門去十五日到着、右文箱直相渡、付、則差上之、

入道様御參府御斷之儀付、其許、御發駕前藏人より申達置、趣有之、得共、此節讚岐守様より之御返札御到來付、老最早不及其儀、來年

太守様御參府以後被遊御沙汰等之事ニ罷成、間、去方様ニ之御内談ニ及不申、爲納得讚岐守様御返札寫可差越、旨被仰出、付、今度寫遣、條可被其意、尤讚岐守様ニ右御禮之御書、今月廿一日之御日付にて被差越、條、日數考宜様可被致首尾、以上、

(朱)

「丑」九月廿一日

平岡内匠

伊集院藏人

嶋津大藏殿

島津本殿

(09) 太守様御參勤御時分御伺之御使札、先例之通七月廿一日

之御日付ニ有被差越、

入道様御參府御斷之儀付、

太守様思召有之、讚岐守様御方ニ御筆之御書を以御内談

被仰進<sub>レ</sub>旨、段々被申越<sub>レ</sub>趣有之、私より委細之御返答、且又讃岐守様より之御返書出<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>、九月初式日之御使を寄<sub>レ</sub>る急<sub>ニ</sub>申越<sub>レ</sub>處被得其意、則 御前に被差上<sub>レ</sub>、入道様御參府御斷之儀付<sub>レ</sub>る、爰許御發駕前藏人殿方私共に被申聞置<sub>レ</sub>趣有之候得共、此節讃岐守様より之御返札御到來付<sub>レ</sub>る、最早不及其儀、來年  
 太守様御參府以後被遊御汰沙管之事罷成<sub>レ</sub>間、去御方<sub>レ</sub>御内談<sub>ニ</sub>不及被仰越趣得其意<sub>レ</sub>、讃岐守様御返札寫<sub>レ</sub>をも被差越、私共拜見仕<sub>レ</sub>様<sub>ニ</sub>と被仰出<sub>レ</sub>由<sub>ニ</sub>寫被差越被申越趣承知仕、無此上頂上之御事と乍恐奉存<sub>レ</sub>、右之通<sub>ニ</sub>得<sub>レ</sub>者最早去御方<sub>レ</sub>御斷之御内談<sub>ニ</sub>者不及事奉存<sub>レ</sub>、然共去御方よりも藏人殿宅<sub>ニ</sub>、當暮<sub>ニ</sub>者御斷之御沙汰<sub>ニ</sub>可有之と被 仰聞、拙者共にも御同座<sub>ニ</sub>其譯爲承事<sub>ニ</sub>候得者、此已後序之折、去御方<sub>レ</sub>右之趣御内<sub>ニ</sub>不申上<sub>レ</sub>の者御疑<sub>レ</sub>可有御座<sub>レ</sub>間、御内<sub>ニ</sub>不差障様<sub>ニ</sub>爲御落着申上置<sub>レ</sub>る可有御座<sub>レ</sub>、此段者不被申越儀なから、拙者共申談<sub>レ</sub>趣<sub>ニ</sub>爲御納得此段者申達置<sub>レ</sub>、可被達 貴聞儀者御考次第存<sub>レ</sub>、段々御首尾能方之御事と恐悅奉存<sub>レ</sub>、讃岐守様<sub>レ</sub>之御書者日數考仕出申<sub>レ</sub>る可有御座<sub>レ</sub>、以上、

(卷) 〔丑〕十月十一日 島津 宗  
 島津大藏

伊集院藏人殿  
 平岡内匠殿

(10) (本)  
 一 寅正月廿六日磯御屋鋪<sub>ニ</sub>爲御餞別

太守様被遊御入<sub>レ</sub>節

入道様思召之段 太守様<sub>ニ</sub>隼人より御直御咄可申上<sub>レ</sub>、藏人・内匠<sub>ニ</sub>相詰承知仕<sub>レ</sub>様<sub>ニ</sub>と 御意<sub>レ</sub>旨、隼人より承知之、左之趣

太守様<sub>ニ</sub>隼人より被申上、藏人・内匠相詰<sub>レ</sub>、

一 御參府被遊、翌日御老中御月番<sub>ニ</sub>御客對之節御機嫌被伺、引次<sub>ニ</sub>

入道様御病身<sub>ニ</sub>、今以御機嫌御伺難被成御參府御様子御挨拶可被遊<sub>レ</sub>、御老中<sub>ニ</sub>起<sub>レ</sub>る御挨拶御座<sub>レ</sub>ハ、猶以其心得<sub>ニ</sub>被仰達可然<sub>レ</sub>、

一 御月番御老中<sub>ニ</sub>御客對以後、讃岐守様<sub>ニ</sub>御客對被遊、

此間御月番之御方<sub>ニ</sub>被遊御出<sub>レ</sub>節 入道様今以御病身<sub>ニ</sub>、御參府御機嫌御伺被成<sub>レ</sub>儀御成不成御様子<sub>ニ</sub>、外段御挨拶被遊置<sub>レ</sub>、先頃御病身<sub>ニ</sub>の時々不相替儀を

も御断被仰上り儀、御病身ニ御太儀被思召故、讃岐守様御事、御由緒及被成御座外ニ付、書状を以御内意被仰進り處、明年御參府之節御沙汰被成り様ニと御返答被仰進り、此節右之儀付る者何様可被遊り哉、御月番に、此程御病身今以御參府被成躰無御座外段

太守様より御挨拶被仰達り得者夫迄ニ、屹と御沙汰被仰上りニ者不及筋ニ及可有之哉、思召之程御承知被成度と被仰達、思召寄をも被聞召り様ニ被成、何分ニ及御落着被遊度外、同敷者

太守様より御月番御老中に御病身之譯一通り之御挨拶迄ニ、屹と御断ニ不及相濟り様ニ此以後者被相濟度事と 入道様ニ者被 思召上り、

一御參府之節、初之御客對讃岐守様ニ被成御座外ハ、先御機嫌御同被仰上り迄ニ可然外、御老中御客對之節者表立脇々御出之方及有之筈外へは、御自分御方之儀御尋りる者脇之聞得も可有之外間、御遠慮可被遊事ニ外由 入道様被 思召外と之御沙汰外、  
太守様讃岐守様に御客對之節者、表向ニ無之、御内證之御座ニ、早晚御客對被遊御事外由、隼人に被仰聞外、則右之段

(11)

入道様に被申上りへ者、御内證ニ御客對外ハ、御遠慮ニ不及、入道様御病身最前より之譯被仰達、讃岐守様思召之程被聞召り様ニ被成可然儀外段、隼人ニ及  
太守様に被仰進り、

右段々之次第正月廿六日磯御屋敷御饒別ニ 御入被遊り節、

太守様に御咄ニ 入道様思召之段、隼人直ニ可申上り、私共兩人相詰承知仕り様ニと 御意之旨、隼人より申聞

太守様被聞召達り、以上、

〔悉〕  
「享保十九年」 寅正月

藏人  
内匠

右之通御承知被遊置り付る、御參府之翌日四月五日御月番讃岐守様に御客對ニ、委曲被仰達筈御座外處、御相客有之外付、舊冬御書通一通り之御禮被仰達、右ニ付る者得と被仰達度御座外間、近日御出可被成外、其節御逢被成度旨被仰達り處、何ニ及御出可被成旨御挨拶有之外、

一右ニ付る四月六日讚岐守様に御客對之儀被仰進<sup>レ</sup>處、  
翌七日朝五半時御出被成<sup>レ</sup>様ニ御返答被仰進<sup>レ</sup>、依  
之七日之刻讚岐守様に御見舞、左之通御口達ニ被仰  
進<sup>レ</sup>、

上總入道多年病身ニ參府難叶御座<sup>レ</sup>故、去年委細申  
上<sup>レ</sup>趣御座<sup>レ</sup>處、去年御斷之儀差扣、當年私參府以  
後申上<sup>レ</sup>様ニ可仕旨被仰聞置<sup>レ</sup>、いつれの筋ニ仕宜有  
御座<sup>レ</sup>哉、思召寄之程被仰聞被下度存申<sup>レ</sup>、入道病氣  
今以相替儀無御座<sup>レ</sup>間、同鋪老何とそ參府御斷時<sup>レ</sup>申  
上<sup>レ</sup>ニ不及様ニ仕度存申<sup>レ</sup>、何分ニ及宜頼存<sup>レ</sup>由被 仰  
進<sup>レ</sup>處、右之段去年被仰越<sup>レ</sup>節御同席中被仰談、當  
年御參府以後御願被成<sup>レ</sup>様ニ被仰達置<sup>レ</sup>、右ニ付る  
老御家來被召呼可被仰聞<sup>レ</sup>條、御願書小野次郎右衛門  
様杯御心安方ニ御いそぎ御出し<sup>レ</sup>様ニとの御挨拶ニ  
被遊 御歸<sup>レ</sup>事、

右之通御内意之趣考、先今日御國許ニ之御使ニ可被  
仰進由<sup>レ</sup>、左之通隼人殿迄申越<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>、

入道様御參府御斷之儀付、其御地 御發駕前 太守様  
に被 仰進置<sup>レ</sup>趣御座<sup>レ</sup>、去<sup>レ</sup>五日酒井讚岐守様御客  
對御座<sup>レ</sup>故、被仰達筈ニ<sup>レ</sup>處、御相客有之委ク難被仰

達、此内之御書通一通り之御禮被仰達、右付る考得と  
被仰達度儀御座<sup>レ</sup>間、近日御出可被成<sup>レ</sup>條、其節御達  
被成度旨被仰達<sup>レ</sup>處、何ニも御出可被成旨御挨拶御  
座<sup>レ</sup>、依之昨六日御客對之儀被仰込<sup>レ</sup>處、今朝五ツ半  
時御出被成<sup>レ</sup>様ニ御返答御座<sup>レ</sup>付、御出被成<sup>レ</sup>る委  
細之儀御内談被遊<sup>レ</sup>處、其儀付る去年被仰聞<sup>レ</sup>節御  
同席中被仰談<sup>レ</sup>處、御參府之節御願有之筋ニ被仰談置  
外、右ニ付る老御家來被召呼可被仰聞<sup>レ</sup>間、書付を以  
小野次郎右衛門様など、又老御心安方ニ御願書可被差  
出旨、讚岐守様被仰<sup>レ</sup>付る、いそぎ御願書被差出筈御  
座<sup>レ</sup>、先右之譯被仰進<sup>レ</sup>、何分ニ及相知次第早々以飛  
脚可被仰進<sup>レ</sup>、右之趣御自分迄私共より可申越旨 御  
意候條、御序を以可被申上<sup>レ</sup>、以上、

(奉) 十九年也 (奉) 四月七日 内匠

比志嶋隼人殿 藏人

右之通今日之御使ニ被仰進<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>、二階堂八太夫殿  
自筆之案紙被相渡<sup>レ</sup>付書載<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>、

一讚岐守様より御留守居御用之由申來、相良彌一兵衛罷  
出<sup>レ</sup>處、左之通被仰聞<sup>レ</sup>由書付差出<sup>レ</sup>、

## 覺

讚岐守様より御用人栗栖清左衛門を以被仰聞り者、今朝御答被成り様ニ、弥

入道様御參勤御延引之趣御書付 思召之通被遊、誰そ御取持之御方様ニの表立、來ル九日、十一日兩朝之内被成御出度被思召寄り旨承知仕り、此段申上り、以上、

(米)  
「寅」四月七日

(留守居、長主)  
相良彌一兵衛

右之次第ニ得者御いそき被成、弥以九日之朝御願書御出被遊り様ニ有之度り、左りハ、先去方様ニ御内談之上、御願書等被相認り様ニ被仰付度奉存り旨奉伺、則去方様ニ佐久間九右衛門(盛村)を以被仰遣り處、翌八日内匠小屋ニ御出被成り付り、大藏・左・藏人各御出會申

太守様思召之趣得と御物語申上り處、此儀ニ付り者去年太守様御筆之御書を以、讚岐守様ニ委細被仰進り節達上聞、最早相究り有之り間、此節御願被相立りる表 思召之通ニ者可難調と被 思召り、此儀者御隱蜜之事ニ、曾る御口外不被成事り得共、右之子細不被聞召上りる者太守様御落着不被遊等り故、被仰聞り由ニる委敷御物語被成り、其趣者比志嶋隼人殿ニ之御問合書ニ委細ニ相見

得り故、此座ニ略り之り、左りる御願書御認被成り付り、右御願下書備 御覽、御物語之趣及藏人・内匠より得と申上り處、弥以御下書之通御願書清書申付、九日之朝小野次郎右衛門様ニの、讚岐守様ニ可差出旨 御意り、

同氏上總入道事多年病氣付る參府難叶、時々御斷申上り緩々致保養り得共、今以同篇ニる、近年者別る歩行及不自由ニ罷成、其上乘輿乘船等及難成、私居所ニ及纔之道程なから難相越、温泉入湯之養生表不罷成り、去年私致歸國對面仕り處、氣分及不相勝、殊六拾歳ニ罷成り得者弥老病ニ相成り之故、參府難叶致迷惑り、久々 御目見をも不仕り間、少々及快罷成りハ、參府仕、奉伺御機嫌り様ニ可奉願り、就夫只今迄折節參府之儀奉願りる表、不相替儀を毎度奉伺り儀如何奉存り、自由ケ間鋪願ニ者御(米)座り得共、可罷成事御座り者、六七年置程ニ參府御斷之儀相願り様仕度奉存り、以上、  
右之趣令承知候、參府斷之儀可被申越候者、三年置程ニ可被相伺候。

(米)  
「享保十九寅」 四月九日 御名

右御書付讚岐守様ニ御差出被成度旨、小野次郎右衛門様ニ前以被仰達置、九日之朝彌一兵衛ニもたせ被遣り處、次郎右衛門様御受取、讚岐守様ニ被差出、首尾能御受取

(の14)

被成り、首尾書彌一兵衛より差出り付左記之、

覺

一御書付壹通

但 入道様御參府御斷ニ付

御用番 酒井讚岐守様

右は今朝小野次郎右衛門様御持參之處、御用人栗栖清左衛門を以御受取被成り、私事御門前に相叩罷居り、次郎右衛門様御退出之刻右之旨承知仕り、

一讚岐守様より被相達儀有之り間今日中私共壹人可罷出旨、御用人より七半時比切紙到來、早速參上仕り得者、今朝次郎右衛門様ニ被差出り御書付、御張紙を以被仰達り由、栗栖清左衛門ニ御書付御渡被成り、御附紙ニ三年置程と有之り儀、其程合等態と差叩御尋不申上り、若如何様ニ成共究りたる御挨拶御座り者、往々決定仕難被成儀者可有御座哉と相考、其沙汰者不仕り、以上、

〔朱〕  
「寅」四月九日

内匠様

相良彌一兵衛

右之通御附紙ニ被仰渡り付る者、翌十日之朝讚岐守

様迄彌一兵衛を以相應ニ御請被仰達、且又右之段於御國許

入道様被聞召り上、御勤之儀如何可有御座哉之旨被相伺り處、讚岐守様被聞召達

入道様御勤之儀者追り何分御挨拶可被成旨、御用人大森十右衛門ニ被仰聞り由、彌一兵衛申出り、

一此節者御附紙ニ三年置程ニ被相伺り様ニ被仰渡り付る者、被伺り年數難被受候間、去方様に御尋被遊可然哉と奉伺、去方様に佐久間九右衛門を以御尋被遣り處、左之通朱書を以御返答有之り、

〔朱〕  
一當年者是ニ而御斷相濟申り、以後之儀者三年置ニ御斷被遊り

〔者、來卯年よりハ其儀ニ及申間敷、  
午之冬 戌之冬 寅之冬

右之年數可然奉存り」

〔朱〕「御附紙寫  
右之趣令承知り、參府斷之儀可被申越り者、三年置口之覺紙ニ右之通去方様より朱書被成被遣候」  
程可被相伺り、

右委細之次第御國許に早々可被仰進り、乍然去方様御物語之内別り御隱密之譯者有之り得者、飛脚杯ニ難被 仰進り、明十一日急之御使を以被仰進り可有之外、然共向後三年置程ニ 御參府御斷被相伺り様ニと



被仰渡り段者、爲御落着飛脚を以可被 仰進り條、極急之飛脚申付、比志嶋隼人迄右之一通りを先早く可申越旨

御意外付、左之通申上り、

入道様御參府御斷之儀付の讚岐守様に

太守様御見舞、段々御挨拶之趣者先便に被 仰進り、右御願書之儀付る者去方様に被仰談り上、別紙之通相認、昨九日小野次郎右衛門様に被差出り處、即日御留守居被招呼、御願書に御附紙を以被 仰渡り、右御張紙に、三年置程に被相伺ひ様ことの御書面なるハ、伺之年數難被取受付る、是又去方様に御尋被成り處、別紙朱書を以御返答り、右付る者段々譯及御座り得共、飛脚なる者難被仰越り細共御座り故、明日急之御使を以委細被仰進答御座り、向後之儀三年置程に被相伺ひ様こと被仰渡り段、御落着のためまで早く以飛脚申越、委細之儀者明日急き御使なる被仰進り様こと可仕之旨 御意外條、此飛脚極急に申付差越り條、右之趣可被達貴聞り、以上、

(卷)

「寅」四月十日

内匠

比志嶋隼人殿

藏人

一 四月十日讚岐守様より御留守居御用之由申來、宮之原(通票)甚五兵衛罷出り處、今朝被相伺り

入道様御勤之儀、於御國許

入道様御承知被遊り上、御飛札を以御勤可被成旨、御用入望月平右衛門を以承知仕り旨、甚五兵衛申出り、一 右付の御飛札之御案紙去方様に被仰進被認被遣り、一 右之通一首尾相濟り段々委細御國元には可被仰進り、急之御使申付、比志嶋隼人迄委敷可申越旨御意外付、四月十一日急之御使を以左之通申越之候、

入道様御參府御斷之儀付、去ル七日讚岐守様に

太守様御見廻御内談被遊り處、去年讚岐守様に御直書被進り節、御同席中被仰談、當年 御參府以後御願被成り様ことの御事なる、委細者御家來被招呼可被仰聞り間、御願書小野次郎右衛門様杯御心安なる被差出り様こと、讚岐守様御挨拶之趣者先便に段々被仰進置り、左り同日御留守居御用之由なる、相良彌一兵衛罷出り處、今朝御挨拶被成置り通、

入道様御參勤御延引之儀、思召之趣御書付、誰そ御取持之方ニ表立る、來ル九日、十一日兩朝之内被差出り様ニ被思召り由、讃岐守様御用人を以承知仕り旨、彌一兵衛申出り、

一 右付る者先去方様に御内談被遊、御願書等被相認り様有之宜有御座と申談、其段達 貴聞去方様に申上り得者、去ル八日内匠小屋に御出被成り付、右御願書之儀御頼思召り通、私共より申上り處、此儀者去年讃岐守様に御書を以被 仰進り節達 上聞、相極り有之り、此節御願被相立り者何様之趣ニ可有御座り哉、思召之程得と御承知被成り上、何分ニ及御考り、御書付下書をも可被成旨承り故、

太守様思召之趣者 入道様多年御病身ニ御參府難成、就中近年者御歩行及御不自由ニ、乘輿乗船等及難成、其上被及六拾歳り得者、猶以老病ニ罷成、何程心懸り及參勤難叶り處、不替儀を每々被相伺儀何共氣之毒被思召り間、時々參府之御斷ニ不及、

太守様御參府之節 入道様御病躰を御用番様に被仰上候筋ニ被相濟り様ニ有之度被 思召りとの趣、委細御物語申上り處、右之段者最前ニ及被仰聞り様ニ、も

はや達 上聞相極りたる事り得者、思召之通ニ者可被難成と思召り、此儀者別り御隱密ニ外ニ爲存人も無之、 仰出之御本書者讃岐守様御所持被成、去方様ニ者右之寫を御格護被成、切封ニ被差置、曾る御口外不被成事り得共、適被召呼御内談被仰聞御事ニ御座り處、右之委細不被聞召上りる者

太守様御落着不被遊管ニ御座り條、密ニ御申聞り由ニ被仰聞り者、 太守様より去年讃岐守様に被進り御書を以被達 上聞り得者、參府之儀折節ニ者被相伺り様ニ被 仰出り相極有之り、此節御願書被差出り得者、右之趣を御張紙ニ被仰渡管御座り、折節之伺と被仰渡りる者其程難御計、隔年之御伺杯ニ罷成り得者、此中より却り御伺之間近可有御座り、去年讃岐守様に被遣り御書之趣を、此度及不相替被書續、只今迄ハ參府御斷之儀折節ニ被相伺り得共、不替儀を毎度奉伺り及如何奉存り間、可被罷成事りハ、六七年置程ニ參府御斷相願り様ニ仕度との御願ニ被遊度り、左りハ、此節折節之伺と 上より被仰渡りる者、此御方ハ只今迄之御伺ニ不相替筋ニ及故、右之通内ニ被仰出爲被相究置事ニ及者、此度六七年置程ニ被相伺度との御

願付る者、重之御沙汰ニ被及外様ニも可有御座哉と被相考外、依之御案紙別紙之通御認外由、左外被仰聞外者、五萬石・拾萬石躰之輕キ御方抔者隱居以後在所に被引越、參府同等之沙汰ニ及不及相濟外及有之外得共、此御方様抔者格別之御家格、御格式表有之御事外得者、御隱居とるも御小身之方御同前ニ被差捨置外様ニ者不能成御事外、夫故此節之御附紙も右通ニ被成答外との御沙汰ニ御座外由、御物語ニ御座外、

一去ル九日之朝、小野次郎右衛門様右之御願書讚岐守様に御持參、御用人を以被差出外處、御逢被成外ニ及不及御受取被成外由、則御用人ニ御挨拶御座外付、右通首尾能御受取被成外段、次郎右衛門様右彌一兵衛ニ被仰遣外、

次郎右衛門様にて御書付被差出外付る者、彌一兵衛事彼御方御門前迄被遣置外付、御書付首尾好御受取被成外段も彌一兵衛ニ被仰含爲被遣事御座外、

同日讚岐守様より被相達儀有之外間、今日中御留守居壹人御用之由申來、彌一兵衛罷出外處、今朝次郎右衛門様ニ被差出外御書附、御附紙を以被仰達外由ニ、

御用人を以御書付御渡被成外、右附紙ニ三年置程ニ可被伺旨相見得、其程合難取受外得共、御内々ニ御聞合被成様も可有御座儀外、屹と立彼御方御用人中なとにて御尋申上、萬一御差圖ニより、以後難被成儀共有之外者如何と存外付、御尋申上外儀差扣外由、彌一兵衛申出外、

一右付る去方様に佐久間九右衛門を以、此節之御附紙ニ三年置程ニ可相伺旨御記被下外、此儀難取受外、如何相心得可申哉之旨御尋被遣外處、御附札之寫ニ朱書を以、御同之年數委敷被相記被遣外故、昨日之飛脚便より差越申外、

一右之通御附紙ニ被仰渡外付る者、翌十日之朝御留守居を以相應ニ御請被仰上、且又右之趣

入道様御承知被遊外、御勤之儀被相伺外處、追御挨拶可被成旨御用人ニ被仰聞外由、御留守居申出外、

一同十日晚付讚岐守様より御留守居被招呼、此節之御伺以御張紙被仰渡外付る者

入道様於御國許被聞召上外上、以御飛札御勤被成外様ニ被仰渡候由、御留守居申出外、依之去方様に御案紙申受差越申外、

一 右付の跡く見合申付處、

一位様の老御文被差上先例ニ御座り、

右之段く急キ之御使を以委細可申上旨 御意付付、御

使三道中急ニ申渡差越申り、御參府御斷三年置程ニ被

相伺り様ニ被仰渡り段老、早速昨日以飛脚被仰進り

得共、去方様より委細御物語之趣付る老、御隱密之譯

も有之、飛脚便ニ老難被仰進被思召り付、重る御使を

以委曲被仰進り、御願書寫、且亦御張紙寫ニ、去方様

方御朱書を以之御返答及飛脚便より被差越、爲相達筭

御座り得老、もはや被差越ニ及不及事り得共、一首尾

之儀御座り故、乍二重右之二通及又、被差越之外條、

右之趣被達 貴聞、御勤之御連署・御格書・御文等被

差越りハ、日數考首尾可仕り、以上、

但島津大藏事及連名ニ申上筭御座り得共、大藏事今

朝御當地罷立り付る、私共三人ニの申上り、

〔朱〕〔寅〕四月十一日 〔朱〕〔上〕伊集院藏人

平岡内匠 鳴津 奎

〔朱〕〔下〕比志嶋隼人殿

(の17)

〔朱〕「御返答朱書

一 四月七日其元被差立り御使被仰進り趣老、別紙ニ申越り、

一同十日飛脚便を以、三年置程ニ被相伺候様ニ被仰渡り、爲御落着早く飛脚を以被申越り趣、御願書并去方

方様に御尋被申り處、御返答之朱書横切一々達 貴聞り、此儀ニ付る老別立る御返答不申り、

一 本文一々達 貴聞り、此儀ニ付る老 太守様萬端御世話ニ被成りとの之 御意ニあり、右之御挨拶老別紙ニ申遣り、

一 三年置程ニ被相伺筋ニ被仰渡り付る老、御飛札之御勤被成り様ニ被仰渡り由、去御方様御案文被差越、達

御耳り、御案文之内眩暈強と御文章ニ相見得り、此儀老相除可宜と 御意付付、御右筆に吟味仕り處、西ノ

年御書内ニ老、眩暈と申儀有之り得共、此節之御願書ニ老、眩暈と申儀不相見得り、常式御願書より及御書

老御文章輕く相調申事り間、眩暈強と申所老 御意之通相除可宜と申り付る、御書御文眩暈強と申所老相除

り、乍然去御方様御文章ニあり得老、書入方宜筋ニあり

眩暈強と申儀を御書被成り哉、猶於其許御吟味去御方

眩暈強と申儀を御書被成り哉、猶於其許御吟味去御方

様御案文之通有之方宜ハ、其許御用紙を以相調可被仕置ハ、

一 一位様御方ハ御文を以御勤有之先例之由被申越ハ、頃日依品者 公方様御方 大納言様御方ハ表御内證御勤有之事ハ、此跡 一位様ハ計御文を以、御勤之先例者御參勤御斷御用捨一通り之儀ハ故、

公方様 大納言様御方ハ表御内證御勤ニ不及筋と相考ハ、此節者右ニハ相替、三年置程ニ御窺之筋ニハ得ハ、重立ハ儀と被 思召上ハ故、

公方様御方 大納言様御方 一位様御方ハ之御文差越ハ、

一 御連署壹通・御格書貳通・御文三通五月六日之御日付ニ差越ハ、常式御勤よりも日積早クハ得共、頃日不同有之方可宜と之 御意も有之、殊此儀者早ク相達答之事ハ故、御日付等之日積リ早ク被仰付事ハ、此段者爲御納得ハ、

一 飛脚便ニ被差越ハ得共、二重なから被差越ハ由ニハ、御願書寫、去御方様御朱書之寫被差越并御案文、右三通御右筆ハ相渡置ハ、以上、

五月六日

(本文書ハ六四六の一六号文書ノ行間朱書ナリ)

(18)

入道様御參府御延引御願被 仰上、三年置程ニ被相伺ハ様ニ被仰渡ハ付、御勤之儀其外去御方様御内ニ被仰聞ハ趣共委細之次第、四月十一日御使便申越趣有之ハ處、一々被達 貴聞、御勤之御連署・御格書・御文被差越、右ニ付 御意之趣朱書御返答被申越委細承知仕、則達 貴聞首尾仕ハ儀共左之通ニハ、

一 右御勤之御飛札去御方様御案文之内、眩暈強と御文章ニ相見得ハ得共、此儀者相除可宜と

入道様御意有之、其許御右筆ニ表吟味仕ハ處、酉年御案文ニ表眩暈と申儀有之ハ得共、此節之御願書ニハ眩暈と申儀不相見得ハ、常式御願書も御書御文章輕相調事ハ間、眩暈強と申所者 御意之通相除可被宜と申ハ付、被相除ハ、乍然去御方様御文章ニハ得共、被書入方宜筋ニハ得共、爰許ニハ猶吟味いたし、去御方様御案文之通有之方宜ハ、御用紙を以相調可差出旨被申越、御尤奉存、爰許御右筆ニ表猶又吟味仕せハ處、成程此節之御願書ニ表眩暈と申儀不相見得ハ、去御方様御案文者酉年御書内を本ニ被成、右之文字御書入被成たるニ可有之哉、此節之儀者御願書ニ右之文

字不相見得事外へ者、弥右之文字者被相除方宜筈外旨申出、其許方被差越外通ニ有宜外、

一右御願書之儀ニ付る者、最前酒井讚岐守様へ御内談之趣及有之、其上讚岐守様御用番之節之儀ニ有、旁御一首尾之儀外故、今二日先讚岐守様相良彌一兵衛罷出、御用人大森十右衛門に取合、右之御飛札被差出外儀、

當月之御用番様に可差出哉と十右衛門に内談いたし外處、十右衛門申外者、當月之御用番様に可差出外、左外有於御國元御承知、此節御書御勤之儀者御退出之砌可申上置外由、挨拶いたし付、直ニ御用番松平左近將監様に御連署持參、御取次荻野孫右衛門ニ有差出外處、御退出之砌可申上由ニ有請取置外由、彌一兵衛申出外、

一松平右京大夫様・黒田豊前守様に及御格書持參、右京大夫様御取次宇垣平四郎、豊前守様御取次森清太夫ニ有差上外處、是又御退出之砌可申上由ニ有請取置外由、彌一兵衛申出外、

一一位様御方に及御勤有之先例ニ外旨申越外處、頃日者依品

公方様御方 大納言様御方に及御内證御勤有之事外、

此跡

一位様に計御文を以、御勤之先例者御參勤御斷御用捨一通り之儀外故、

公方様 大納言様御方に及御内證御勤ニ不及筋と被相考外、此節者右ニ有相替、三年置程ニ御窺之筋ニ有外得者、重立外儀と被 思召上外故、

公方様 大納言様 一位様御方に及御文被差越外由、乍憚一々御尤奉存、右

御三方様御方に及御文及今二日被差出相濟外、追有御返事等相下り外ハ、可差上外、

一右御連署・御格書・御文五月六日之御日付ニ有被差越外、常式御勤よりも日積早外得共、不同ニ有之方可宜と之 御意及有之、殊此儀者早く相達筈之事外故、御日付等之日積早被仰付事外由被申越外、於此方及其考仕、日數廿五六日之積ニ有今日被差立たる事外、

右段々申越外間、被達

御聽儀者右之趣を以可被申上外、以上、

(卷)

「寅」 六月二日

平岡内匠

伊集院藏人

比志嶋隼人殿

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存外、將又私病氣少々快御座外者 参府仕、奉伺御機嫌度存外處、今以同篇ニの暇と無御座、近年者別々歩行等及不自由罷成外、右之通故参府之儀及不奉伺迷惑至極奉存外、就夫参府御断不替儀時々申上外及如何奉存外故、此節同姓大隅守参府付委曲奉願外之處、参府御断申上外者三年置程ニ可申上旨、大隅守ハ被仰渡り段早速申越之致承知、難有仕合奉存外、依之御禮爲可申上呈愚札外、恐惶、

(朱)

五月六日

松平左近將監様

酒井讚岐守様

松平伊豆守様

黒田豊前守様

松平右京大夫様

人々  
人々  
人々  
呈愚札外間如斯御座外

(朱)

「右御連署・御格書六月二日相良彌一兵衛ニ而、御用番松平左近將監様其外様江持参、左近將監様御取次荻野孫右衛門、右京大夫様御取次宇垣平四郎、豊前守様御取次森清太夫ニ而差上外處、何れ茂御退出之砌可申上由ニ而、御取次請取置外通

「彌一兵衛申出外、右ニ付委細之次第者御國元江申越外、前條之内ニ相見得外通ニ外也」

一筆申上まいらせり、

公方様 大納言様ます〜御機嫌よく御座なされ、恐れなからめてたくそんし奉り外、將又私病氣今以同篇にてしかと御座なく、歩行も不自由に罷成り付、参府御断かはらざる儀時々申上外も如何そんし奉り、此節同姓大隅守よりねかひ奉る趣御座外處に、参府御断申上外は三年置程に申上へきむね仰渡され外よし申越、誠に以て有かたき仕合にそんし奉り外、右の御禮申上外、御序の折から御前よろしきやうに御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

なを〜御表よりも御禮申上外へとも、いかほともよろしく御さたのミそんしまいらせり、めてかし

(朱)

五月六日

豊 岡さま

公方様

御方とやまさま

大納言様

やしまさま

申給へ

大納言様御方へハ右之御礼  
大納言様へ申上外と調

秀小路さま

一位様御方 さくらゐさま

やま科さま

公方様 大納言様 一位様と  
相調、御端書御表よりと申  
文句相除  
申給へ

〔米〕「右御文何れ 六月二日被差出り」

(の21)

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將  
又病氣少々及快りハ、參府御機嫌被同度被存候之處、今  
以同篇この、近年老別の歩行等及不自由付、參府之儀不  
被相伺り、不替儀時々被申越り及如何故、此節同姓大隅  
守就參府委曲被相願り、三年置程可被申越旨大隅守に相  
達、難有由得其意り、紙面之趣各一覽之事り、恐々謹言、

〔米〕

六月三日

松平左近將監

乘呂判

松平上總入道

(の22)

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將  
又病氣少々及快り老參府御機嫌被同度被存り處、今以同  
篇この、近年老別の歩行等及不自由付、參府之儀不被相

(の23)

伺り、不替儀時々被申越り及如何故、此節同姓大隅守就

參府委曲被願り、三年置程可被申越旨大隅守に相達、難  
有由得其意り、紙面之趣令承知り、恐々謹言、

〔米〕

六月三日

黒田豊前守

直判

松平上總入道

〔米〕

六月四日

右御奉書貳通御渡可被成由ニ而御留守居被召呼、宮之原甚五  
兵衛罷出り處、左近將監様御用人坂源七、豊前守様御用人新  
井淺右衛門ニ而御渡被成り由、甚五兵衛申出り」

一御奉書寫貳通

右老 入道様御參府三年置程御伺之筋被仰渡り、御禮  
之御書被差出り段老先便申越通り、右ニ付る松平左近  
將監様・黒田豊前守様より、今月四日御留守居被召呼、  
右御奉書御渡被成り付、寫差上申り、松平右京太夫様  
より之御返事老相渡不申り、

一御返事御文三通

右同斷御禮御文被差出り處、則日御返事相下りり付、  
差越申り、

右以御序可被達 御聽り、以上、



〔朱〕六月十一日

〔朱〕平岡内匠

伊集院藏人

〔朱〕下 比志嶋隼人殿

(の24)

〔朱〕「本文二ヶ條之趣達 貴聞置外、以上、

七月五日」

(本文書ハ六四六の三号文書ノ行間朱書ナリ)

以上御参府御何事件御許中享保十九年中ニ在リ

647

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又病氣少々及快外者参府御機嫌被同度被存候之處、今以同篇この、近年者別の步行等及不自由付、参府之儀不被相伺外、不替儀時々被申越外及如何故、此節同姓大隅守就参府委曲被相願外、三年置程可被申越旨大隅守に相達、難有由得其意外、紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

朱カキ

享保十九年

六月三日

松平左近將監

乗呂判

648

松平上總入道

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又病氣少々及快外者参府御機嫌被同度被存候之處、今以同篇この、近年者別の步行等及不自由付、参府之儀不被相伺外、不替儀時々被申越外及如何故、此節同姓大隅守就参府委曲被願外、三年置程可被申越旨大隅守に相達、難有由得其意外、紙面之趣令承知外、恐々謹言、

朱カキ

享保十九年

六月三日

黒田豊前守

直判

松平上總入道

649

全上

なをく御表よりも御禮仰上られ外へ共、なを又仰上られ外よし、何もくよろしく申上まいらせ外、かしく、

五月六日付にて御ふみ下され外、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御めて度おほしめし外由、扱は御てまへ様御病氣今以御同

650

全上

篇にてしかと御さなく、御歩行も御不自由につき、御参府御断かはらざる御事時々仰上られりも如何に覺しめしりて、此せつ御同姓大隅守様より御ねかひなされりおもむき御座り所ニ、御参府御断仰上られり者、三年置程に仰上らるへきむね仰渡されり御事にて、有かたく覺しめしりよし、右之御禮

朱カキ  
享保十九年

まつ平 豊岡  
上總入道様 御返事  
人々申給へ 外山  
八嶋

なをく上總入道様にも御替り遊しり御事御さ被成りハて、めて度思しめしり、なにもよく御心へ申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

五月十六日の御ふみ下され披露致まいらせり、

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ御めてたさ

651

全上

一位様御機嫌よく成らせられり、御ころ易思召参らせられりへくり、さてハ先月十五日御同姓大隅守様御参勤の御禮仰上られ、有かたく思召参らせられり由、御禮と御座りて御ふみのやう、御満足ニ思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十九年

松たいら 秀小路  
上總入道様にて 御返事  
人々御中 櫻井  
山科

なをく何もよろしく申あけまいらせりへくり、めてたくかしく、

五月十六日付にて御ふみ下されり、

公方様

大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めて度思召り由、しかれハ先月十五日御同姓大隅守様御参勤の御禮仰付られ、誠ニ以在かたく思召り由、右之御禮仰上られたく思召り由、御ふみのをもむき何もよろしく申あけまいらせり、めてたくかしく、

享保十九年

松平 上總入道様 御返事 人々御中

豐岡 外山 嶋

b

652

宗信公 女子 重年公 女子 久峯 女子菊姫 女子 於就

享保十九年甲寅六月二十日誕生、母伊地知八四郎季

鄰女、

同二十年乙卯十月七日天亡、

653

吉貴公御譜中 正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間

可御心易外、隨而鏗節一箱被獻之外、各申談遂披露外處

一段之御仕合外、恐々謹言、

享保十九年 六月廿三日 松平左近將監 乘呂判

松平上總入道

654

全上

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御勇健御事外間

可御心易外、隨而鏗節一箱被獻之外、遂披露外之處、一

段之御仕合外、恐々謹言、

享保十九年 六月廿三日 黒田豊前守 直判

松平上總入道

655

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、四月廿日

公方様東叡山 御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

<sup>朱カキ</sup>享保十九年 六月廿三日

松平左近將監 乘邑判

松平上總入道

656 繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

<sup>(朱)</sup>「享保十九年」

六月廿三日

乘邑判

<sup>(朱)</sup>「在口裏」

松平大隅守殿

乘邑

松平左近將監

657 全上

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

<sup>(朱)</sup>「享保十九年」

六月廿三日

直判

658 繼豊公御譜中

正文在文庫

端午之 御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被差出外、以上、

<sup>(朱)</sup>「享保十九年」

六月廿四日

松平左近將監

松平大隅守殿

659 全上

扣正文在文庫

御自分二男助左衛門事、嫡子迄老往々嶋津之御名子御免被成外、紋所老先年助左衛門に被下置外を可被用外、助左衛門二男家より老名字谷崎と爲名乗、三男左膳名字、且又善次郎殿、後年二男以下出生之節老村橋と爲名乗可被申候、御自分家之嫡子并助左衛門家嫡々之外老、嶋津之御名字又老十文字之御紋一切可爲無用旨被仰出候間、堅可被奉承知候、依 御意如件御座候、以上、

<sup>(朱)</sup>「在口裏」

松平大隅守殿

直邦

黒田豊前守

享保十九年六月廿五日

種子嶋<sup>(久慈)</sup>彈正判

樺山主計判<sup>(久慈)</sup>

鳴津中務判<sup>(久慈)</sup>

鳴津大藏判<sup>(久慈)</sup>

鳴津兵庫殿<sup>(久慈)</sup>

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上まいらせり、めてかしく、

五月廿一日付の御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御めて度おほしめしり由、しかれは御年禮として

竹姫君様御守殿へ四月廿五日：

おくさま御入被成り御事

上聞こたつしりて、豊岡上使にて奥さまに御懇の 上意、

そのうへ御拜領物下されり御事御承知被成、御てまへ様

こもかたしけなく覺しめしりよし、右の御禮

大納言様へ仰上られりとの御事、御文<sup>(マカ)</sup>ミのとをりよろし

くひろう致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ 享保十九年

6

まつ平 御返事

上總入道様 人々申給へ

豊岡 八嶋

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上まいらせり、めてかしく、

五月廿一日付の御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御めて度覺し召り由、しかれハ御年禮として

竹姫君様御守殿へ四月廿五日：

おくさま御入被成り御事

上聞こたつしりて、豊岡 上使にておくさまに御懇の

上意、そのうへ御拜領物なされり御事御承知被成、御て

まへ様こもかたしけなくおほしめしりよし、御禮仰上ら

れり御ふミのとをり、よろしく披露致まいらせり、めて

たくかしく、

朱カキ 享保十九年

まつ平

上總入道様 御返事 人々申給へ

豊岡 八嶋

6

吉貴公御譜中

正文在文庫

松たいら

上總入道様

御返事  
にて  
人々御中

櫻井  
山科

御ふみのやう披露いたしまいらせりへハ、御念入参  
らせられり御事、御満足ニ思しめしり、なを幾久し  
く萬々の年のたひく被進被成り様こと御悦思しめし  
り、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくか  
しく、

五月廿一日の御ふみ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よく成らせられ

一位様にも御機嫌よくならせられり、御心易思召参らせ  
られりへくり、さては四月廿五日御年禮として、奥さま

竹姫君様へ御出なされ、御對めん被成りニ付、

公方様より上使豊岡にて奥さまへ御拜領物被成、有かた  
く思しめし参らせられり由、その節

一位様方も御肴まいらせられりへハ、是また御禮仰上ら  
れ、めてたくかしく、

朱力平

享保十九年

カ

(表紙)

追 録	吉 貴 公	繼 豐 公	宗 信 公	享保十九年 至八月	自七月
舊 記 雜 録					
卷七十八					

663

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく披露いたしまいらせり、めて  
たくかしく、

六月五日付にて御ふミ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よく成らせられ、御めてたく覺し召外よ  
し、さてハ先五月朔日ニハ菊姫さま御宮参りニ付 上使  
外山にて御懇に 上意、御同姓大隅守様并御きくさまへ  
も御祝義御拜領被成、

664

繼豊公御譜中

正文在文庫

大納言様よりも御きくさま御肴被遣り御事御承知被成、  
數く忝覺召外よし、御銘く御禮御ふミのやうよろしく申  
上まいらせり、則

大納言様へも御文の通よろしく申上まいらせり、めてた  
くかしく、

朱カキ  
享保十九年 七月六日

松平

上總入道様

人々御中  
御返事

豊岡  
外山  
やしま

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露候之處一  
段之御仕合外、恐く謹言、

(朱)  
「享保十九年」 七月六日

信祝判

(朱)

「在口裏」

松平大隅守殿

信祝

松平伊豆守

665 全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之、遂披露、處一段之御仕合、恐、謹言、

(宋) 「享保十九年」 七月六日 直判

(宋) 〔在口裏〕 松平大隅守殿

直邦 黒田豊前守

666 吉貴公御譜中

正文在文庫

返く、ことのほか残暑もつよく御さ、なを御さ、ハリもあらせられ、ハぬやうにと思しめし、何もよろしく申せとの御事、御さ、めてたくかしく、ことのほか残暑もつよく御座、共、まつく、

總州様初させられ、御機嫌よく被爲入、や、被爲聞たく思しめし、此御地にて、

御前様も、弥御機嫌よくいらせられ、

大守様

姫君様 御子様方もいよく御き、けんよくいらせられ、何かと御ていねい、仰被進、かたしけなくおほしめ

し、此よよろしく御申上、へく、めてたくかしく、

(宋) 享保十九年 八月二日

ひししま 準人さま 嶋津 登さま

とみ 岡た 藤え

667 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得、其意、然、六月六日御曲輪之内、雖火事出来、

御城別條無之段被承之、恐、悦旨、尤、紙面之趣、各申談及、上聞、恐、謹言、

(宋) 享保十九年 八月九日 松平左近將監 乘呂判

松平上總入道

668 全上

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得、其意、然、六月六日御曲輪之内、雖火事出来候、



御城別條無之段被承之、恐悅旨尤外、紙面之趣及言上外、

恐々謹言、

朱力\*

享保十九年

八月九日

酒井讚岐守

忠音判

松平上總入道

669

繼豊公御譜中

正文在文庫

以上

薩摩國鹿兒嶋城下東口番所良方外北東之間土居三ヶ所、  
同堀岸四ヶ所崩外付修補之事、繪圖朱引之通得其意外、  
如元可被申付外、恐々謹言、

享保十九年

八月九日

酒井讚岐守

忠音判

本多中務大輔

忠良判

松平伊豆守

信祝判

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

670

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)

「享保十九年」

八月十一日

信祝判

671

全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)

「享保十九年」

八月十一日

直判

(朱)

(在口裏)

松平大隅守殿

直邦

黒田豊前守

672

繼豊公御譜中

正文在琉球國司

爲年始之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之通送給之、入念外段

令祝着<sub>レ</sub>、猶期後喜之時<sub>レ</sub>、恐惶不宣、

九月二日 中將繼豐御判

謹上 中山王

673 芳簡令披見<sub>レ</sub>、當春御鷹之鶴致拜領<sub>レ</sub>爲祝儀、被差渡與

平親方、殊太刀一腰・馬代白銀百兩并別錄之通被相贈之、

入念<sub>レ</sub>段令祝着<sub>レ</sub>、恐惶不宣、

(卷)  
「享保十九年」

九月二日 中將繼豐御判

謹上 中山王

674 全上

芳翰令披見<sub>レ</sub>、去歲奧方安産女子出生之爲祝儀、被差越

伊江按司、殊太刀一腰・馬代黄金十兩并如目錄被相贈之、

入念<sub>レ</sub>段令祝着<sub>レ</sub>、恐惶不宣、

(卷)  
「享保十九年」

九月二日 中將繼豐御判

謹上 中山王

675 全上

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲酒并讚岐守可

述<sub>レ</sub>也、

(卷)  
「享保十九年」

九月七日

薩摩

中將殿

676 全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之<sub>レ</sub>、遂披露候之處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐々謹言、

(卷)  
「享保十九年」

九月七日

松平大隅守殿

黒田豊前守

直判

677

越前島津氏十六代周防忠紀譜中  
十六代 忠紀

壯之助 周防

享保十九年甲寅九月三日成誕生於薩州大礪館、實

正四位下前中將吉貴公二男、母名越右膳恒渡妹稱於須

太守繼豐公也 然於須磨方以忠紀爲実子、

○生土神大礪宅園中所、崇稻荷大明神也、

○同月四日於須磨方使老女松井候大礪館、與中懷二極

祿一、來薩府 城中御下亭於須磨方附与途中守脇刀一腰、受治工欄州共重長一尺九部有袴

於須磨方鞠育也、

○納殿役伊地知才右衛門季定役産弓也、

○同月九日有命島津玄蕃貴備授稱號與幼名稱末

川壯之助也、

同年十月十日於須磨方鄉導、初詣御下亭庭上蒼神

社及觀世音堂也、

○同月二十日於須磨方携壯之助候大礮館、

吉貴公賜腰刀一腰治工礮前真長式尺寸、六部半有代金七枚折紙也、鎌田平右衛

門政與傳之、

○同年十二月三日於須磨方携壯之助候大礮館、

吉貴公直賜手鎧一本治工山城守國重、先君、細貴公持於壯之助

也、

678 繼豐公御舍弟

忠紀

壯之助 周防 肥前

享保十九年甲寅九月三日生、母名越恒渡妹、實母郷田

仲兵衛兼近女、

元文二年續越前島津家之名跡、故略、

679 吉貴公御譜中

正文在文庫

御念入られ御事、御満そくにおほしめし、なを

上總入道様にも御替り被成御事御さ遊しハ

す、めてたく思しめし、此よしなにもよく御心得

申せとの御事ニ御さ、めてたくかし、

七月五日の御ふみ下され、披露いたしまいらせ、まつ

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ

一位様御機嫌よく成らせられ、御心易思召參らせられ

外へく、さやうニ御座外へハ先月六日之夜、御曲輪の

内出火致り得とも御城御別條なく、めてたく思召被成り

よし、御文のやう、めてたくかし、

享保十九年

朱力キ

秀小路

松たいら 御返事

上總入道様ニて さくらい

人々御中 山科

680 吉貴公御譜中

正文在文庫

返く何もよろしく申上りへくり、めてたくかしく、七月廿一日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされり、しかればこの度

近衛家久女（田安宗武） 森姫君様御事、徳川右衛門督様へ御ゑん組仰出され、御

めて度思しめしり由、それに付

大納言様へ御祝義仰上られ御ふみやう、よろしく披露いたしまいらせり、めてたくかしく、

享保十九年

まつ平

上總入道様 御返事

豊岡

外山

八嶋

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く何もよろしく御申上被成まいらせりへくり、

めてたくかしく、

御悦と御座りて御ふみのやう忝思しめしり、まつくその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入り御事、御めて度思しめしり、こゝ御ほとこても御揃あそはし御機嫌よくいらせられり御事ニ御さり、扱ハ

公方様お盆の御祝義

大守様 姫君様へ蓮の飯・御樽御さかな御はいりやうあそハしり御事、御細く御悦仰被進、まことに御ねん入らせられり御事と思しめしり、なをいく久しく御はいりやう被成りやうにといわい入らせられり、御ていねいさまニ御悦仰被進、かすく忝思しめしり、此よしよろしく御申上被成まいらせりへくり、めてたくかしく、

享保十九年 十月二日

ひし嶋

嶋津

登

さま

御返事

とみ

岡た

つほね

藤え

682 続豊公御譜中

正文在文庫

重陽之 御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被差出り、以上、

(卷)  
「享保十九年」十月廿日

酒井讚岐守

松平大隅守殿

683 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御勇健之御儀外  
間可御心易外、隨而鯛一箱被獻之外、各申談遂披露外處  
一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
享保十九年 十二月廿一日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

684 全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御勇健御儀外間  
可御心易外、隨而鯛一箱被獻之外、遂披露外之處一段之  
御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
享保十九年 十二月廿一日

黒田豊前守

直判

松平上總入道

685 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、今度  
(徳川家宣)  
文昭院様二十三回御忌御法事於増上寺御執行相濟、爲  
御名代

大納言様十月十四日 御靈屋 御參詣之儀被承、恐悅旨

尤外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
享保十九年 十二月廿三日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

686 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、今度  
文昭院様二十三回御忌御法事於増上寺御執行相濟、爲  
御名代

大納言様十月十四日 御靈屋 御參詣之段被承之、恐悅

旨尤外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ  
享保十九年 十二月廿三日

黒田豊前守

直判

松平上總入道

687 吉貴公御譜中

一正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、十月十六日

公方様増上寺

文昭院様 御鑾屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙

面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

<sup>朱力キ</sup>享保十九年 十二月廿五日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

688 繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之外、遂披露候之處一段之

御仕合外、恐々謹言、

<sup>朱</sup>「享保十九年」 十二月廿五日

信祝判

<sup>朱</sup>「在口裏」 松平大隅守殿

信祝

松平伊豆守

689 全上

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之外、遂披露外處一段之御

仕合外、恐々謹言、

<sup>朱</sup>「享保十九年」 十二月廿五日 直判

<sup>朱</sup>「在口裏」 松平大隅守殿

直邦

黒田豊前守

690 爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可

述外也、

<sup>朱</sup>「享保十九年」 十二月廿七日 (印文「吉案」)

薩摩

中將殿

691 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御

仕合外、恐々謹言、

〔卷〕  
「享保二十年」 正月七日

忠良判

〔在口裏〕  
松平大隅守殿

忠良

〔在右裏〕  
本多中務大輔

692 全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔卷〕  
「享保二十年」 正月七日

直判

〔在口裏〕  
松平大隅守殿

直邦

〔在右裏〕  
黒田豊前守

693 櫻島池田氏藏年代記

一享保廿年福昌寺々中焼失、延寶元年乙六十年ニナル、

694 継豊公御譜中

正文在文庫

吉書

一神社佛閣修造興行事、

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

一右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

享保廿年正月十一日 繼豊御判

695 継豊公御譜中

享保二十年乙卯正月十三日以三上使遠山左京二賜二御鷹所々捉之鶴於芝邸一、繼豊至三執政之各第二禮二謝之也、

696 吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

〔朱力キ〕  
享保廿年 正月十一日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守  
忠音判

宗信公御譜中

同二十年乙卯二月十三日竹姫君爲<sub>二</sub>歲初之賀儀<sub>一</sub>、同<sub>二</sub>伴益之助<sub>一</sub>及菊姫<sub>一</sub>、而登<sub>二</sub>營中之大奥<sub>一</sub>、備<sub>二</sub>御太刀一腰<sub>一</sub>。

繼豊公御譜中

同年二月十三日竹姫君爲<sub>二</sub>歲初之賀儀<sub>一</sub>、同<sub>二</sub>伴益之助及菊姫<sub>一</sub>、而登<sub>二</sub>營中大奥<sub>一</sub>、益之助・菊姫始拜<sub>二</sub>調

大樹吉宗公

大納言家重公、因同日繼豊登<sub>レ</sub>營執<sub>レ</sub>贊拜<sub>二</sub>調

兩公<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之焉、乃遇侍<sub>レ</sub>殊渥矣、載詳<sub>レ</sub>左、

全上

松平上總入道

松平左近將監  
乘邑判

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合外、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力キ  
享保廿年 正月十一日

松平上總入道

黒田豊前守  
直判

繼豊公御譜中

扣正文在文庫

御馬代黃金十兩・縮緬五卷於柳之間<sub>一</sub>、益之助獻<sub>二</sub>上之<sub>一</sub>、始奉<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>調

大樹吉宗公<sub>一</sub>、奉<sub>二</sub>懇篤<sub>一</sub>、尊辭<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>御髮斗及御脇刀<sub>一</sub> 証重

御手自拜<sub>二</sub>領之<sub>一</sub>、且拜<sub>二</sub>戴生大鷄雌雄・金蘭製烏冑<sub>一</sub>・熊坂<sub>一</sub> 長頭巾<sub>一</sub>・狗之造物<sub>二</sub>足此外數品<sub>一</sub>、時徵<sub>二</sub>于

公傍<sub>一</sub>親把<sub>レ</sub>手、蒙<sub>レ</sub>能似<sub>二</sub>曾祖父<sub>一</sub> 綱懇悉<sub>一</sub>、尊辭<sub>上</sub>矣、獻<sub>二</sub>御太刀一腰・御馬代黃金十兩・縮緬三卷<sub>一</sub>、始拜<sub>二</sub>調

儲君家重公<sub>一</sub>、拜<sub>二</sub>領金織緞五卷<sub>一</sub>、此外

兩公獻賜品物多、可省不<sub>レ</sub>記、

明十三日

松平大隅守<sub>一</sub>

竹姫君<sub>一</sub>益之助御連大奥<sub>一</sub>被爲<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>付、先達<sub>二</sub>申達<sub>レ</sub>外通、其方明日四時前登<sub>レ</sub>城、御禮可被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>外、

(茶)  
「享保二十年」二月十二日

(茶)  
「右別紙本多中務大輔様より被召呼、御用人佐野源五を以御渡被成<sub>レ</sub>外、太守様御承知被成<sub>レ</sub>外、御受宮之原甚五兵衛相勸申管御座<sub>レ</sub>旨、二月十二日相良彌一兵衛<sub>レ</sub>申出<sub>レ</sub>外」



全上

拍正文在文庫

一 御奥ニ之次第者

公方様に 姫君様 御對顔相濟り、益之助様御支度  
御熨斗目長御上下ニ御出被遊

公方様 大納言様 (田安宗武) 右衛門督様 (橋宗并) 小五郎様御揃被遊、

益之助様 御目見相濟

公方様も是はいと 上意この御進被遊り處、

公方様御手自御熨斗御頂戴、直ニ御脇差御手自御拜領  
被遊御退座、御拜領之御脇差御差御禮被遊り處、袴も

長クりあふなくり、早ク脇差被取り得と 上意有之、

御下り御差替被遊り、豊岡様・お富の方御介抱こり外、

一 追る御出被成り處、

公方様御下段御座末ニ御下り御着座、御手を被揚り様

こと 上意有之、懺成能生付こり外、是はいと之 上意

この御側に御參被成り得者、立り様こと 上意有之、

御手を御取、御せなか廻り御さわり被遊、西丸・田安

こもケ様ニ懺成生付を御あやかり被遊度と、度々 上

意御座り、

一金らんこの調り鳥甲一ツ・熊坂之能こ用り頭巾一ツ・

全上

拍正文在文庫

一 姫君様に

公方様より、益之助事仕付方せいとうなどに世話被成

間敷り、只無事ニ盛人有之能御座り由 上意有之り通、

お富の方被申り、佐野六右衛門殿も 御守殿方御用人

承知いたしり、

一 菊姫様に御會釋 菊姫君享保十八年五月ノ御生レ也  
此年ニ歳ニ當レリ、考察ニ供ス

公方様 大納言様御上段被成御座、菊姫様に御手自御

熨斗被進、其節御手遊ニ御持被成り小キ犬之作り物

犬之作り物二、御手自 益之助様に御給、表御局被

召出、近ク參り様こと 上意有之り付、間二間程こ罷出

外處、今日者益之助初り上り、若年このり外得共取廻し

も能、懺ニ有之宜生付この御満足に被 思召り、大隅

守嘸悦喜この可有之り、此段大隅守に可申聞り、益之

助事曾祖父ニ能被似り由度々之 上意、曾祖父ニ者介

抱こ成り、古キ家來共者存居り半とくりかへし 上意

有之り、

(系)「享保二十年」

菊姫様方

公方様に御直ニ御上ケ被成り付、御返し可被成由 上意有之り處、菊姫様よりやはりと被仰り付、御もらい可被成と之 上意ニ御取被成り、

一 公方様方御側に被爲 召り處、却り

公方様に 菊姫様方是に御出被成り様ニと被仰り御様子被成り付、

公方様御立被成 菊姫様御側に御寄被成、御挨拶共御座り由、

右之通之御會釋ニあり、御奥向之儀ニ脇方ハ若不被申事り得共、御國元にも被仰越之由り付、右之段被相達り間、可申達旨お富殿御申之由、遠山久四郎殿方 御守殿方御用人に承知いたしり、

一 於御奥御雜煮・御吸物・御小付出、御料理者御上段涯

御下段之内ニあり 姫君様 (稱吉則老) 壽光院様 益之助様 菊姫

様三汁、御向迄之御料理、御嶋臺・奈良臺・御茶くハ

し御頂戴 益之助様 菊姫様白木御供行、

一 御熨斗迄ニ御盃御頂戴無之り、

一 庭鳥一番

公方様より 益之助様に御拜領被遊り、

一 益之助様御禮被仰上り跡ニあり、表御局村路・高津、御守女中并春野迄 御目見被仰付り、

但 益之助様御守女中壹人ニあり處、高輪女中之内方物馴り女中壹人、御守女中ニ被召列り様こと

御守殿方御差圖有之、高輪御中臈おまつ被召列り處ニ、右之内ニあり 御目見仕り、春野事者御子様方御上り付る者、何角御中途ニありも御用有之り付、被召列り様ことは又 御守殿方御差圖ニ被召列り、

り、

703 全上

但正文在文庫

一 太守様十三日右爲御禮朝六半時御屋敷御出御登

城、柳之間に御扣被成御座り、

但 大廣間に御扣被成筈り得共、

大納言様御成ニ付右之御座に御扣被成り、

一 御目附深尾隼人様御出會ニあり、御黒書院御廊下に御案内ニあり御扣被成御座り、

一 松平左近將監様御出會

御目見之節次第御挨拶被成り、引次ニ本多伊豫守様 (忠統)

御出會、御座之間末之廊下中程に御案内に御扣被成御座外、

公方様は

御太刀

銀三十枚

綿二十把

大納言様は

御太刀

銀三十枚

右之通 太守様を御献上、

一公方様 大納言様御座之間は九時過 出御、御献上物

御小納戸衆 御前に御備、御太刀御披露、西尾(念)隱岐守

様との

太守様御禮之時隱岐守様より

大隅守と御披露有之、其節從左近將監様 益之助 御

目見被仰付御禮申上り旨御取合、直に 太守様御下り、

最前之通御座之間末之廊下に御扣被成り、

一御献上物下 太守様又

御前に御出被遊り節

公方様を夫にと 上意有之、少御進被遊、其節

益之助初め御覽被成り、盛人丈夫との息災の様子にと上意有之、

太守様御禮御申被成り時、左近將監様を御下り被成り

様にと有之、御座末に御下り御小サ刀御取 上意有之

御敷居之内に御着座、御手自御熨斗御頂戴被遊り、左

りの今日未日出度と

上意之節、左近將監様より、今日未難有奉存り旨御取

合、其節御禮被仰上御下り被成り、

一右相濟柳之間に御扣被成御座外節、御目附伊丹(念)左衛

門様御出會、御白書院に御老中様御出席有之り間、御

禮被仰上り様こと覺左衛門様を御挨拶有之、直に御案

内、於御白書院御老中様に御逢被成御禮被仰上り、其

節左近將監様を、今日未御仕合之由御挨拶有之御退出、

直に西之御丸に御上り、御奏者番高木主水正様に御取

會、御禮被仰上御退出、

一於御座之間 御目見之節何角御引廻之儀、酒井讚岐守

様御世話被成り、

右之通り旨 御意嶋津内記(久意)に致承知り、

一御肴一種

一御樽一荷

公方様より

太守様に

一御看一種

大納言様より

太守様に

右者御兄弟様初る御上り被遊り付、爲御祝儀大奥に而

右之通御拜領被遊り付、姫君様より御即答御請被仰上

外、

〔卷〕  
「享保二十年」

704 繼豊公御譜中

正文在文庫

歳暮之 御内書可相渡候間、明日五半時 御城に家來可

被差出り、以上、

〔卷〕  
「享保二十年」

二月廿日

松平伊豆守

松平大隅守殿

705 繼豊公御譜中

繼豊每に登り營、至三式臺一解三佩刀一屬三家臣一、家臣持り之

在三式臺一之外、今茲閏三月十三日執政松平伊豆守信祝召し

家臣宮之原甚五兵衛通與留守居于其第一、始許三繼豊持り刀之

臣上三式臺一矣、繼豊即日使三通與爲二使節一、詣三于信祝之

第二而奉り謝り之焉、

706 全上

正文在文庫

明十五日例月之御禮無之り間、不及登 城外、以上、

〔卷〕  
「享保二十年」 三月十四日

本多中務大輔

松平伊豆守

酒井讚岐守

松平左近將監

松平大隅守殿

707 繼豊公御譜中

正文在文庫

明廿八日例月之御禮無之り間、不及登 城外、以上、

〔卷〕  
「享保二十年」 三月廿七日

本多中務大輔

松平伊豆守

酒井讚岐守

松平左近將監

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿二日

公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ享保二十年

閏三月二日

松平上總入道

松平伊豆守

信祝判

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ享保二十年

閏三月二日

松平上總入道

松平伊豆守

信祝判

吉貴公御譜中

正文在文庫

營中以使者申入序寄一翰外、青陽之賀儀珍重、愈可爲平安候、此邊無恙外、仍如目錄令贈與之外、謹言、

朱力キ享保二十年

閏三月十六日

薩摩入道殿

(近衛家久)

(花押 No.2)

711 吉貴公御譜中

享保二十年乙卯二月十三日竹姫君登三 柳營之大奥、時

益之助年八菊姫年三共同伴、初拜三調

大樹吉宗公 亞相家重公、見レ蒙レ懇篤之

台命一、益之助拜三戴

吉宗公御手自熨斗・御脇指延壽國軍代、自一金十五枚

家重公亦拜三戴金織卷物五端一、菊姫亦有三拜領之品物一、

又謁三徳川右衛門督宗武・同小五郎宗尹一、有贈物一、肆

禮豐即日登レ營拜三調

兩公三奉レ申三謝之一、見レ蒙レ懇篤之

台命一、御手自拜三戴熨斗一、且賜三御樽肴一、前件之事實達三

千大磯館吉貴之聽一、則呈三使翰勲在于江都芝原、騎馬士勲儀館、獻三御太刀一

腰・馬代黄金十兩三奉レ謝之、執政投三奉書一、開三于左一、

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老二月十三日大奥に

竹姫君様被爲入付付、益之助・菊儀被召連外處、御懇

之 上意、益之助儀 御手自御熨斗・御脇差頂戴、菊事

及拜領物有之、從

大納言様拜領物仕、其上御馳走、右衛門督殿 小五郎殿

より表品々拜受、家來共迄拜領物被 仰付外、即日爲御

禮同氏大隅守登 城之處、於 御座間

公方様 大納言様

御目見、御懇之 上意、御手自御熨斗頂戴、御樽肴拜領

之段被承之、難有由令承知外、且又其方并妻に及從

公方様 大納言様御肴一種充拜領、難有之旨得其意外、

爲御禮以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、各

申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ

享保二十年 閏三月廿五日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老二月十三日大奥に

竹姫君様被爲入付付、益之助・菊儀被召連外處、御

懇之 上意、益之助に 御手自御熨斗・御脇差頂戴之、

菊事及拜領物有之、從

大納言様拜領物仕、其上御馳走、右衛門督殿 小五郎殿

より表品々拜受、家來共迄拜領物被 仰付外、即日爲御

禮同氏大隅守登 城之處、於御座間

公方<sup>(禮脱)</sup> 大納言様 御目見、御懇之 上意、御手自御熨

斗頂戴之、御樽肴拜領之段被承、難有由令承知候、且又

其方并妻に及從

公方様 大納言様御樽肴一種充拜領、難有由得其意外、

爲御禮以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂

披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ

享保二十年 閏三月廿五日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

全上

被成、かすく忝覺召り由、御禮細く御文のやう、

誠ニ幾萬々年と祝くよろしく申上まいらせられ

り、このよし又よく御申上りへくり、めてたく

かしく、

三月十三日付にて御文下されり、まつく

公方様 大納言様弥御機嫌よく被爲成り御事、御めて度

覺召させられり由、扱ハ先月十三日

竹姫君様大おくへ入らせられり付、益之助殿 御菊さま

も御同道遊ハしり處ニ、段々御懇さまの 上意にて、益

之助さまへ 御手自御鬘斗・御脇さし御いたゞき被成、

御きくさまも拜領物被成、

大納言様よりも拜領物被成、御馳走も仰付られ、右衛門

督様 小五郎様方も品々進しられり、御家來衆までも拜

領物仰付られ、即日御禮として御同氏大隅守様御登 城

被成り處に、御座之間におゐて

公方様 大納言様御目見え、御懇の上意にて、御手つか

ら御のし御いたゞき、御たるさかな御拜領被成り段聞召

され、忝思召り由、御文のやう、さて又

入道様并おくさまへも

公方様 大納言様より御看一しゆツ、御拜領、めてたく

かしく、

朱ガキ 享保二十年

松平

上總入道様

御返事 人々御中

豊岡

八しま

うらを

お

715 吉貴公御譜中

正文在文庫

返く米良藤右衛門こゝもと立、その御地つきまい

らせりて、こゝ御ほとよりの御かつて御はこの内進

しられりはん、これまた御禮仰被進御懇入らせられ

り御事と思しめしり、何もよろしく申せとの御事ニ

御さり、かしく、

御悦と御座りて御文のやう、かたしけなくおほしめしり、

まつくその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入御事、御めて度思しめしり、仰

被進りことく二月十三日ニハ

姫君様 御本丸へ御年禮に入らせられり、

公方様

大納言様御はしめさせられ御たいめんあそハしり、此度

は益之助様 菊姫様にも御同道あそハしり、一入御にき  
くしく御いわるあそハしりて御悦ニ思しめしり、夫こ  
付 御本丸へも御使者にて御禮御けん上物もあそハし  
り、かすく御めてたさ

姫君様 菊姫様も御もく録の通進しられ、御めて度忝思  
しめしり、まことにいく久しく萬く年もといわる入ら  
せられり、こなた方

公方様方進しられりんす一反、御ミヤニ進しられりへ  
は御禮仰進しられり、御懇入らせられり御事ニ思しめし  
り、めてたくかしく、

享保二十年

ひしま

津人さま

嶋

登津さま

御返事

とみ

岡た

藤え

全上

進しられ、かすくめてたくかたしけなく思しめし  
り、まことにいく久しく萬く年もといわる入らせ  
られり、此よしよろしく御禮申上被成られりやうに  
よくく申せとの御事にて御座り、 太守様にもそ

の節

御本丸へ御登城あそハしり、御にきくしくいらせ  
られり、何もくよろしく申せとの御事ニ御さり、又  
御悦と御座りて御ふみのやう、まつくその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入御事、かすく御めてたく思し  
めしり、仰被進りことく二月十三日ニは

姫君様 御本丸へ被爲入、 益之助様 菊姫様にも御同  
道あそハし、ひとしほ御にきくしく御いわるあそハし  
り、 益之助様御をとなく御座被成

公方様にも御満足ニ思しめしりて、いかほとく御悦ニ  
御はしめしり、御兄弟様ながら御はいりやう物もあそハ  
しり、

大納言様 右衛門督様 小五郎様よりも御はいりやう物  
あそハしり、何もくハしくきかせられ 總州様にも  
御悦あそハしりて、めて度かしく思しめしり、

公方様 大納言様より 總州様 御ふた所様へも御さか  
な一種ツ、御はいりやうあそハしり事、かすく御めて  
度思しめしり、御ふいてう仰被進、右之御禮と御座りて  
御本丸へ御使者にて御けん上物もあそハしり、めて度御  
悦ニ思召り、



姫君様も御使者にて御もく録の(通脱カ)めてたくかしく、

宋カキ  
享保二十年

右

ひし嶋  
隼人さま  
鳴津  
登さま  
御返事  
とみ  
岡た  
藤え

717  
全上

萬々年もあひ替らす御左右きかせられまいらせられ  
け様こといわる入らせられ、何もよく申せとの御  
事ニ御さけ、めてたくかしく、

一位様より申せとの御事ニ御さけ、したひニ御あつさ  
むかひまいらせけ、まつく

一位様御機嫌よくならせられけ、御心やすく思召被成け  
へくけ、

上總入道様もなにの御障も御座被成けはずけや、數  
くきかせられたく思しめしけ、扱はこの御目錄之通御  
そう聞かせられけ御事までニ

上總入道様へ参らせられけ、誠に幾久しく、めてたくか  
しく、

宋カキ  
享保二十年

右

松たいら  
上總入道様  
人々御中  
秀小路  
櫻井

718  
継豈公御譜中

同年四月丹羽正伯台家之召ニ我留守居役ニ、令下本藩生産之  
品物各書ニ俗名縣形狀ニ而可也告也去歲三月預大御、且附令之見左、故芝邸藩  
府各命ニ有司一、治事而索ニ之于村里ニ探ニ之山海一、而撰ニ  
其形象ニ記ニ其名稱等一、元文三年六月遂致ニ正伯ニ矣、其間  
正伯所令韓國老往復之書等略録レ後、

719  
全上

扣正文在家老座

大御目附様より去年三月御廻狀を以被仰渡け者、丹羽正  
伯書物編集之儀ニ付、諸國之産物俗名并其形、其國ニ  
承合申儀及可有之け間、正伯相尋けハ、申聞け様こと被  
仰渡置け、然處此節正伯老より御留守居相良彌一兵衛(度)ニ  
御用け間可差越旨申來け得共、外ニ勤方有之け故、御留  
守居付和田休左衛門相越け處、別紙之通相糺書出け様ニ  
と一冊被相渡け付、猶又其後彌一兵衛正伯老所ニ差越承

合外得共、何そ外之子細及無之外、御觸之通書物編集被仰付外譯付之申外由被申聞外旨、彌一兵衛より委細書付相添、正伯老より被相渡外別紙寫一冊差出外付達 貴聞置、此節右寫帳一冊并彌一兵衛方之書付一通相添差越申外間、於其元右帳面之趣を以被相糺可被申越外、若書付之内難譯儀者彌一兵衛事御暇被下置外付、追付爰本被差立外間、其許に致着外節可被相尋外、以上、

〔享保二十年〕  
四月十六日

平岡内匠(之旨)  
伊集院藏人(久徳)  
榊山主計(久惣)

鳴津大藏殿(久春)

鳴津本殿(久忠)

種子嶋彈正殿(久忠)

一右に付相良彌一兵衛より丹羽正伯老にしらへ様之次第承合、書付差出外趣左に記之、

去ル三日丹羽正伯老より御用外間、私罷越外様こと申來外得共、外に勤方有之外故、御留守居付和田休左衛門差出申外處に、別紙之通可被書出之由に相渡被申外、正伯老御用筋之儀付札に申上外通、去年三月大

御目附様より御廻状を以被仰渡外通に外得共、猶又昨晚正伯老に罷越承合外處に、何そ外之子細及無之、御觸之通書物編集被仰付外譯者、御當代前之松平加賀守(前田綱矩)様より庶物類纂と申書物献上有之外、此書物者右御家來稻若水と申者編集仕懸、三百卷餘者濟申外外相果申外、殘る諸品題號七百卷程之積に仕立外得共、右通相果外間正伯老に全部仕差上外様こと被仰付、若水悴新佐と申者加州より被召呼、正伯老御近所に致旅宿手傳仕外旨、正伯老より承申外、

右之通都の諸品認様之事、相渡り申外書付之通に御座外、以上、

四月十日

相良彌一兵衛

〔引札〕

去寅三月廿八日大御目付様外被仰渡外御廻状寫此度丹羽正伯書物編集外儀に付、諸國之産物俗名并其形、其國に承合申儀も可有之外間、正伯相尋外外、申聞外様、御料外御代官、私領外其領主、且地頭并寺社領外其支配頭外可被申渡外、以上、

寅三月

右之趣向々江可被相觸外、」

(本文書ハ七二〇号文書ノ行間朱辨ナリ)

〔案〕  
「横折帳題号」

何國何領産物

何誰内  
何誰

一穀類

わせ

越中わせ

柳わせ

何

何

なかくて

何

何

おくて

何

何

もちいね

何

何

粟

何 何

ひへ

何 何

黍

何 何

何 何

小麥

何 何

何 何

大麥

何 何

何 何

蕎麥

何 何

何 何

大豆

何 何

何 何

何 何 何 何大豆 何 何 何さゞけ 何 何 さゞけ 何 何 赤小豆 何 何 青大豆 何 何 黒大豆 何

何 何

右之外穀類何ニ有及右之例ニ有書加ヘ可申事、尤一色を幾色ニ及唱外名何ノト申儀、幾色ニ有及有之次第、

一菜類

菜

何な

何

何

大こん

何

何

何

何

何

右之例ニ有菜類草木ニ限らず食用ニ致し外物有之次第、唱へ外名幾色ニ有及有之分、不殘書加ヘ可申外、

一菌類

一瓜類

一菓類

一木類

一竹類

右有之次第不殘書載、尤書様之例同前、

一魚類

どちう

砂むぐり

何

何

一貝類

書様之例右同斷、

一鳥類

くいな

かねたゝき

何

一獸類

何

何

一蟲類

まいくつふり

かたつふり

何

何

何

何

一蛇類

まむし

何

何

何

何

右之分ハ食用成り不申分及不殘書加へ可申外、

一城下町方ニ由給不申外とも、邊土之百姓ハ給外物

大豆葉

小豆葉

野あさつき

まむし

いなこ

何

一金

一銅

一銀

一鐵

- 一鉛 一錫
- 一しろめ 一辰砂
- 一琥珀 一土朱
- 一硫黃 一膽礬
- 一礞青 一明礬
- 一磁石 一水精
- 一雲母 一紫石英
- 一朴消<sup>(芒)</sup> 一焰消
- 一石膏 一滑石
- 一無名異 一鐘乳石
- 一赤石脂 一鐵石
- 一硯石 一砥石
- 一緒しめ石 一つけ石
- 一何 一何

但何石ニ其表をしめニ成り石、

右之外藥石と唱へ、又ハ世上ニ少キ珍敷石土之類出外

所、國郡村の名、山の小名委細書付可申外、

一一領ニ其表國之違分ハ別領ニ相認可申外、

一右之内獻上有之物之分別紙ニ相記可申外、

以上

723

繼豊公御譜中

享保二十年四月十三日

將軍吉宗公使ニ執政酒井讚岐守忠音來芝之第一、賜告於

繼豊、依ニ先蹤ニ賜ニ縮緬三十卷・白銀百枚、

儲君家重公亦使ニ執政本多中務太輔忠良來ニ賜紗綾二十

卷、即日繼豊就ニ執政之各第一奉謝之、同十五日登、

營拜ニ調

兩公于黒書院ニ奉謝、賜告、高木主水正陳者奏達、執

政松平左近將監乘邑亦言ニ繼豊辱ニ高恩、乃

吉宗公令繼豐進于柵内、遇之者殊篤矣、賜御馬一匹、繼豐向乘邑拜謝、乘邑言繼豐奉感謝上高恩、乃繼豐退、留守居家老樺山主計久初亦因先蹤取贊拜二

謁

台顔、於此繼豐復因執政二奉謝恩遇之渥、而下

營又登二西城、因土井甲斐守利治<sup>者奉</sup>禮謝、同廿

一日繼豐發芝之第二歸國、家老伊集院藏人久矩・平岡内

匠之品、側用人町田八左衛門俊昌、近習役島津内記久映・

二階堂八太夫行孝・寺山源右衛門用長等屬從焉、取道於

東治<sup>(海九)</sup>、經美濃路五月十三日至伏見、同十五日下河

流至大坂、同十九日就道、同二十二日至播州坂越、

駕船六月五日至豐前大里、從是歷小倉路、同十四

日至薩州出水、同十八日入鹿城、即日使家臣川上縫

殿久盤詣東都謝恩矣、久盤奉命發鹿城、七月二十

三日至東都芝邸、同二十五日候于乘邑及執政格松平

右京太夫輝貞 西城執政松平能登守乘堅之第一奉繼豐之

書、同二十八日登營獻繼豐先規之幣物二而拜謁

吉宗公 家重公于白書院、牧野越中守貞俱<sup>於後</sup>奏達之、

久盤亦獻御太刀一腰・御馬代白銀一枚・紗綾二卷、再

奉謁

台顔、松平紀伊守信<sup>者奏</sup>奏達焉、久盤乃登西城、

因高木主水正正陳奉繼豐之獻品、久盤亦獻御太刀、

馬代白銀一枚、八月二日乘邑徵久盤于營、屬報書

且賜久盤於紗綾二卷、輝貞・乘堅亦各徵第授報書、

於此久盤九月四日發芝邸十月十七日歸鹿府、復命、

724 繼豐公御譜中

正文在文庫

御馬<sup>黑鹿</sup>四<sup>鹿</sup> 一疋

725 全御譜中

正文在琉球國司

謹奉呈愚翰候、

益之助様 菊姫様當二月十三日 御本丸御登城、於大

與

公方様 大納言様口被遊

御目見候之旨承知之仕、恐悅之御儀奉存候、右之御祝儀

爲可申上差上幸地親方申候、誠惶誠恐敬白、

〔享保二十年〕 卯月十七日 中山王 尚敬

進上中將様

宗信公御譜中

正文在納戸方

公方様より

益之助様に

御脇差延壽國重  
長九寸四部  
代金拾五枚

一腰

一御紐二重金無銘

一御二所物金提折枝

一御柄鮫白

一御星目釘金

一御鞘黒塗

一御鴟目金

一御下緒紫

一御小刀法城守橋國正

一御袋緞子

右老享保二十卯二月十三日

竹姫君様爲御年禮

御本丸大奥に被爲入候節

益之助

様御同道被遊

公方様に 御目見、御手自御拜領被遊外間、右御道具

太守様御納戸御讓物之内に致格護、後年紛敷無之様帳

御納戸奉行に

面に表可記置外、以上、

享保二十年卯四月

(平岡之島  
内匠  
伊集院久徳  
藏人)

727

越前島津氏十六世忠紀譜中

享保二十年乙卯閏四月二日 吉貴公賜つ掛物一幅壽老人  
繪中野

一乘・水指一箇・水滴一箇於壯之助コホシ、鎌田政與傳レ之、

○同年六月二十二日 太守繼豊公歸ニ城於東武一之後

電ニ臨御下亭一、謁ニ見於須磨方一、時壯之助初奉レ謁レ

公賜ニ盃酒一、而賜ニ雄雌兩刀一雄北國物長二尺式寸八部有代金  
二枚杖雌備前物長一尺九部有代

金二枚  
五兩礼矣、

728

越前島津氏十六代忠紀幼名壯譜中

元文元年丙辰六月二日 嫡夫人吉貴公君夫人而松平  
越中守定重龜主也投下賜自ニ幼

稚一至ニ長大一所ニ管藏ニ之懷劍一腰治工來國次  
長六寸七部於壯之助也、國

老比志島隼人範房祗職於東武一旋ニ郷于西薩一之日持來而

傳レ之、

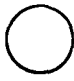
729

繼豊公御譜中

正文在文庫



爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲松平左近將監可述外也、

〔享保二十年〕五月二日  
  
(印文吉宗)

薩摩

中將殿

730 全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

〔享保二十年〕五月二日  
本多中務大輔  
忠良判

松平大隅守殿

731 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又今度紀伊中納言殿御息女御養子被 仰出外段被承之、  
(徳川宗直) (利根姫)

目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔享保二十年〕五月五日  
酒井讚岐守  
忠音判

松平大隅守殿

732 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又今度紀伊中納言殿御息女御養子被 仰出外段被承之、

目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面趣令承知外、恐々謹言、

〔享保二十年〕五月五日  
本多中務大輔  
忠良判

松平大隅守殿

733 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者今度 利根姫君様松平陸奥守嫡子越前守江御縁組被  
(伊達吉村) (宗村)

仰出外段被承之、目出度被存由得其意外、依之被差越使者候、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

五月十五日

酒井讚岐守

忠音判

松平大隅守殿

734 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然老  
今度 利根姫君様松平陸奥守嫡子越前守に御縁組被 仰  
出外段被承、目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、  
紙面之趣及言上候、恐々謹言、

(巻)

「享保二十年」

五月十五日

本多中務大輔

忠良判

松平大隅守殿

735 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々くとよふなからことのほかあつさにて御座外、  
こゝ御ほと御心やすく外ても

姫君様 御子様方御きけんよくいらせられ外、高名

輪にても

御前様にも御きけんよくいらせられ外、何もよろし

く御申上被成られ外、めてたくかしく、

土用なからことのほかの御あつさにて御座外へ共、まつ

總州様御機嫌よく被爲入、あつさの御障りもあらせられ

す外や、被爲聞たくおほしめし外、

太守様にもあつさの時分なから段々御道中あそはし外  
御事、御めて度思しめし外、おし付その御地へ御つきあ  
そはし外、御にきくしく被爲入外ハんとめて度思しめ  
し外、扱は此御はこの内越後ち々み、とよふの御左右き  
かせられ外御事迄に進しられ、此よしよろしく御申上被  
成外へく外、めてたくかしく、

朱カキ

享保二十年

五月十六日

あ

ひししま

津人さま

嶋

登りさま

人々

とみ

岡た

藤え

736 継豊公御譜中

扣正文在江戸家老座

大隅守芝居屋敷内用水悪敷外付、御守殿御用水差支  
候、依之玉川上水赤坂柳堤箱樋より新規ニ水口内法六寸

四方分水奉願候、戸樋筋之儀者別紙繪圖を以申上候、以上、

〔享保二十年〕五月廿六日  
（留守居）（通興）  
宮之原甚五兵衛

右同一巻帳にも書留置也、

〔采〕  
（道奉行）

「右今日筒井藤藏様江致參上、御用人金子仲右衛門江取會、御願書并繪圖差出外處、追付藤藏様御逢被仰聞外者、玉川上水

分水之御願ニ付、御書付并繪圖致拜見外、常式辨令之分水ニ而

外得者、御即答茂被成儀ニ候得共、此節之御願者相替重半御願ニ外得者、御即答難被成外、御同役様ニも可被仰談外、殊

ニ御守殿御用ニ茂相成由外得者、依躰可被仰上事とも思召外、何れ之筋ニ茂追而御挨拶可被成由ニ而、御願書・繪圖者

被留置候、此段首尾申上外由、宮之原甚五兵衛書付ニ而申出候、

右享保廿年卯六月八日御願之通御免被成外旨、筒井藤藏様令

宮之原甚五兵衛被招呼被仰渡外事」

御名内

〔留守居〕  
〔通興〕  
宮之原甚五兵衛

又爲端午之御祝儀、時服并御看拜領、難有由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

〔采〕  
〔享保二十年〕六月朔日  
松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

738

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將

亦爲端午之御祝儀、時服并御看拜領之、難有由得其意外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

〔采〕  
〔享保二十年〕六月朔日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

739

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間

可御心易外、隨而輕節一箱被獻之外、各申談遂披露外處

一段之御仕合外、恐々謹言、

737

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

享保二十年  
六月五日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

740  
全上

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、随而琉球布一箱被獻之外、遂披露外之處一段  
之御仕合外、恐々謹言、

享保二十年  
六月五日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

741  
継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺外、益御安全之御  
儀外間可御心易外、随而琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・  
赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、各申談遂披露  
外處一段之御仕合外、恐々謹言、

「享保二十年」  
六月五日

本多中務大輔  
忠良判

742  
全上

松平大隅守殿

御札令披見候、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺之外、益御勇健御  
儀外間可御心易外、随而琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・  
赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外處一  
段之御仕合外、恐々謹言、

「享保二十年」  
六月五日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

743  
吉貴公御譜中

正文在文庫

なを幾ひさしくあひ替らす御たつねましましあそはしま  
いらせられ外やうこと、いわる入らせられ外、なに  
もよくく申せとの御事ニ御さ外、

上總入道様にもなにの御障も御座被成り外、めて  
度思召外、めてたくかしく、

五月六日之御ふみ下され外、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思召被成りよ

し、さてはさきの比は御尋まし被遊り御事までニ御目錄  
の通 上總入道様へ参らせられりへハ、かたしけなく思  
召参らせられりよしにて、御禮仰上られ御ふみのやう、  
披露致まいらせりへハ、數々御満足ニ思召り、誠に御  
念入らせられり御事、めてたくかしく、

朱カキ  
享保二十年

カ

松たいら

御返事

秀小路

上總入道様

にて

人々御中

櫻井

744

吉貴公御譜中

正文在文庫

御事、いわぬ入せられ御満足ニ思しめしり、此よし  
何もよく申せとの御事ニ御さり、なをめて度かしく、  
御ふみ被下披露いたしまいらせり、先々

公方様 大納言様御機嫌よくならせられ

一位様ニも御機嫌よくならせられり御事、御めてたく思  
しめし参らせられりよし、さては紀伊中納言様御息女さ  
ま利根姫さま御事

公方様御養子ニ被 仰出り、御めてたさ御悦仰上られ御  
ふみのやう、めてたく幾久しく萬年も御めてたさのミ御

申上被成参らせられり、めて度かしく、

朱カキ  
享保二十年

カ

松平

上總入道様

人々御中  
御返事

櫻井

秀小路

745

継豊公御譜中

正文在文庫

御ふみのやう御満足ニ思しめしり、御念入まいらせ  
られり御事、なにもよく申せとの御事ニ御さり、め  
てたくかしく、

五月廿八日之御ふみ下され披露致まいらせり、まつく  
一位様御機嫌よくならせられ、御心易思召参らせられり  
へくり、扱は五月十一日ニは 利根姫君様はしめて此御  
所様へ入らせられ、御にきくしく御對めんあそハし、  
御いわる被遊り御事、御めてたく思召まいらせられり由、  
御悦仰あけられ、めてたくかしく、

朱  
「享保二十年」

カ

松たいら

大隅守様

御返事

秀小路

人々御中

櫻井

746 吉貴公御譜中

正文在文庫

返くこゝ御ほと

姫君様にもいよ／＼御機嫌よくいらせられ、あつ  
さの御さハリもあらせられず、御子さまかたもかわ  
らせられ、御事御さなされず、何もよろしく御申  
上被成りへくり、めてかしく、

御左右被爲聞りとの御事にて御文のやう、仰被進りこと  
く、土用中なからことのほか御あつさにて御座りへ共、  
まつく

總州様御機嫌よく被爲入り御事、御めて度思召り、こゝ  
御ほとにて高名輪にて

御前様にも弥御機嫌よくいらせられ、

大守様にもあつさの時分ながらも御機嫌よく御道中あそ  
ハし、おし付その御地へ御着あそハし、ハんとめてたく  
思しめし、扱ハ土用の御左右きかせられりとの御事  
にて、御もくろくのことく進しられ、かす／＼めてたくか  
たしけなく思しめし、此よし宜御禮御申上成られり、  
めてたくかしく、

朱カキ

享保二十年

六月十六日

6

ひししま

隼人さま

嶋津

登さま

御返事

とみ

岡た

藤え

747 吉貴公御譜中

享保二十年乙卯四月二十一日、繼豐豫賜告、發江都芝  
邸、經東海驛路、至于大坂、自播州坂越、駕船、著  
豐前之大里、取路於九州、六月十八日還于薩府城、  
其後見詣于大磯館、面謁吉貴矣、

748 繼豐公御譜中

正文在文庫

御札令披見、酒井讚岐守卒之段被承之、被絶言語由得

其意、依之御機嫌被相伺、御安全之御儀、間可御

心易、紙面之趣各申談及、上聞、恐、謹言、

〔朱〕  
「享保二十年」

六月廿八日

松平大隅守殿

本多中務大輔

忠良判

749 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又今度紀伊中納言殿御息女御養子被 仰出外段被承之、

目出度被存由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞候、恐

々謹言、

朱力半享保二十年 七月三日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

750

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又今度紀伊中納言殿御息女御養子被 仰出外段被承之、

目出度被存由得其意外、紙面之趣令承知外、恐々謹言、

朱力半享保二十年 七月三日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

751

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、然

々今度

利根姫君様松平陸奥守嫡子越前守江御縁組被 仰出外段

被承之、目出度被存由得其意外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

七月六日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

752

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、然

々今度

利根姫君様松平陸奥守嫡子越前守江御縁組被 仰出外段

被承之、目出度被存由得其意外、紙面之趣及言上候、恐

々謹言、

朱力半享保二十年 七月六日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

753

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之、遂披露<sub>レ</sub>處一段  
之御仕合候、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔卷〕  
「享保二十年」七月六日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判

松平左近將監  
乘呂判

松平大隅守殿

754 爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之、遂披露<sub>レ</sub>處一段

之御仕合、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔卷〕  
「享保二十年」七月六日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

755 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、將  
又今度御暇、白銀卷物頂戴之、其上御馬被下之、從

大納言様拜領物有之、重疊難有由得其意<sub>レ</sub>、國許到着付  
爲御禮以川上縫殿如目錄被獻之、紙面之趣令承知<sub>レ</sub>、  
恐<sub>レ</sub>謹言、

〔卷〕  
「享保二十年」八月朔日

松平右京大夫  
輝貞判

松平大隅守殿

756 全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、將  
又、今度御暇、白銀卷物頂戴之、其上御馬被下之、從

大納言様拜領物有之、重疊難有由得其意<sub>レ</sub>、國元到着付  
爲御禮以川上縫殿如目錄被獻之、右之趣遂披露<sub>レ</sub>處  
御前<sub>レ</sub>被召出之、入念<sub>レ</sub>段御喜色之御事<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔卷〕  
「享保二十年」八月二日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

757 吉貴公御譜中

正文在文庫

返<sub>レ</sub>時分から次第ニ涼しさニなりまいらせ<sub>レ</sub>、な



を御さハリもあらせられハぬやうにと思しめし

外、何もよろしく申上被成りへくハ、木村四郎左衛門(時 共)

事此度御用御座外てのほりまいらせり付、御言傳仰

被進、かたしけなくおほしめしり、くはしき御左右

きかせられ御悦ニ思しめしり、かしく、

御悦と御座外て文のやう、仰被進りことく、いまた御あ

つさにて御座外へ共、まつく

總州様御機嫌よくいらせられ御事、御めて度思しめし

り、おほせ進しられりことく

大守様こもなかくの御道中あつさの御障りも御座不被

成、その御着あそハし御事、かすく御めて度思しめ

しり、

總州様初られ御たかいさま久くにて御たいめんあそハし

り、御にきくしく御いわるあそハし御事、一入御め

てたく思しめしり、右之御悦仰被進かたしけなく思しめ

しり、いく久しく萬く年も御のほりくたりあそハしり

やうにといわる入らせられり、こゝ御ほと

御前様こも弥御機嫌よく被爲入

姫君様 御子様方にも御き嫌よく御留すあそハしり、な

にもよろしく御申上被成りへくハ、めてたくかしく、

享保二十年 八月二日

ひししま

準人さま

鳴津 登さま

御返事

とみ

岡田

藤え

758 継豊公御譜中

正文在文庫

御札合披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤ハ、將

又今度御暇、白銀巻物頂戴之、其上御馬被下之、從

大納言様拜領物有之、重疊難有由得其意ハ、國許到着付

而爲御禮以川上縫殿如目錄被獻之ハ、右之趣遂披露外處

御前に被召出之、入念外段御喜色之御事ハ、恐く謹言、

(巻)

「享保二十年」

八月三日

本多中務大輔 忠良判

松平伊豆守 信祝判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

759

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又今度松平能登守儀連判之列被 仰付之

大納言様被爲附外段被承之、玆重由得其意外、紙面之

趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(朱) 「享保二十年」

八月三日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

760

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又今度松平能登守連判之列被 仰付之

大納言様被爲附外段被承之、玆重由得其意外、紙面之

趣

大納言様及言上候、恐々謹言、

(朱) 「享保二十年」

八月三日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

761

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 「享保二十年」

八月四日

本多中務大輔

忠良判

松平伊豆守

信祝判

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

762

全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之外、遂露<sup>(披露)</sup>外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 「享保二十年」

八月四日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

763

繼豊公御譜中

正文在文庫

今般首尾能御暇、海陸無吳儀其地御着之由玆重存外、依

之被入御念芳簡之趣過當之至り、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保二十年」

八月九日

德川鶴千代（宗翰）

〔印文「源」〕

松平大隅守殿

御報

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく上總入道様にも替らせられり御事もおハし  
ましりはず、めて度思しめしり、何もよく申せとの  
御事ニ御さり、めてたくかしく、

御ふみ被下、まつく

一位様御機嫌よく被爲成、御心易思しめしまいらせられ  
り、さては土用中はいつものごとく、奥さまは暑さ御尋  
御はいれうもの被成、かたしけなく思召、御禮仰上られ  
御ふみのやう披露いたしまいらせりへハ、御念入まいら  
せられり御事におほしめしり、誠にく幾久しく萬々年  
も相かわらすとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

朱カキ  
「享保二十年」

松平

上總入道様

秀小路

御返事

さくららる

人々御中

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、六月九日

公方様東叡山

淨圓院様（吉宗生母、巨勢氏）

御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ  
「享保二十年」

八月十九日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

766

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、六月九日

公方様東叡山

淨圓院様 御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

朱カキ  
「享保二十年」

八月十九日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之<sub>レ</sub>、益御勇健之御儀<sub>レ</sub>間可御心安<sub>レ</sub>、隨<sub>ル</sub>干<sub>レ</sub>鱈殘魚一箱被獻之<sub>レ</sub>、各申談遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)

「享保二十年」八月廿七日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之<sub>レ</sub>、益御勇健御儀<sub>レ</sub>間可御心易<sub>レ</sub>、隨<sub>ル</sub>干<sub>レ</sub>鱈殘魚一箱被獻之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)

「享保二十年」八月廿七日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

(表紙)

吉 貴 公  
繼 豐 公  
宗 信 公  
自享保二十年九月  
至同二十一年二月

追 舊 記 雜 錄 卷七十九

769

(采) [雜抄中]

高持成願御格式之事

一高相求又者高相拂者、拜借取込等有之皆返上無之内者  
高直御免被成間敷外、享保二十卯九月被相定事、

770

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可述外也、

(采) 「享保二十年」 九月七日

吉宗公  
鑒  
印

薩摩

中將殿

771 全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

(采) 「享保二十年」 九月七日 松平能登守 乘賢判

(島津繼豐) 松平大隅守殿

772

繼豐公御譜中

今茲 台命 利根姫君 實紀伊中納言宗直卿女而 吉宗公御養女 嫁于松平陸奥守吉村之嫡子松平越前守宗村、因茲執政松平伊豆守信祝預令繼豐獻臺子一飾于

吉宗公而資其妝奩上、故九月二十八日使家臣宮之原甚五兵衛通興登營、謁信祝于柳之間、憑高木主水正正陣 一者奏 二上之記左、十一月二十八日成婚儀、二十九日使家臣肥後平右衛門盛房獻二種五百匹于吉宗公奉賀之焉、執政之奉書見于後、

全上

扣正文在文庫

一御臺子

木地檜三方腰板内袋棚有、村梨子地葵御紋散シ若松

蒔繪

一御金物

銀葵御紋唐草毛彫錠前共ニ銀あミ懸り有、所定之通

銚緒紅唐糸房付

一御懸覆

淺黄羽二重袷

一外家

桐簞筒指黒塗銀粉銘書鐵金物塗込錠前有、内張雲紙

銚之緒蒔黄ねりくり

一御小板

二枚

村梨子地

一御巻

一對

村梨子地葵御紋散シ若松蒔繪、御袋金入裏かいき紫

緒すかり

一御箱

一

村梨子地葵御紋散シ若松蒔繪銀鈚緒紫

一御柄杓

一本

一御茶杓

二本

内壹本ハぞうけ

壹本ハ竹

一御茶筥

二

一銀御風呂

二

葵御紋若松毛彫

内壹ツハ御煎茶御釜之風呂

一銀御釜

二

右同御紋若松毛彫、同壹ツハ御煎茶釜

一右鉢

二對

銀磨仕立

一銀水差

一

仕様御釜同斷

一右同御蓋置

一

仕様同斷

一右同御水こほし

葵御紋若松毛彫

一右同御柄杓立

一

右同斷

一右同御水越

銀磨葵御紋若松毛彫こしきぬせいかう

一右同御茶碗

御紋葵若松毛彫御ふた共

一右同右御臺

右同斷

一右御服紗

淺黄羽二重袴

一右外家

桐黒塗銀粉銘書内張雲紙、しとゝめ銀四分一紐蔭黄

ねりくり

家重公、家臣肥後盛房獻<sub>レ</sub>同品于 一位君<sub>上</sub>奉<sub>レ</sub>賀<sub>レ</sub>之焉、  
執政奉書記<sub>レ</sub>左、

775

扣正文在文庫

蚊帳地薄黄紗、四天乳縁純子、じす紅ちりめん五疊釣、  
七布八布角入下り壹文、角總紫唐糸鈿付、引緒紫唐糸長  
サ貳文、鍵牡丹から草毛彫、外家春慶、銘書黒漆、紐真田、

776

繼豊公御譜中

正文在文庫

今度 利根姫君様御入興付<sub>レ</sub>御臺子一飾被獻<sub>レ</sub>之、右之  
趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔享保二十年〕

九月廿八日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

774 全上

同年徳川右衛門督宗武卿

吉宗公  
第二子

娶<sub>二</sub>近衛家久公女

森姫

君、執政松平乘邑預使<sub>下</sub>繼豊獻<sub>二</sub>蚊帳一于

一位君<sub>一</sub>  
近衛基

一位君<sub>一</sub> 森姫君之嫁<sub>上</sub>、

熙公女也 基熙公生 家熙公生 家久而資中  
公 森姫君 家久公女而 一位君之孫孫女也

故九月二十一日使<sub>下</sub>家臣向井十郎太夫友榮<sub>人</sub> 上<sub>二</sub> 二之

丸<sub>一</sub> 謁<sub>二</sub>堀又十郎<sub>一</sub> 一位君<sub>一</sub> 獻<sub>レ</sub>之<sub>左</sub>、同十二月十八日成<sub>二</sub>婚

儀、翌十九日使<sub>下</sub>家臣宮之原通興獻<sub>二</sub>鮮肴一折于

吉宗公、同品于

777

全上

正文在琉球國國司

爲年首之嘉儀、被差越使簡、殊目錄之表贈給之、入念<sub>レ</sub>  
段令祝着<sub>レ</sub>、猶期後喜之時<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>惶不宣、

〔享保二十年〕

九月廿八日

中將繼豊御判

繼豐公御諸中

今茲十月二日夜福昌寺火祀典庶寮南廳下、自丑上刻至寅上刻、祈其燒亡者、客殿、小庫裡、方丈、書院、茶室、侍衣寮、副司寮、影堂及唐門、位牌所、佛殿、備堂、衆寮、開山堂及待眞寮、大庫裡及釜屋、米藏、經藏及藏司寮、土藏、假藏、維那寮及首座寮、淨頭、風呂屋、直藏寮、鐘樓寮、山門、江湖寮、鑑司寮、鎮守社廂廊、惠燈院、月香院、延壽堂、昌山軒、實相軒、大翁軒、了寂軒、下人部屋、奧之宮、口之宮、寬陽院殿廟、慈眼院殿廟、大玄院殿廟、蘭室院殿廟、實明、寺僧等與三援火之士共、奉三怨翁、琴月之神影暨世世神主避火于南林寺、於是略仍舊制、修土木一起福昌寺、經日漸成佛殿、客殿、大庫裡、風呂屋、淨頭山門、鐘樓寮、衆寮、頂主寮、方丈、鑑廊假造之

于深固院、十二月五日拂曉奉神主初在三福昌寺者上遷

全上

謹上 中山王

〔芳簡令披見外、如來意當春益之助・於菊事御本丸江登城、於大輿

公方樣 大納言樣江 御目見首尾能相濟外、爲祝詞今般被差越幸地親方、紙面之趣入念外儀歡然之至外、恐惶不宣、

〔享保二十年〕 九月廿八日 中將繼豐御判

謹上 中山王

扣正文在寺社奉行所

福昌寺一就其位船岳及敷外之神主遷火入攝輪軒、今失其遺、福昌寺之日繼當此日與諸神主同遷福昌寺、而使下島津又次郎久甫代繼豐二往拜上、同二十三日拂曉奉琴月之神影遷于福昌寺一、及奉神主初在三惠燈院者上遷于惠燈院一各就其位、而使下島津玄蕃久典代繼豐、島津登久置代吉貴二往拜上、同二十九日奉三怨翁之神影一、自深固院入三福昌寺一就其位一、而使島津左衛門久林代繼豐一、比志島隼人範房代吉貴往拜、石屋之像亦避在深固院一、十二月三日復其位也、詳左、

福昌寺  
神主  
遷  
上  
深  
固  
院  
三  
福  
昌  
寺  
者  
上  
遷

深固院  
三福昌寺  
者上遷

深固院  
三福昌寺  
者上遷



御教付  
御挑灯

上下兼  
門前者

桂口 里葛原半右衛門

折田次郎左衛門

三原 金平

岩山喜藤次

御教付  
御挑灯

上下兼  
門前者

圓良 相良助左衛門  
御教付上下兼

馬場彦右衛門

大迫助左衛門

本田喜左衛門

御教付  
御挑灯

上下兼  
門前者

小春生權 川上五郎右衛門

長谷場 運八

村田五右衛門

上村權右衛門

華辨軒 玉峯  
鳳林

了性軒 祖雪

大領  
傳宗

御興 門前者三拾人  
上下兼

月香院 鑑應

壽康

鼎州

深固院 密運

黙宣

御教付  
御挑灯

上下兼  
門前者

小春生權 山田九郎左衛門

種子嶋次郎左衛門

中原伊右衛門

横山權右衛門

白挑灯

上卡  
門前者

白挑灯

上卡  
門前者

南林寺住持

寺在善行坂斗目邊  
御用人坂斗目邊

鎌田源左衛門  
御用人坂斗目邊

細目坂坂斗目邊  
岸良清右衛門

宮井坂右衛門

足輕 門前者

白挑灯 門前者

又者

足輕  
膝押

鎌田大右衛門

寺在方縣番下  
岩城仙左衛門

足輕 門前者

白挑灯 門前者

又者

足輕  
膝押

寺在方縣坂斗目邊  
大山十兵衛

寺在方縣坂斗目邊  
收仲左衛門

御大靈様  
御遷座行列

右向 横目 足輕 竹山 傳兵衛 御紋付御挑灯 右向 鳳林

御先拂 横目 足輕 甲尻 興左衛門 御紋付御挑灯 門前者 不着

貴嶋臺右衛門 岩元權右衛門 平野吉右衛門 兒玉次郎左衛門 鉸嶋賀左衛門  
白挑灯 門前者不着 菅人

御奉行上着 塩津市右衛門 岩山喜藤太 甌 熊次郎 中江七郎右衛門 岩山雲八  
白挑灯 門前者不着 菅人

荒武藏右衛門

田代彦右衛門

土橋休兵衛

大河平源太左衛門

面高善右衛門

黒鷲原光右衛門

尊嶋三右衛門

伊東勘右衛門

本田新兵衛

家村清右衛門

谷村龍右衛門

櫻元九平太

御紋付  
御挑灯

右衛門

一人

陽和院様

佐多平左衛門

皇山軒

御興

篠原伊右衛門

川上八九郎

御紋付  
御挑灯

門前者上下  
一人

實陽院様

深田院

小幡  
相良助大夫

野村大郎左衛門

有川吉兵衛

野村源兵衛

山田九郎左衛門

川上弥八郎

白挑灯

一人

門前者上着

御挑灯

御紋付

一人

門前者上着

泰清院様

花舞軒 丹龍 繁宣

肝付八郎左衛門

横山權右衛門

遠次金兵衛

浦川金兵衛

伊東仲右衛門

白挑灯

一人

右向

御挑灯

御紋付

一人

右向

真修院様

了寂軒 梅英 覺周

白挑灯

一人

門前者上着

御挑灯

御紋付

一人

門前者上着

鑑應 桂雲

梅峯 悦恩

白挑灯 右向

一人

御挑灯

御紋付

末脑 伊左衛門

川上五郎右衛門

比志嶋彦七郎

門前者上着 守上 貳拾人



白挑灯

一人  
門前若上着

寺社方取次儀若上着  
牧仲左衛門

寺社方鎌倉七緒  
吉井源右衛門

足懸  
川畑傳七

御貞綱  
三崎平太

岩城千左衛門

白挑灯

右向

一人

右向

巖甲源次夫

鎌田大右衛門

右向  
壺元太助

關次郎兵衛

白挑灯  
一人  
門前若上着

白挑灯  
一人  
門前若上着

大玄院様

了性軒梅門傳宗

蘭學院様

得水軒覺峯活雙

諏訪市右衛門

白挑灯

右向

一人

白挑灯

右向

一人

御興

門前若上着  
貳拾人

南林寺住持

肝付典膳

御用人  
小林中太兵衛

右向

又者

右向

門前者

又者

陈押足輕

川畑勘右衛門

梶野 助

園分甚 六

奥井平兵衛

782

扣正文在寺社奉行所

御遷座行列

右向  
土師四郎左衛門

御先辨目麻上着  
寺師喜右衛門

右向

壹人

御教付

御挑灯

門前者七人  
壹人

梅峯

右向

大河平源左衛門

平山平之丞

足離麻上着

壹人

御教付

御挑灯

門前者七人  
壹人

傳宗

御参行麻上着

土橋 休兵衛

川上 甚藏

橋口甚左衛門

谷村龍右衛門

牧次次兵衛

平川市兵衛

四元平兵衛

右衛門  
壹人

間世田七兵衛

中嶋次郎助

谷村平六

川西孝左衛門

米良周左衛門

門前者上落  
壹人

白挑灯

佐々木源助

永田佐平次

隈元九平太

鮫島孝左衛門

市來正藏

萩原郷左衛門

坂元右衛門

福嶋新右衛門

大田平右衛門

西田三夫



梅北次郎左衛門

森

八兵衛

御燈付  
御挑灯

右

壹人

右

相良甚之進

木村平右衛門

中村八郎左衛門

御燈付  
御挑灯

門前者七輪  
壹人

小森俊吉七輪  
西俣彦左衛門

慈眼院  
御興  
花琴軒  
精護院

川上五郎右衛門

伊集院半五右衛門

壹人

右

平野六郎左衛門

種子嶋權四郎

御燈付  
御挑灯

白挑灯

門前者七輪守上  
三拾人

右向 説思 實實

平僧 潭龍 祖雪

村田伊兵衛

山口甚五郎

御燈付  
御挑灯

白挑灯

種子嶋次郎左衛門

門前者七輪

壹人

黒鷲原源左衛門

右向

壹人

右向  
肝付八郎左衛門

白挑灯  
鎌田彌右衛門

中嶋六之丞

右向  
御教付  
御挑灯

右向 活叟 唯天

義天様  
御興

昌山軒  
石心院

門前者上等上  
貳拾人

平僧 鼎州 別宗

門前者上等  
壹人

小澤殿斗自上等  
浦川金兵衛

新納宗右衛門

桂 吉兵衛

門前者上等  
御教付  
御挑灯

白挑灯

門前者上等  
壹人

右向

壹人

村田五右衛門

白挑灯  
米良彌平太

比志嶋彦七郎

右向  
御挑灯

右向 學峯 智耕

壽山様  
了寂軒  
御興  
光相院様  
花翁軒

門前者上等上  
貳拾人

平僧 玉峯 桂雲

門前者上等  
壹人

遠矢金兵衛

村田九郎左衛門

永田段右衛門

御教付  
御挑灯

白挑灯

門前者上等  
壹人

右向

壹人

川上八郎次郎  
右向

白挑灯  
松崎十郎右衛門

右向  
日高六右衛門  
壹人

門前者上落

壹人

慶安様  
御興  
得水軒  
曾源院様  
松月亭

門前者上落  
貳拾人

右向 大通 覺間

平僧 懸浮 不着

長谷場 運八  
門前者上落  
壹人

小幡殿斗目上落  
肥後藤之丞

白挑灯  
野村清兵衛

萬燈院住持

白挑灯

右向

壹人

白挑灯

門前者上落  
壹人

南林寺住持

白挑灯

門前者上落  
壹人

白挑灯

門前者上落  
壹人

觀斗目上落  
寺社奉行

觀斗目上落  
御用人

觀斗目上落  
門司金石衛門

守左方取次數十員廿  
貳人

守左方警番隊十員  
三人

足輕十  
貳人

右同  
門前番

右同  
又者

跡押足輕上  
四人

783

繼豊公御譜中

同年十月五日夜眞田彈正忠信弘之麻布邸失火而餘焰引遂及我田町邸、茶亭及普請方等燒失矣、

○我芝邸西隣松平土佐守豊敷・蜂須賀宮内某、南隣松

平攝津守澄楯、同年十月十九日普請奉行鈴木伊勢守某

令割二豊敷及宮内某邸、造二道于我邸下、通二南北而

備二火變我邸有守、一殿之故敷、南北作二門敷造北門、澄楯、宮内某造南門也、

闔之、而南宮某之守街者掌之、四家邸亦備二管鍵、

遭二火變二則開而通矣、

784

繼豊公御譜中

扣正文在江戸家老座

松平大隅守鹿兒嶋居宅圍内ニ建置候櫓、虫付候而危有之候付解こわし、損シ候材木取替修補仕、本之通取立申度外、尤急ニ成就仕間敷外、此段申上外、以上、

〔(朱)享保二十年〕十月

御名内 宮之原基五兵衛(通興)

785

〔(朱)例書〕

松平薩摩守鹿兒嶋居宅之櫓門、羽蟻付外而危有之外付解

こほし、損シ外材木取替修補仕、本之通取立申度外、尤急ニ者成就仕間敷外、此段申上外、以上、

十一月

松平薩摩守内

川上五後右衛門

右之通享保五年子十一月御用番水野和泉守様ハ御届申上外處、御請取被成外由被仰聞外、尤右御届書迄ニ繪圖相添不申外、

786

(朱) 一卯十月廿八日

一御届書一通・先例書壹通御用番松平左近將監様ハ致持參、御用人坂源七ニ申上外處、書付之趣被聞召置外由被仰聞外付、御届一通ニ外間、右ニ付テ者重テ御挨拶者被仰下間敷ニ奉存外旨、甚五兵衛方御取次ハ申達外處、只今申達外通り御座外旨申聞外、右之次第ニ外得者重テ御挨拶者御座有間敷旨、甚五兵衛申出外事、  
一右御届書計十月廿五日宮之原甚五兵衛松平左近將監様ハ持參仕、御用人坂源七ニ差上外處、前々右通御修覆之例書相添可差上外旨、右同人を以被仰聞御書付被相返外付、右之通先例書相添被差上外處、前條之通被仰渡外、

但右十月廿五月初御届書差出外節、御取次坂源七方伺書ニ繪圖相添被相伺たる儀ニ者無之哉之旨相尋外付、前々繪圖相添外ニ不及、書付迄を以申上外旨返答申達置外由、甚五兵衛申出外、右之段

者左近將監様方被仰聞儀ニ者無之、御取次より爲申達事外へ共、以後爲見合記置也、

787

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御勇健之御儀外間可御心易外、隨テ小熬海鼠一箱被獻之外、各申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 「享保二十年」十一月二日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

788

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間可御心易外、隨テ小熬海鼠一箱被獻之外、遂披露外處一

段之御仕合外、恐々謹言、

〔系〕「享保二十年」十一月二日

松平大隅守殿

松平能登守  
乘賢判

789 繼豐公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又參勤時分之儀以使者被相伺之外、及 上聞外處、來年四月中可致參府由被 仰出外條可被存其趣外、恐々謹言、

〔系〕「享保二十年」十一月六日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

790 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又參勤時分之儀以使者被相伺之外、紙面之趣令承知外、

恐々謹言、

〔系〕「享保二十年」十一月六日  
松平右京大夫  
輝貞判

松平大隅守殿

791 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又參勤時分之儀以使者被相伺外、紙面之趣令承知候、恐々謹言、

〔系〕「享保二十年」十一月六日  
松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

792 繼豐公御譜中

今年十一月三日

天皇即位 謙昭仁 中御門院第一皇子、御母 近衛家熙公女、 台家豫傳

命使 諸侯伯使者來賀于京師、有 所 獻、繼豐之賀使

種子島太郎左衛門意時、副使高城六右衛門貞雄至 於京

師、

吉宗公之使井伊掃部頭直惟・副使中條大和守康貞

家重公之使織田淡路守信倉來賀之後、同十一日意時獻下

繼豐所獻之御太刀一腰・御馬代白銀三百兩于

禁裡、御太刀一腰・御馬代白銀二百兩于

仙洞勤<sup>上</sup>使節<sup>一</sup>、

松平大隅守殿

795 全御譜中

同年十一月十五日行<sup>二</sup>菊姫髮之禮于芝守殿<sup>一</sup>預使家臣宮之原、通興黨執政乘邑

此日

吉宗公

家重公來<sup>二</sup>女使于守殿<sup>一</sup>賀<sup>レ</sup>之、

吉宗公賜<sup>二</sup>縮緬十卷・二種一荷于繼豐、綿三十把・二種一

荷于菊姫<sup>一</sup>、

家重公賜<sup>二</sup>鮮肴一折于竹姫君、肴一種于繼豐、一種一荷于

菊姫<sup>一</sup>、一位君亦令<sup>二</sup>女使<sup>一</sup>賜<sup>レ</sup>肴一折<sup>外賜食籠一對于</sup>于竹姫

君、肴一種于繼豐、塗重一組于益之助、一種一荷・縮緬

三卷于菊姫<sup>一</sup>、同日繼豐使<sup>二</sup>女使獻<sup>二</sup>一種一荷于

吉宗公、鮮鯛一折・樽酒一荷于 一位君、菊姫獻<sup>二</sup>卷物

五・二種一荷于

吉宗公、一種一荷于

家重公、卷物三・一種一荷于 一位君、吉貴夫婦亦各

獻<sup>二</sup>鮮鯛一折于 一位君、翌十六日繼豐使<sup>二</sup>女使獻<sup>二</sup>鮮肴

一折于 家重公<sup>一</sup>焉、載詳左、

793

正文在文庫

今度就

御即位爲御祝儀、目錄之通被獻之外、各申談遂披露外處

一段之御仕合外、恐々謹言、

<sup>(朱)</sup>「享保二十年」

十一月十五日

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

全上

正文在文庫

今度就

御即位爲御祝儀、目錄之通被獻之外、遂披露外處一段之

御仕合外、恐々謹言、

<sup>(朱)</sup>「享保二十年」

十一月十五日

松平能登守  
乘賢判

全上

扣正文在家老座

去ル十五日菊姫様御髮置御祝首尾能相濟ハ段先便ニ頭迄を申越ハ、御祝之次第左之通御座ハ、

一御祝之當日早朝 御前様より御白髮一飾・二種壹荷・

御小袖一重納殿役人御使ニ被進ハ、一姫君様 菊姫様ハ 太守様 益之助様 總州様より御祝物、 姫君様ハ 御前様より御祝物、 姫君様ハ菊姫様ハ (編貴御室) 信證院様 (吉貴御室) 於須磨様 (編貴女) 於榮様 (吉貴姫女) 於喜代様より御祝物 御守殿ハ御使者を以被進ハ、

一御守殿御上段御床三幅對三具足御棚飾、

一御上段御床前毛氈を敷、其上ニ白木鶴龜松竹繪様之御廣蓋貳ツニ御規式之品々御入付御飾有之ハ、

御廣蓋壹ツ御入付

一御犬はりこ一對

内壹ツニハ御櫛御はさミ一對御竹しゆん、壹ツニハふくさ御本ゆい一たなたニ御本ゆい二筋右御犬はりこ御廣蓋之内ニ向ひ合せ、其前ニ御白髮御頭之方を左ニいたし、御白髮之上ニ松橘柑子之作物を

載置、御廣蓋壹ツ御入付、

一御小袖三重輪子 地茶白黒  
御様様染一當日神明宮ハ 菊姫様御代參岡田殿被仰付、銀壹枚御獻納被成ハ、

一朝五時 姫君様 菊姫様 益之助様御上段之間御出座、

一白木三方御熨斗上ル、

一御茶上、

一御白髮 菊姫様御前ハ御廣蓋共ニ表御局持參、 姫君

様御手を被添 菊姫様御右之方より御白髮爲召被進

ハ、表御局高津御手傳申上ハ、御飾之御櫛ニ御白髮御右之方ハ相始、御左御中三櫛ツ、都合九櫛表御局揃差上ハ御白髮御取被遊、本之通御廣蓋ニ相備御床之前ニ直置ハ、一菊姫様ハ 姫君様 太守様其外様より被進ハ御祝物御

披露、

一式御三獻上、

一姫君様 太守様御蔭御膳

益之助様 御前様御蔭御膳

菊姫様御寄合

一長柄之御銚子上、

一御雜煮上、



一御差味上、

一簡御銚子上、

一御吸物上、

一白木三方御土器御挾肴御銚子上、

但右御土器者 御前様 菊姫様迄之御取替之筈得

共、御前様御入不被遊り付

姫君様 菊姫様御取替被遊り、

一白木三方御土器同御挾肴御銚子上、

但右御土器何れも様御取替

一三汁十菜之御料理上、

一御引物上、

一御引盃上、

一御銚子上、

一御引肴上、

一御銚子上、

一御吸物上、

一三篇目御嶋臺御三方御挾肴上、

一御銚子上、御取かわし、

一御湯上、

一御茶くわし上、

一御濃茶上、

一御後くわし上、

一御薄茶上、

一御夜食上、

一御後段上、

一御吸物上、

一なら臺上、

一御銚子上、

一晝時 御本丸より之 上使豐岡様、

一位様より之御使櫻井様御出、於御上段之間被蒙 上

意、御拜領物被遊り、(稱吉發女、八重姫)養仙院様 長松院様 (稱吉則老)壽光院様

より赤女中御使被遊り、 上使御使御取持諸事 菊姫

様御宮參御祝之節之通、

一御留守居衆・御留守居番衆・御醫師、右御役々之内

御守殿方被仰遣參上之御料理御給り、

一御守殿御附之御役々男女末々迄御料理被下り儀、是又

御宮參之節之通、

一御家老御用人其外御用係之御役々、御部屋御年寄女中、

高輪方參上之御年寄女中には御料理被下、其外御料理御

吸物等頂戴被仰付候儀右同斷、

一御家老御側御用人佐久間九右衛門 御守殿に相詰り、  
熨斗目麻上下着、

一御守殿御本宅共ニ兼る熨斗目着用之面々老熨斗目麻上  
下着、其外老不洗物上下着用、

一御祝相濟り御祝儀、翌十六日諸御役人謁御家老御祝儀  
申上、諸士老十六日十八日御帳相付御祝儀申上り、

右申越り條可被達 貴聞候、

總州様 御女姓様方には可被達

御聽儀りハ、可被申上り、御勤之儀并御祝物御取か  
わし等之儀付る老以別紙申達り、以上、

〔享保二十年〕十一月廿六日

榊山主計(久初)

嶋津主殿(久寛)

嶋津大藏殿(久寛)

嶋津本殿(久志)

種子嶋彈正殿(久志)

堀四郎太夫殿(與昌)

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將  
又爲重陽之御祝儀、時服并御着拜領之、難有由得其意り、  
紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

〔享保二十年〕十一月十八日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

798 御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將  
又爲重陽之御祝儀、時服并御着拜領之、難有由得其意り、  
紙面之趣及言上り、恐々謹言、

〔享保二十年〕十一月十八日 松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

799 吉貴公御譜中

正文在文庫

なぞく何もよろ敷披露いたしまいらせり、めてた  
くかしく、

十月十六日付御文被下り、まつく

公方様 大納言様御機嫌克被爲成、御めて度覺召り由、

扱者九月十三日に

大隅守様御留主御尋として 上使うらをにて 益之助様  
菊姫さまへも御拜領物なされり御事辱覺召り由、御禮仰  
上られり御ふみの通、よろ敷披露いたしりへくり、めて  
たくかしく、

朱カキ  
享保二十年

松平

上總入道様 御返事

人々御中

豊岡 八嶋 浦尾

800  
吉貴公御譜中

正文在文庫

返(通)河野八郎左衛門のほりの時分ハ御言傳仰被進  
かたしけなく思しめしり、くハしき御左右きかせら  
れめてたくかしく御ほしめしり、何もよろしく申せ  
との御事御さり、めてかしく、

御悦之爲おほ被進本マ、り、時分柄ことのほかひへまいらせり  
得共、まつくその御地にて

總州様 大守様も御機嫌よく被爲入り御事、御めて度  
思しめしり、こゝ御ほとこても

御前様も御機嫌よく被爲入、

姫君様 益之助(縁腕)も御機嫌よく、菊姫様御き嫌よく、十

一月十五日ニハ御髪置の御いわる御にきくしく御いわ  
るあそハし、めてたく御悦ニ思しめしり、その時分御祝  
義御もく録のことく御めいくニ進しられり、かたしけ  
なくおほしめしり、いく久しく萬く年もといわる入ら  
せられり、

御前様方御しらか進しられり、かたしけなくおほしめし  
り、

公方様方も 上使にて御はいりやう物あそハしり、その  
外さまかた方も御使にて一入御にきくしく御いわるあ  
そハしりて、御よろこひあそハしり御事ニ御さり、此よ  
しよろしく御申上成まいらせられりへくり、めてたくか  
しく、

朱カキ  
享保二十年 十一月廿一日

とみ

ひし嶋

津 隴 隴

岡た

登 さま

藤え

人々

801 吉貴公御譜中

正文在文庫

利根姫君樣就御入與、爲御祝儀如目錄被獻之外、各申談  
遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

享保二十年

十一月廿九日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

802 繼豊公御譜中

正文在文庫

利根姫君樣就御入與、爲御祝儀如目錄被獻之外、各申談  
遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)

「享保二十年」

十一月廿九日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

803 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方樣 大納言樣益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤候、將  
(一編宗尹)  
又今度徳川刑部卿殿元服、官位被 仰出<sub>レ</sub>段被承之、目

出度被存由得其意<sub>レ</sub>、紙面之趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>

謹言、

朱力キ

享保二十年

十二月二日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

804 全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方樣 大納言樣益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤候、然  
考今度徳川刑部卿殿元服、官位被 仰出<sub>レ</sub>段被承之、目  
出度被存由得其意<sub>レ</sub>、紙面之趣及言上候、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力キ

享保二十年

十二月二日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

805 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方樣 大納言樣益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤<sub>レ</sub>、將  
亦今度徳川刑部卿殿元服、官位被 仰出<sub>レ</sub>段被承之、目  
出度被存由得其意<sub>レ</sub>、紙面之趣各申談及 上聞候、恐<sub>レ</sub>

謹言、

〔享保二十年〕<sup>(奉)</sup> 十二月二日

本多中務大輔  
忠良判

松平大隅守殿

806 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然  
者今度徳川刑部卿殿元服、官位被 仰出外段被承、目出  
度被存由得其意外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

〔享保二十年〕<sup>(奉)</sup> 十二月二日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

807 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々ことのほか寒しまいらせりま々、なを御さハ  
りも御座不成やうにとおほしめし外、こゝ御ほと  
ても

御前様

姫君様 御子さまかた御きけんよくいらせられ外、  
なにもよろしく申上成外へくり、めてかしく、

御悦と御座りて御文のやう、時分からことのほか寒しま  
いらせりへ共、まつく

總州様御機嫌よく被爲入、寒氣の御さハリも御座不被成  
御事きかせられ、かすく御めて度思しめし外、

太守様も御機嫌よく被爲入、御めて度思しめし外、仰  
被進りことく、九月廿三日ニハ徳川刑部卿様御元服、御

官位仰出シの御事きかせられりよし、御悦おほせ進し  
れめてたく御悦ニ思しめし外、先月廿八日ニハ

利根姫君様も天氣もよく御座りて御入興あそハし外、  
森姫君様も當月十八日ニ

右衛門督様へ御婚禮あそハし外、たんく御めてたさ共  
公方様

一位様もことのほか御満足ニ思召めされり御事にて  
姫君様もいかほとかめてたく御悦ニおほしめし外、此

よし宜御申上被成りへくり、めてたくかしく、

〔享保二十年〕<sup>(奉)</sup> 十二月二日

右

ひししま

とみ

隼人さま

岡た

嶋

藤え

登津

御返事

さま

藤え

御返事

藤え

808 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、随而鯛一箱被獻之外、各申談遂披露外處一  
段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
享保二十年 十二月十二日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

809 全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御事外間  
可御心易候、随而鯛一箱被獻之外、遂披露外之處一段之  
御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
享保二十年 十二月十二日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

810 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺外、益御勇健御儀  
外間可御心易外、随而琉球袖十端并鏝節一箱被獻之外、  
各申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)  
「享保二十年」 十二月十二日

本多中務大輔  
忠良判

松平大隅守殿

811 全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺之外、益御安全御  
事外間可御心易外、随而琉球袖十端并鏝節一箱被獻之外、  
遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)  
「享保二十年」 十二月十二日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

812 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、随

苜蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之、各申談遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

(朱) 〔享保二十年〕 十二月十六日 本多中務大輔 忠良判

松平大隅守殿

813 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、隨苜蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 〔享保二十年〕 十二月十六日 松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

814 吉貴公御譜中

正文在文庫

徳川右衛門督殿婚姻相濟外付、爲御祝儀鯛一折被獻之外、各申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 〔享保二十年〕 十二月十九日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

815 全上

徳川右衛門督殿婚姻相濟外付、爲御祝儀鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 〔享保二十年〕 十二月十九日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

816 継豊公御譜中

正文在文庫

徳川右衛門督殿婚姻相濟外付、爲御祝儀鯛一折被獻之外、各申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 〔享保二十年〕 十二月十九日 本多中務大輔 忠良判

松平大隅守殿

817 全上

徳川右衛門督殿婚姻相濟外付、爲御祝儀鯛一折被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 〔享保二十年〕 十二月十九日 松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

こなたよりも御しう義迄こ

上總入道様へ此御目錄之通參らせられり、誠ニ幾久しく萬々年も御長久こはんしやう遊し、御めてたさのミと祝入らせられり、

上總入道様こも替らせられり御事も御座被成りハすめて度おほしめしり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

一位様より申せとの御事ニ御座り、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御こゝろ安思召被成りへくり、さやうニ御座り得者、今度

御簾中様御婚禮萬事御首尾よく相濟せられ、幾萬々年と御めてたさ

一位様御満足の御事ニ御さり、右之御祝義御目錄之通御しん上被成、數々御満足ニ思召り、めてたくかしく、

朱カキ  
享保二十年

松たいら

上總入道様

人々御中

秀小路

櫻井

うえ松

全上

おほしめしり、まことに幾久しく萬々年も御繁昌の御事にて、御めてたさのミと祝入らせられり御事ニ御座り、此よし何もよく御心得申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

一位様より申せとの御事ニ御座り、まつく

一位様御機けんよくならせられり、御心易思召參らせられりへくり、扱は此たひ

御簾中様御婚禮萬事御首尾よく濟せられり、御めてたさ仰上られ、御使者も

一位様へ御もく録之通御あけ被成、披露いたしまいらせり得ハ御満そくこ、めてたくかしく、

朱カキ  
享保二十年

松たいら

上總入道様にて

人々御中

秀小路

櫻井

植松

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、



公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、十月十四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐、謹言、

朱カキ  
享保二十年 十二月廿二日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

821

全御譜中

自今歲九月上旬ニ繼豐羅<sub>ニ</sub>微恙、數雖<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>服藥<sub>ニ</sub>未<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>快  
驗<sub>一</sub>、故闕<sub>ニ</sub>諸有司諸士月次及式禮之拜謁<sub>一</sub>也、

822

繼豐公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、十月十四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐、謹言、

(朱)  
「享保二十年」 十二月廿二日

本多中務大輔

忠良判

松平大隅守殿

823

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲本多中務大輔  
可述外也、

(朱)  
「享保二十年」 十二月廿七日

吉宗公  
學印

薩摩

中將殿

824

全上

爲歲暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外  
處一段之御仕合候、恐、謹言、

(朱)  
「享保二十年」 十二月廿七日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

825

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露候處一段之御  
仕合外、恐、謹言、

(朱)  
「享保二十一年」 正月七日

松平左近將監

乘邑判

826 全上

松平大隅守殿

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 享保二十一年 正月七日

松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

827 宗信公御譜中

正文在文庫

吉書

天福和合樂地德皆圓滿

(朱) 享保二十一年 正月吉日

益之助(花押 No.3)

828 吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 享保二十一年 正月十一日

本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

松平伊豆守 信祝判

松平左近將監 乘邑判

829 全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

(朱) 享保二十一年 正月十一日

松平能登守 乘賢判

松平上總入道

830 継豊公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 享保二十一年 正月十一日

本多中務大輔 忠良判

松平伊豆守 信祝判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

831 爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)

「享保二十一年」

正月十一日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

832 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊冬菊髮置之節、其方并菊御祝儀拜領之、難有由得其

意外、兩通紙面趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(卷)

「享保二十一年」

正月廿三日

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

833 御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊冬菊髮置之節、其方并菊御祝儀拜領之、難有由得

其意外、兩通紙面之趣及言上外、恐々謹言、

(卷)

「享保二十一年」

正月廿三日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

834 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又舊冬

御即位首尾好被遂行外段被承之、目出度被存由得其意外、

依之被差越使者外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹

言、

朱力キ

「享保二十一年」

正月廿五日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

835 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又舊冬

837

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將

〔朱〕  
「享保二十一年」

正月廿五日

松平大隅守殿

松平左近將監

乘邑判

836

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將  
又舊冬

〔朱〕  
「享保二十一年」

正月廿五日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

御即位首尾好被遂行外之段被承之、目出度被存由得其意

外、依之被差越使者外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

又舊冬

御即位首尾好被遂行外之段被承之、目出度被存由得其意

外、依之被差越使者外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保二十一年」

正月廿五日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

838

吉貴公御譜中

正文在文庫

返々いかほともよろしく申あげまいらせ外、めて  
たくかしく、

十二月十八日付にて御ふみ下され外、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めてたく  
覺しめし外よし、しかれハ先月十五日きく姫様御くしを

きあそはし外ニ付

公方様 大納言様外 上使豊岡にて 御同氏大すみの守

様 きく姫様へ御拜領もの遊ハし、有かたき御事ニ覺し

めし外よし御禮仰上られ、よろしく披露いたしまいらせ

外、めてたくかしく、

〔朱〕

「享保二十一年」

外

繼豊公御譜中

正文在文庫

まつ平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

うら尾

なをく何もよろしく申あげまいらせり御事ニ御さ  
り、めてかしく、

十二月十八日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めて度覺  
しめしり由、しかれば十一月十五日 菊姫様御髪置ニ付  
大隅守様 きく姫様より局を以御祝義けん上被成り處  
ニ、局へ拜領物仰付られり段御承知被成、冥加の至り有  
かたくおほしめしりとの御事、御禮仰上られり御ふみの  
とをり、よろしくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

(朱) 「享保二十一年」

まつ平

大隅守様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

人々御中

繼豊公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上まいらせり御事ニ御さ  
り、めてたくかしく、

十二月十八日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御さなされ、御め  
て度おほしめしり由、しかれば十一月十五日 菊姫様御  
髪置に付、 大隅守様 きく姫様を御祝義局を以けん上  
被成り所に、

大納言様よりつほねへ拜領物仰付られり御事御承知被成  
りて、冥加の至り有かたく覺しめしり由、右の御禮

大納言様へ仰上られたきとの御事、御ふみのとをりよ  
ろしくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

(朱) 「享保二十一年」

まつ平

大隅守様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

人々御中

繼豊公御譜中

正文在文庫

吉貴公御譜中  
今上皇帝仁 諱昭

御禮仰上られ御ふみのやう、披露いたしまいらせり  
 へハ數く御満足ニ思しめしり、誠にいくひさしく  
 萬々年までの御機けんよく御はんしやう被遊、御め  
 てたさのミ参らせられ様こといわる入せられり、  
 なにもよく申せとの御事御さり、めてかしく、  
 十二月十八日之御ふみ下されり、まつく  
 一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思召参らせら  
 れり由、扱は霜月十五日御日柄よく、菊姫さま御くしを  
 き御祝義ニ付  
 一位様より御使櫻井にて  
 大隅守様へ御目録之通 益之助さま 菊姫さまへも御も  
 く録之通参らせられりへハ、數くかたしけなく思召参  
 らせられり由、めてたくかしく、  
 (孝)  
 「享保二十一年」

松たいら 御返事 秀小路  
 大隅守様にて 櫻井  
 人々御中 うへ松

中御門院第一皇子、御母 新中和門院延壽故准后、家照公女也、去歲享

保二十年乙卯十一月三日御即位、其儀即見行于

禁内、是故今年正月吉貴呈使翰動在于江都芝邸、駿馬主動使節、於江都之

執政奉賀之、賜奉書、見于左方、

繼豊公御譜中

繼豊有疾、雖然述職之期亦不可失也、故疆疾二月二  
 日發三鷹城(地名)而東、倍賀者家老島津大藏久春・比志島隼人  
 範房吉貴之家者也、吉貴以繼豊有疾使範房送之、而至伏見以事先給豊至江都、側用人福山平太夫安村、  
 表用人山田新助有從、近習役尾上甚五左衛門信房・伊地  
 知千左衛門季伴・木村四郎左衛門時央・岸喜右衛門章辰  
 等也、繼豊病不能遠行、不過一日經數里、同七日  
 至出水、翌八日發出水、同二十一日至豊前大里、  
 其明日航赤間關、經中國之驛路三月十四日至大坂、  
 同十九日派河流、同日至伏見、同二十二日發伏見、  
 過美濃路東海道、四月十五日至東都芝邸也、

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、如承改年之慶賀珍重り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、年始之御規式可相濟と目出度被存由得其意、隨ち御樽肴被獻之、各申談遂披露處一段之御仕合、恐々謹言、

(卷)  
〔享保二十一年〕二月六日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

845 全上

御札令披見、如承改年之慶賀珍重、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、年始御規式可相濟と目出度被存由得其意、隨ち御樽肴被獻之候、遂披露處一段之御仕合、恐々謹言、

(卷)  
〔享保二十一年〕二月六日 松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

846 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、然

老舊冬

利根姫君様松平越前守に御入興相濟、目出度被存由得其意、依之被差越使者候、紙面之趣各申談及上聞、恐々謹言、

朱力  
〔享保二十一年〕二月十五日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

847 全上

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、然老舊冬

利根姫君様松平越前守に御入興相濟、目出度被存由得其意、依之被差越使者候、紙面之趣及言上、恐々謹言、

朱力  
〔享保二十一年〕二月十五日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

848 全上

かすく御満そくと思しめし、誠に幾久しく御はんしやうの御事と祝入らせられ、なをく御悦仰

吉貴公御譜中

正文在文庫

上られ御文のやう、御念被入り御事ニ思しめしり、  
 なにもよく申せとの御事ニ御座り、めてかしく、  
 十二月廿九日之御日付にて御ふミ下されり、まつく  
 一位様御機嫌よく被爲成り、御心易思しめし被成りへく  
 り、さては先月廿八日  
 利根姫君様松平越前守殿へ萬事御首尾よく御入興濟せら  
 れ、  
 一位様にもかすくめてたく萬く年もと思しめしり、  
 御悦と御座りて御文のやう、披露いたしまいらせりへハ、  
 めてたくかしく、

朱ガキ  
 享保二十一年

松たいら 御返事 秀小路  
 上總入道様にて さくらら  
 人々御中 うへ松

6

継豊公御譜中

正文在文庫

上總入道様御替り被成り御事も御座被成りハて、め  
 て度思しめしり、なにもよく申せとの御事ニ御座り、  
 めてかしく、  
 十二月廿九日之御ふミ下されり、まつく  
 一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思しめし被成り  
 由、さては先月廿七日寒中御左右きかせられり御事まで  
 ニ 奥さまへ御目錄之通り参らせられりへハ、御懇の御  
 事  
 上總入道様かたしけなく思しめし被成り由、御禮と御座  
 りて御ふミのやう、披露いたしまいらせり得ハ御満そく  
 ニおほしめしり、めてたくかしく、

朱ガキ  
 享保二十一年

松たいら 御返事 秀小路  
 上總入道様にて さくらら  
 人々御中 植松

6



若舊冬

利根姫君様松平越前守に御入興相濟り段被承之、目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面之趣各申談及上聞外、恐々謹言、

(巻) 「享保二十一年」 二月十五日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

851 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

若舊冬

利根姫君様松平越前守に御入興相濟り段被承之、目出度被存由得其意外、依之被差越使者候、紙面趣及言上外、恐々謹言、

(巻) 「享保二十一年」 二月十五日 松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

852 全上

なをく何もよろしく申上外へくり、めてたくかし

く、

正月四日付にて御ふみ下され外、公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御めて度覺しめし外由、しかれば

利根姫君様御入興相すミ外ニ付、冬年期日

公方様より大久保下野守上使にて、鯛一折 竹姫君様へしんしられ外御事、かたしけなく覺しめし外との御事、右の御禮仰上られ外よし、御ふみのとをりよろしくひろう致まいらせ外、めてたくかし、

(巻) 「享保二十一年」 方

まつ平 御返事

大隅守様

人々御中

豊岡

八嶋

浦尾

853 全上

なをく御表より御祝義仰上られ外へとも、なを又おほせ上られ外との御事、何もくよろしく申上外へくり、めてたくかし、

正月十三日付にて御ふみ下され外、

公方様 大納言様益御機けんよく御座なされ、御めて度

覺し召りよし、しかれば、

利根姫君様まつ平越前守殿へ御入興相濟りたん御承知なされり、御めて度覺しめしりとの御事、右の御しうき仰上られり御ふみのとをり、よろしくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

〔朱カキ〕享保二十一年

まつ平

大隅守様

御返事

人々御中

豊をか

八しま

うら尾

854 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然老舊臘徳川右衛門督殿婚姻相濟り段被承之、目出度被存由得其意り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ

享保二十一年

二月廿六日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

855 全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然老舊臘徳川右衛門督殿婚姻相濟り段被承之、目出度被存由得其意り、紙面趣及言上り、恐々謹言、

朱カキ

享保二十一年 二月廿六日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

856 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然老舊臘徳川右衛門督殿婚姻相濟り段被承、目出度被存由得其意り、紙面趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ

〔享保二十一年〕 二月廿六日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

857

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

老舊藤徳川右衛門督殿婚姻相濟外段被承之、目出度被存  
由得其意り、紙面趣及言上り、恐々謹言、

(朱)  
「享保二十一年」二月廿六日  
松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

858 繼豊公御舎弟

久亮

知之助 圖書

元文元年丙辰二月廿七日誕生、母郷田兼近女、

爲島津圖書久倫養子、

寶曆十三年九月二十六日卒、

859 吉貴公御譜中

正文在文庫

數々御満足と思しめしり、誠ニくいくひさしく  
萬代の御長久こはんしやう被遊、御めてたさのミか  
きりあらずといわる入らせられり、なにもよく申せ  
との御事ニ御さり、めてたくかしく、

正月廿一日の御ふミ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思召被成り由、

さやうニ御座りへハ、舊臘十八日

御簾中様御婚禮萬事御しゆひよく相濟せられ、萬々ねん  
もと御めてたさ

一位様いか程か御満足と思しめしり、右の御祝義仰上ら  
れ御ふミのやう、披露いたしまいらせりへハ、めてたく  
かしく、

(朱)  
享保二十一年

松たいら

上總入道様

御返事  
にて  
人々御中

秀小路  
櫻井  
植まつ

860 繼豊公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申あけまいらせり、めてかし  
く、

正月廿一日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御め  
て度思召り由、しかれば

徳川右衛門督様御婚禮相濟まいらせり御祝儀

公方様より上使内藤越前守にて

竹姫君様へ御着被進り、

大納言様よりも御さかな被進、辱思召りよし、右之御禮  
仰上られり御ふみのおもむき、よろしく披ろう致まいら  
せり、めてたくかしく、

〔享保二十一年〕

松平

大隅守様

御返事  
人々御中

豊岡

八嶋

うら尾

861  
全上

數々御満足ニ思しめしり、誠こいくひさしく萬

々年も御機嫌ともよく御はんしやう被遊、御めて  
たさのミかきりあらずといわる入せられり、なにも  
よく申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、

正月廿一日の御ふミ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思召参らせら  
れり由、さやうニ御座りへは、舊臘十八日は

御簾中様御婚禮萬事御首尾よく相濟せられ、萬々ねんも  
と御めて度さ

一位様いか程か御満足ニ思しめしり、右の御祝義仰上ら

れ御ふみのやう、披露いたし参らせりへは、めてたくか  
しく、

〔享保二十一年〕

松たいら

大隅守様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

うへ松

862  
全上

おほしめしり、誠に幾久しく萬々年も御繁昌の御  
事にて、御めてたさのミと祝入らせられり御事ニ御  
さり、なにもよく御心へ申せとの御事ニ御さり、め  
てたくかしく、

一位様より申せとの御事ニ御座り、まつく

一位様御機嫌よくならせられり、御心易思召参らせられ  
へり、扱は

御簾中様御婚禮御首尾よく濟せられり、御めてたさ仰上  
られ

一位様へ御使者にて御目録之通御あけ被成、披露いたし  
まいらせり得ハ御満そく、めてたくかしく、

〔享保二十一年〕

松たいら  
大隅守様にて  
人々御中  
櫻井  
うえ松  
秀小路

全上

こなた方も御祝義までニ、大隅守様へ此御目錄之通  
まいらせられり、誠にいく久しく萬々年も御はんし  
やう遊しり御事といわる入らせられり、なにもよく  
申せとの御事ニ御座り、大隅守様も替らせられり  
御事も御座被成りはず、めてたく思しめしり、めて  
たくかしく、

一位様より申せとの御事ニ御座り、まつく  
一位様御機嫌よく成らせられり、御ころ安思召参らせ  
られりへくり、さやうニ御座りへハ、今度  
御簾中様御婚禮萬事御しゆひよく相濟せられ、幾萬々年  
と御めてたさ

一位様御満足の御事ニ御座り、御祝義御目錄の通り御し  
ん上被成、數く御満足ニ思しめしり、めてたくかしく、

(末)  
「享保二十一年」

秀小路

お

松たいら  
大隅守様  
人々御中  
櫻井  
植まつ

全上

御念入まいらせられり御事、誠に幾久しくと祝  
入らせられり御事ニ御座り、なにもよく御心得申せ  
との御事ニ御さり、なをくめてたくかしく、

正月廿七日之御日付にて御ふみ下され、披露致まいらせ  
り、まつく

一位様御機嫌よく成らせられ、めてたく思しめし被成り  
由、扱は

御簾中様御婚禮萬事御首尾よく濟せられり、御しう義大  
隅守様并御同氏上總入道様并奥さまへも御もく録之通参  
らせり得ハ、御懇の御事有かたくおほしめし被成りよし、  
御禮と御座りて御文のやう、めてたくかしく、

(末)  
「享保二十一年」

松たいら  
大隅守様にて  
御返事  
人々御中

秀小路  
櫻井  
うへ松

お